

**国別ジェンダー情報整備調査
コロンビア共和国
報告書**

**平成26年2月
(2014年)**

**独立行政法人国際協力機構
日本テクノ株式会社**

| |
|--------|
| 基盤 |
| JR |
| 14-033 |

**国別ジェンダー情報整備調査
コロンビア共和国
報告書**

**平成26年2月
(2014年)**

**独立行政法人国際協力機構
日本テクノ株式会社**

本報告書は、JICA が日本テクノ株式会社に委託し、平成 25 年 10 月から 26 年 2 月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICA が当該国で援助を実施する上の参考資料として作成されたものです。記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 地図 | |
| 要約 | i |
| 略語表 | iv |
| 1. 基礎資料 | 1 |
| 1.1 社会経済関連指標 | 1 |
| 1.2 教育関連指標 | 2 |
| 1.3 保健医療関連資料 | 3 |
| 1.4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標（ジェンダー関連） | 4 |
| 1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律など） | 4 |
| 2. コロンビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み | 9 |
| 2.1 女性の概況 | 9 |
| 2.1.1 コロンビアの社会経済状況 | 9 |
| 2.1.2 コロンビアにおける女性の概況 | 10 |
| 2.1.3 女性世帯主の世帯と貧困 | 10 |
| 2.1.4 ジェンダーに関連した暴力 | 12 |
| 2.1.5 国内紛争下での女性への暴力 | 14 |
| 2.1.6 女性の法的な意思決定機構への参加 | 15 |
| 2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み | 18 |
| 2.2.1 ジェンダーに関する国家政策 | 18 |
| 2.2.2 ジェンダー主流化における参加型政策策定のプロセスの重視 | 23 |
| 2.2.3 ジェンダー関連法 | 24 |
| 2.2.4 国際条約の批准と実施状況 | 24 |
| 2.2.5 ジェンダー平等に向けた行政組織改革（公共政策と制度開発） | 25 |
| 2.2.6 国内紛争被害者の支援 | 26 |
| 2.2.7 女性への暴力根絶への活動 | 27 |
| 2.2.8 貧困対策 | 28 |
| 2.3 ナショナル・マシナリー | 31 |
| 2.3.1 設立背景 | 31 |
| 2.3.2 組織の目的と機能 | 31 |
| 2.3.3 組織内容 | 32 |
| 2.3.4 ACPEM の活動状況 | 33 |
| 2.3.5 県レベルでの活動状況 | 35 |
| 2.4 ジェンダーにおけるドナー協調 | 36 |
| 2.4.1 「ジェンダー部会」の設立の背景・現状 | 36 |

| | |
|---|----|
| 2.4.2 「ジェンダー部会」の目的 | 37 |
| 2.4.3 「ジェンダー部会」メンバー | 37 |
| 2.5 民間組織による活動 | 39 |
| 2.5.1 民間団体と代表組織 | 39 |
| 3. 主要セクターにおけるジェンダー状況 | 41 |
| 3.1 教育分野 | 41 |
| 3.1.1 ジェンダーに関する法的・制度的枠組み | 41 |
| 3.1.2 女子教育 | 44 |
| 3.2 保健医療分野 | 47 |
| 3.2.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み | 47 |
| 3.2.2 リプロダクティブ・ヘルス/女性の健康 | 49 |
| 3.3 農業及び農村開発分野 | 53 |
| 3.3.1 ジェンダーに関する政策的枠組み | 53 |
| 3.3.2 国内紛争により失われた土地の回復 | 55 |
| 3.3.3 農業における女性の役割 | 55 |
| 3.3.4 コーヒー産業 | 57 |
| 3.3.5 生花産業 | 58 |
| 3.4 都市開発・インフラ整備分野 | 59 |
| 3.4.1 ジェンダーに関する政策的枠組み | 59 |
| 3.4.2 生活インフラの現状 | 59 |
| 3.4.3 防災における取組 | 60 |
| 3.5 雇用及び経済活動分野 | 62 |
| 3.5.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み | 62 |
| 3.5.2 ジェンダーと雇用経済活動 | 66 |
| 4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況及びジェンダー主流化に向けた教訓 | 70 |
| 4.1 協力プログラムにおける女性の現状・役割の適切な認識 | 70 |
| 4.2 適切な案件形成に資するジェンダー統計/調査の活用 | 71 |
| 4.3 ジェンダー公正を意識した支援と女性の積極的参加によるインパクト・波及効果 | 72 |
| 5. ジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点 | 73 |
| 5.1 進展中のジェンダー政策への留意 | 73 |
| 5.2 女性ターゲットの適切な把握とジェンダー統計/調査の適切な活用 | 73 |
| 5.3 中央と地方のジェンダー主流化における極端なギャップの存在 | 74 |
| 5.4 「ソーシャル・インクルージョン」と「多様なニーズや視点に対応する配慮」との調和 | 74 |
| 5.5 これまでの経験を踏まえた多様な開発ツールの組み合わせによる相乗効果 | 75 |
| 6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連援助事業（2013年10月現在） | 76 |
| 7. ジェンダー関連の情報源 | 77 |

| | |
|-------------------|----|
| 7.1 関連機関/組織 | 77 |
| 7.2 主な関連資料及び文献リスト | 77 |
| 8. 用語・指標解説 | 79 |
| 9. 参考文献 | 81 |



コロンビア共和国 República de Colombia



要 約

コロンビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

女性の概況

- 教育普及と高学歴化、女性雇用における関連法制度整備を背景に女性の社会進出度、特に公的部門での女性比率は向上している。
- 賃金差別、家事・介護・育児などの無報酬労働等の労働条件における男女格差等が存在する。また女性世帯主世帯における貧困比率は男性世帯主世帯に比べて高く、特に地域別に見た場合その格差は農村部でその傾向が高い。
- 長年の国内紛争の影響もあり、子ども、少女等を含む女性に対する暴力は依然深刻な問題となっている。

ジェンダーに関する政府の取り組み

- 「国家開発計画 2010-2014：全国民のための繁栄」PND 2010-2014 に従い、「女性のためのジェンダー平等国家政策に係る指針（以下、「国家ジェンダー指針」）」が策定された。その具体的行動計画である「行動計画 2013-2016」は既に実施に移されており、中央官庁・政府関連組織はジェンダー主流化に向けた強い姿勢を示している。
- 特に国内紛争の被害者支援、女性に対する暴力の根絶は大きな政策課題とされており、国内女性支援組織の大規模な政策参加の下で、法政策整備とその実施が進められている。

ナショナル・マシナリー

- 1990 年以降、数度の組織変更の後、現在では「ジェンダー平等のための大統領府高等審議室」がナショナル・マシナリーとしてジェンダー関連政策における調整・実施促進・監視を行っている。
- 現サントス政権下では一連のジェンダー関連政策の策定に大きく寄与した他、現在は未成年の妊娠予防、国内紛争の被害者への支援、ジェンダー監視室の運営等を実施している。

ジェンダーにおけるドナー協調

- 2008 年以降、コロンビア国内で活動を行う 30 を超える援助機関・組織が「ジェンダー部会」に参加し、女性の権利、ジェンダーの平等、平和構築等に関して支援を行っている。
- USAID 議長（2013-2014）及び UN Women 事務局の下、「ジェンダー部会」会合を年四半期に開催しており、また 3 つの作業委員会（「女性の政治的インクルージョンと代表」、「ジェンダー公正」及び「平和構築」）を設置し活動を行っている。

民間組織/独立組織による活動

- コロンビア国内には数多くの女性支援団体・組織が存在し、多様な女性グループの抱える課題、意見などを反映し活発な政治活動を政府に対し行っている。

- コロンビア政府はこうした女性支援団体・組織との対話を重視する姿勢を常に示しており、ジェンダー関連政策策定プロセスや定期全国大会等を通じ、ジェンダー主流化のための共同歩調を取っている。

主要セクターにおけるジェンダー状況

教育分野

- 「行動計画 2013-2016」に従い、「教育におけるジェンダー」、「女性への暴力問題」の視点から教育関係 3 省庁・機関による計 24 活動を実施中である。
- 就学年数、識字率、就学率等においては女性が男性を上回っており男女格差は確認されない。しかし女性の学業放棄理由を見ると思春期の妊娠・出産・育児などジェンダーに関連する原因が大きく影響していることが確認される。

保健医療分野

- 「行動計画 2013-2016」に従い、「保健とセクシャル/リプロダクティブ・ライツ」等の視点から保健関係 4 省庁・機関による計 12 活動を中心に実施中である。
- 2000 年初頭に入り妊産婦死亡率は 30 ポイント程度低下したが、その後は変化がなく停滞した状態にある。加えて、「望まない妊娠」、「危険な墮胎」、「子宮頸がん・乳がん」等の高い発生率等が現在の課題とされている。

農業及び農村開発分野

- 国内紛争で失われた土地の返還により当該地域における農業生産を回復し、またこれに従事する帰還民が安全に定住できる住宅供給が現在の課題である。
- 女性経済活動人口のうち農業に従事する者の割合はかつて 23% (1980 年) と 4 人に一人の女性は農業に従事していたが、現在では 7.1% (2013 年 9 月) にまで低下しており、農業生産における女性の割合は高くない。現在は輸出部門として拡大する生花産業や伝統的に男性が多かったコーヒー生産における女性の進出が高まっている。

都市開発・インフラ整備分野

- 携帯電話と電力を除く都市部と農村部での生活インフラの普及度の格差は非常に大きい。
- 地方部における安全で快適な住宅の供給不足は、国内避難から帰還する住民の定住を阻害し、これが地方開発の足かせとなっている。また、いまだ家庭内労働の負担を担いつつ生産活動にも参加している女性への支援の観点からも住宅問題の解消は重要である。
- 近年では自然災害に対する防災にジェンダーの視点を取り入れる試みが進められている。

雇用及び経済活動分野

- 「行動計画 2013-2016」に従い、女性の経済的自立のため土地・住居・信用供与・技術支援・訓練等、生産要素へのアクセス促進のための機会とその条件の提供を目的に労働省を中心とする関係 12 省庁・機関が活動を実施中である。

- 女性は商業やサービス部門における就業比率が高いが、恒常に男性より高い失業率や男女賃金格差、無報酬労働を含む長い労働時間などが課題とされている。

JICA事業におけるジェンダー主流化状況及びジェンダー主流化に向けた教訓

- 紛争による社会的弱者への支援に焦点を当てつつも、それを取巻く家族・コミュニティ等広く周辺環境を巻き込む形で支援することで、持続的かつ相乗効果を伴うアプローチは、女性のエンパワーメントだけでなく、暴力や摩擦等社会的リスクを抑えつつ成果をもたらす好例である。この「男女双方の参加」によるジェンダー平等への取り組みは、ジェンダー公正を注視するがゆえに女性のエンパワーメントだけに目を向けてしまいがちな支援方法に示唆を与えるものである

コロンビアにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

- コロンビア政府のジェンダー政策の進展を注視し、これにアラインすることは先方のイニシアチブを尊重しつつ効果的な支援の実施につながるが、具体的なプロジェクト支援実施に際してはジェンダー統計/調査による適切な女性の現状・ニーズ把握が不可欠である。
- コロンビア国内の都市部と地方のジェンダー意識の大きな隔たりは大きな課題であり、これを適切に認識した上で前述の包括的アプローチと継続的な支援を実施する必要がある。

略語表

【日西対訳】

| | | |
|-------------|---|--|
| ACCD | Agencia Catalana de Cooperación para el Desarrollo | カタルーニャ開発協力庁 |
| ACNUR | Alto Comisionado de las Naciones Unidas para los Refugiados/UNHCR | 国連難民高等弁務官事務所 |
| ACPEM | Alta Consejería Presidencial para la Equidad de la Mujer | ジェンダー平等のための大統領府高等審議室 |
| AECID | Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo | スペイン国際開発協力庁 |
| ANSPE | Agencia Nacional para la Superación de la Pobreza Extrema | 国家極貧克服庁 |
| CEDAW | Convención/Protocolo Facultativo de la Convención sobre la Eliminación de Toda las Formas de Discriminación contra la Mujer | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約/その選択議定書（女子差別撤廃条約選択議定書）及び女子差別撤廃委員会 |
| COLCIENCIA | Departamento Administrativo de Ciencia, Tecnología e Innovación | 科学技術イノベーション局 |
| COLDEPORTES | Departamento Administrativo del Deporte, la Recreación, la Actividad Física y el Aprovechamiento del Tiempo Libre | スポーツ・レクリエーション・体育活動・余暇の活用局 |
| COMPES | Consejo Nacional de Política Económica y Social | 国家経済社会評議会 |
| DAFP | Departamento Administrativo de la Función Pública | 公共機能管理局 |
| DAPRE | Departamento Administrativo de Presidencia de la República | 大統領府 |
| DANE | Departamento Administrativo Nacional de Estadística | 国家統計局 |
| DIMPE | Dirección de Metodología y Producción Estadística | 統計手法・実施局 |
| DNP | Departamento Nacional de Planeación | 国家企画庁 |
| DPS | Departamento de Prosperidad Social | 社会繁栄庁 |
| DSR | Derechos Sexuales y Reproductivos | 性的及びリプロダクティブの権利 |
| ELN | Ejército de Liberación Nacional | 国民解放軍 |
| ENDS | Encuesta Nacional de Demografía y Salud | 人口保健全国調査 |
| FARC | Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia | コロンビア革命軍 |
| FOB | Free on Board | 本船甲板渡し条件 |
| GDP | Gross Domestic Product | 国内総生産 |
| GIZ | Deutsche Gesellschaft für Internationale | ドイツ国際協力公社 |

| | | |
|-----------------|---|---------------------------------|
| | Zusammenarbeit | |
| HIV/AIDS | Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome | ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群 |
| ICBF | Instituto Colombiano de Bienestar Familiar | コロンビア家族福祉庁 |
| ICT | Information and Communication Technology | 情報通信技術 |
| INCODER | Instituto Colombiano de Desarrollo Rural | コロンビア農村開発庁 |
| INMLCF | Instituto Nacional de Medicina Legal y Ciencias Forenses | 法医科学研究所 |
| ITS | Infecciones de Transmisión Sexual | 性感染症 |
| IVE | Interrupción Voluntaria del Embarazo | 妊娠の自発的中止 |
| LGBTI | Lesbian, Gay, Bisexuality, Transgender/Transexual and Intersexed | 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性転換者・異性装同性愛者 |
| MADR | Ministerio de Agricultura y Desarrollo Rural | 農業・農村開発省 |
| MDG | Millennium Development Goal | ミレニアム開発目標 |
| MEN | Ministerio de Educación Nacional | 教育省 |
| OAG | Observatorio de Asuntos de Género | ジェンダー監視室 |
| OIM | Organización Internacional para la Migración | 国際移住機関 |
| OLO | Observatorio Laboral y Ocupacional | 労働・職業監視室 |
| ONV COLOMBIA | Observatorio Nacional de Violencias COLOMBIA | コロンビア全国暴力監視室 |
| OVOP | One Village One Product | 一村一品 |
| OSC | Organización de Sociedad Civil | 市民社会組織 |
| PFIV | Programa de Fortalecimiento Institucional para las Víctimas | 被害者のための制度強化プログラム |
| PND | Plan Nacional de Desarrollo | 国家開発計画 |
| PNUD | Programa de Naciones Unidas de Desarrollo | 国連開発計画 |
| SENA | Servicio Nacional de Aprendizaje | 国家職業訓練庁 |
| SGSS | Sistema General de Seguridad Social | 社会安全システム |
| SIVIGILA | Sistema Nacional de Vigilancia en Salud Pública | 公衆衛生監視国家システム |
| SNARIV | Sistema Nacional de Atención y Reparación Integral a las Víctimas | 被害者統合ケア回復システム |
| SNGRD | Sistema Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres | 全国災害リスク管理システム |
| SPE | Servicio Público de Empleo | 公的部門雇用サービス |
| SVCSP | Subdirección de Vigilancia y Control en Salud Pública | 公衆衛生監視コントロール副局 |

| | | |
|----------|--|-----------------------------|
| UNFPA | United Nations Population Fund | 国連人口基金 |
| UNGRD | Unidad Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres | 全国災害リスク管理局 |
| UN Women | Entidad de Naciones Unidas para la Igualdad de Género y el Empoderamiento de las Mujeres/ONU Mujeres | ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 |
| USAID | Agencia de los Estados Unidos para el Desarrollo Internacional | 米国国際開発庁 |

1. 基礎資料

1.1 社会経済関連指標

| 国際開発指 標 | 年 | 人間開発指数 | | ジェンダー 開発指数 | | ジェンダーエンパ ワーメント測定 | | ジェンダー 不平等指数 | | 参照 |
|------------|------|--------|------|---------------|------|---------------------|------|----------------|------|-----|
| | | Value | Rank | Value | Rank | Value | Rank | Value | Rank | |
| | 2012 | 0.719 | 91 | | | | | 0.459 | 88 | (1) |
| | 2005 | 0.791 | 75 | 0.789 | 66 | 0.496 | 69 | | | (2) |

| | 年 | グローバル・ジェンダー・ギャップ指標 | | | | 参照 |
|--|------|--------------------|--|------|--|-----|
| | | Score | | Rank | | |
| | 2012 | 0.6901 | | 63 | | (3) |
| | 2006 | 0.7049 | | 22 | | (3) |

| 人口指標 | 年 | 人口* | | 都市人口 | | 参照 |
|------|------|------------|--------|--------|--------|-----|
| | | 総人口 | 女性人口比率 | 都市人口比率 | 女性人口比率 | |
| | 2012 | 46,581,823 | 50.6% | - | - | (4) |

*:センサス 2005に基づく推測値。

| | 年 | 年平均 人口増加率(%) | 中位年齢 | 世帯主別世帯比率(%) | | 参照 |
|--|---------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| | | | | 男性世帯主世帯 | 女性世帯主世帯 | |
| | 2010-15 | 1.15 | 26.80 (2010) | 65.6 (2012) | 34.4 (2012) | (4)(5) |
| | 2005-10 | 1.19 | 25.35 (2005) | 66.6 (2007)* | 33.4 (2007)* | (4)(6) |

*:首都ボゴタ市ののみの数値

| 経済指 標 | 年 | 一人当たり国内総生産 (名目 GDP、百万ペソ) | 国内総生産 (GDP) 成長率% | インフレ 率* | ジニ係数 | 参照 |
|----------|------|-----------------------------|---------------------|-------------|--------------|-----------|
| | | | | 男性世帯主世帯 | 女性世帯主世帯 | |
| | 2011 | 621,615 (暫定値) | 6.6 (暫定値) | 2.44 (2012) | 0.539 (2012) | (7)(8)(9) |
| | 2005 | 340,156 | 4.7 | 4.85 | 0.557 | (7)(8)(9) |

*:消費者物価指数

| 部門別公共支 出(対 GDP、%) | 年 | 保健医療 | | 教育 | | 軍事 | | 全債務サービス | | 参照 |
|----------------------|------|------|-----|-----|-----|----|----|---------|----|----|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| | 2010 | 5.5 | 4.8 | 3.6 | 3.4 | - | - | (1) | | |
| | 2000 | 5.5 | 3.5 | 3.0 | 5.1 | - | - | (1) | | |

*:暫定値

| 労働指標 | 年 | 労働力率% | | 失業率 | | 名目最低賃金 (コロンビアペソ) | 参照 |
|------|-------|-------|------|-----|------|---------------------|----------|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | |
| | 2013* | 74.5 | 54.2 | 7.1 | 12.4 | 589,500 | (10)(11) |
| | 2007* | 70.5 | 45.8 | 8.7 | 14.1 | 433,700 | (10)(11) |

*:2013年7-9月期

| 産業別 労働比率 | 年 | 商業/レスト ラン/ホテル | | 社会/共同体/ 個人サービス | | 農牧畜 水産林業 | 製造業 | 輸送/倉庫/ 通信 | 不動産/ 企業サービス | 参照 |
|-------------|--------|------------------|------|-------------------|------|-------------|-----|--------------|----------------|----|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | | | | |
| | 2013* | 27.3 | 20.1 | 17.3 | 11.4 | 7.9 | 7.1 | 7.1 | (12) | |
| | 2006** | 26.0 | 20.9 | 19.3 | 12.8 | 8.0 | 4.9 | 4.9 | (13) | |

*:2013年8-10月期、** : 2006年10-12月期

(1) UNDP (2013). "Human Development Report 2013," New York, p.145, p.157 及びp.163.

(2) UNDP (2008) 「人間開発報告書 2007/2008」東京、p.363.

(3) World Economic Forum (2012). "The Global Gender Gap Report 2012," Geneva, p.8.

(4) DANE (2010). "Proyecciones Nacionales y Departamentales de Población 2005-2020," Bogotá, p.76.

(5) DANE (2013). "Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012," Bogotá, p.19.

(6) DANE (2007). "Encuesta de Calidad de Vida 2007."

<http://www.dane.gov.co/index.php/esp/estadisticas-sociales/calidad-de-vida-ecv/87-sociales/calidad-de-vida/3894-encuesta-calidad-de-vida-bogota-2007> (2013年12月18日アクセス)

- (7) DANE (2013). "Informe de Resultados de las Cuentas Nacionales Anuales Años 2010 Definitivo y 2011." Provisional, Bogotá, pp.6-7, p.9.
- (8) DANE. "Variaciones Porcentuales IPC 1998-2013 (Nov.)."
http://www.ani.gov.co/sites/default/files/hiring/3402/396/anexo_16 indice de precios al consumidor ipc.pdf
(2013年12月18日アクセス)
- (9) DANE (2013). "Pobreza Monetaria y Multidimensional en Colombia 2012," Bogotá, p.16.
- (10) DANE (2012). "Comportamiento del Mercado laboral por Sexo, Trimestre Jul.-Sep. 2013," Bogotá, pp.2-3.
- (11) Ministerio de Trabajo, <http://www.mintrabajo.gov.co/empleo/abece-del-salario-minimo.html> (2013年12月18日アクセス)
- (12) DANE (2013). "Principales Indicadores del Mercado laboral, Oct de 2013," Bogotá, p.19.
- (13) DANE (2007). "Ocupados Ramas Nacionales."
http://www.dane.gov.co/files/investigaciones/empleo/ech_genero/C3_EG_IVtrim06.xls (2013年12月18日アクセス)

1. 2 教育関連指標

| | | | | |
|------|---|--|--|-----------|
| 教育制度 | 就学前教育、基礎教育（前期：Primaria が 5 年、後期：Secundaria が 4 年）、中等教育（2 年）、高等教育（大学、専門学校など）から構成される。 | | | 参照 (1) |
| | | | | |

| 成人非識字率* | 年 | 計 | | | 女性 | 参照 | | |
|---------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | | 男性 | | | | | | |
| | | 2011 | 6.4 | 6.5 | | | | |
| 2007 | | | 6.9 | 7.1 | 6.7 | (2) | | |

*:15 歳以上人口

| 基礎教育 前期 | 年 | 純就学率* | | | 総就学率 | | | 参照 |
|------------|---|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計 | 男児 | 女児 | 計 | 男児 | 女児 | |
| | | 2011 | 87.6 | 87.3 | 88.0 | 110.3 | 112.9 | 107.5 |
| 2007 | | 81.6 | 81.3 | 81.8 | 103.6 | 105.5 | 101.6 | (2) |

*: 6-10 歳人口

| 基礎教育 後期 | 年 | 純就学率* | | | 総就学率 | | | 参照 |
|------------|---|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計 | 男児 | 女児 | 計 | 男児 | 女児 | |
| | | 2011 | 70.3 | 66.2 | 74.8 | 137.4 | 132.7 | 142.7 |
| 2007 | | 63.1 | 60.7 | 65.7 | 122.0 | 118.0 | 126.6 | (2) |

*: 11-14 歳人口

| 中等教育 | 年 | 純就学率 | | | 純就学率 | | | 参照 |
|------|---|------|----|----|------|----|----|----|
| | | 計 | 男児 | 女児 | 計 | 男児 | 女児 | |
| | | - | - | - | - | - | - | |
| - | | - | - | - | - | - | - | - |

*: 17-21 歳人口

| 技術・職業訓練教育 | 年 | 技術・職業訓練教育機関卒業数* | | | 技術・職業訓練教育機関卒業数* | | | 参照 |
|-----------|---|-----------------|---------|---------|-----------------|----|----|----|
| | | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | |
| | | 2001-10 | 599,172 | 289,989 | 309,183 | - | - | |
| - | | - | - | - | - | - | - | - |

*: 技能・技術・専門学校の合計

| 教員養成大学 | 年 | 教員養成大学就学者数 | | | 教員養成大学就学者数 | | | 参照 |
|--------|---|------------|----|----|------------|----|----|----|
| | | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | |
| | | - | - | - | - | - | - | |
| - | | - | - | - | - | - | - | - |

| 高等教育 | 年 | 大学(公立・私立)の生徒数 | | | 大学(公立・私立)の生徒数 | | | 参照 |
|------|---|---------------|---------|---------|---------------|----|----|----|
| | | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | |
| | | 2001-10 | 989,015 | 426,182 | 562,833 | - | - | |
| - | | - | - | - | - | - | - | - |

(1) Ministerio de Educación Nacional, <http://www.mineducacion.gov.co/1621/w3-article-233839.html>
(2013年12月18日アクセス)

(2) DANE (2012). "Boletín de Prensa, Género 2011," Anexo, Bogotá.

(3) Observatorio laboral para la educación,

<http://www.graduadoscolombia.edu.co/html/1732/w3-channel.html> (2013年12月18日アクセス)

1.3 保健医療関連指標

| 出生時平均余命(歳) | 年 | 計 | 男性 | 女性 | 参照 |
|------------|-------|---|-------|-------|-----|
| | 2015* | — | 73,08 | 79,39 | (1) |
| | 2010 | — | 72,07 | 78,54 | (1) |

*:推定値

| 保健医療労働力 | 年 | 人口一万人当たりの医師数 | 参照 |
|---------|-----------|--------------|-----|
| | 2005-2010 | 14 | (3) |
| | 2000-2009 | 14 | (5) |

| リプロダクティブ・ヘルス | 年 | 妊産婦死亡率* | 合計特殊出生率 | 避妊実行率 | 産前検診受診率 | 参照 |
|--------------|------|---------|---------|---------------------|---------|-----------|
| | 2010 | 71.6 | 2.3 | — | - | (2)(3) |
| | 2000 | 104.9 | 2.6 | 78.2 (1990-2008) | - | (2)(3)(5) |

*:新生児 10 万人当たり

| | 年 | 助産婦専門技能者による出産 | 妊婦貧血率 | 平均初婚年齢 | 15-19 歳の年齢層の女性 1000 人当たりの出生数 | 参照 |
|--|-----------|---------------|-------|--------|------------------------------|-----|
| | 2012 | — | — | — | 68.1 | (3) |
| | 1990-2008 | 96.1 | — | — | 74.3 | (5) |

| 乳児死亡率/5歳未満児死亡率 | 年 | 乳児死亡率 (1000 人当たり) | | | 5 歳未満児死亡率 (1000 人当たり) | | | 参照 |
|----------------|------|-------------------|----|----|-----------------------|----|----|-----|
| | | 計 | 男児 | 女児 | 計 | 男児 | 女児 | |
| | 2010 | 17 | — | — | 19 | — | — | (3) |
| | 2008 | 16 | — | — | 20 | — | — | (5) |

| ワクチン接種率 (1 歳児) | 年 | はしか | 三種混合 | BCG | ポリオ | 参照 |
|----------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | 2010 | 88 | 96 | — | — | (3) |
| | 2008 | 92 | 92 | — | — | (5) |

| 栄養状態 | 年 | 低体重児の割合 | 慢性栄養不良時の割合 | 急性栄養不良時の割合 | ヨード欠乏症 | 下痢時の経口補水療法使用率 | 参照 |
|------|-----------|---------|------------|------------|--------|---------------|-----|
| | 2006-2010 | 3.4 | — | — | — | — | (3) |
| | — | — | — | — | — | — | — |

| 安全な飲料水及び改善された衛生施設を利用できる人口 | 年 | 安全な飲料水へのアクセス% | 改善された衛生施設へのアクセス% | 参照 |
|---------------------------|------|---------------|------------------|-----|
| | 2011 | 93 | 78 | (4) |
| | 2000 | 91 | 73 | (4) |

| HIV/エイズ | 年 | 妊婦健診を受信した女性の HIV 感染率 | HIV 感染率(%) | 参照 |
|---------|------|----------------------|-------------------------|-----|
| | 2009 | — | 男性 0.1 女性 0.2 (15-24 歳) | (3) |
| | 2007 | — | 0.6 (15-49 歳) | (5) |

(1) Observatorio de Asuntos de Género,

<http://www.dane.gov.co/index.php/poblacion-y-demografia/series-de-poblacion>

(2013 年 12 月 18 日 アクセス)

(2) COMPES (2013). "Documento COMPES Social 161," Equidad de Género para las Mujeres, Bogotá, p.24.

(3) UNDP (2013). "Human Development Report 2013," New York, p.157, p167, p.195.

(4) WHO/UNICEF (2013). "Progress on sanitation and drinking water 2013 update," Geneva, pp.18-19.

(5) UNDP (2010). "Human Development Report 2010," New York, p.181, p.222.

1.4 ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標（ジェンダー関連）

目標 2：普遍的な初等教育の達成

| 指標 | 目標：2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育*の全過程を修了できるようにする。 | | | | | 参照 |
|-----------------|--|------------------------|------------------------|-------------|------------|-----|
| | 純就学率 | 15-19歳人口における基礎教育前期修了者率 | 20-24歳人口における基礎教育後期修了者率 | 15-24歳人口識字率 | 教育支出比率 | |
| 2012 | 86.5 | 95.1 | 66.5 | 98.2 (2011) | 4.4 (2011) | (1) |
| ベースライン 1990年 | 70.7 | 80.0 | 32.8 | 90.5 | 2.7 | (1) |

* : コロンビアの場合、基礎教育前期（5年）に相当

目標 3：ジェンダー平等の推進と女性の地位向上

| 指標 | 目標：2015年までに全ての教育レベルで男女格差を解消する。 | | | | | 国会に占める女性の議席数 | 参照 | | |
|-----------------|--|------|------|--------|-------|--------------|-----|--|--|
| | 就学年数別にみた男女収入比較 (男性 100US\$に対する女性 US\$建ての収入) | | | | | | | | |
| | 全体 | 0-5年 | 6-9年 | 10-12年 | 13年以上 | | | | |
| 2012 | 88.8 | 81.4 | 76.9 | 77.7 | 79.2 | 12.1 | (1) | | |
| ベースライン 1990年 | — | — | — | — | — | 4.5 | (1) | | |

目標 5：妊娠婦の健康の改善

| 指標 | 目標：妊娠婦の健康状態の改善 | | | | | | 参照 | |
|-----------------|----------------|---------------|-------|---------|------|----------------|-------------|-----|
| | 妊娠婦死亡率* | 助産婦専門技能者による出産 | 避妊普及率 | 産前検診受診率 | | 家族計画の満たされないニーズ | 少女の出産率** | |
| | | | | 最低1回 | 最低4回 | | | |
| 2010 | 92 | 99.3 (2011) | 79.1 | 97.0 | 81.0 | 8.0 | 85.1 (2008) | (1) |
| ベースライン 1990年 | 170 | 80.6 | 66.1 | 82.0 | 67.0 | 13.7 | 91.8 (1993) | (1) |

* : 新生児 10万人当たり

** : 女性 1000人当たり

(1) CEPAL, Statistics Division, “Country Profile Colombia”

http://interwp.cepal.org/perfil_ODM/perfil_pais.asp?pais=COL&id_idioma=2 (2013年12月19日アクセス)

1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律など）

公的部門における女性の意思決定参加率

| 年 | 上院議員* | | 下院議員** | | 県知事** | | 県議会議員** | | 市長** | | (6)民間セクター%*** | | | | 参照 |
|------|-------|------|--------|------|-------|-----|---------|------|------|-----|---------------|-----|-----|---------|--------|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 部長以上 | 管理職 | 専門職 | 支援/基礎業務 | |
| 2011 | 16 | 15.8 | 19 | 11.7 | 3 | 9.4 | 1,875 | 17.0 | 107 | 9.7 | 20 | 40 | 50 | 60 | (1)(2) |

* : 2010-2014期、** : 2010年10月30日時点、*** : 国内12部門170社の調査結果

(1) ACPEM, http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/oag_boletin-13.pdf (2013年12月11日アクセス)

(2) ACPEM (2012). “Lineamiento de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres,” Bogotá, p25

ジェンダー関連国際条約の署名及び批准

| 署名年 | 批准年 | 条約 |
|-----------------------|------|--|
| 2000 ('法律 800'による) | 2003 | 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 (Convención de Naciones Unidas contra la Delincuencia Organizada Transnacional y el Protocolo para prevenir, reprimir y sancionar la trata de personas, especialmente de mujeres y niños) |
| 2000 | 2000 | ミレニアム開発目標 (Objetivos de desarrollo del Milenio : Compromiso de los 189 Estados Miembros de las Naciones Unidas para el año 2015) |
| 2000 | 2000 | 米州機関決議 AG/RES1732 :「女性の人権とジェンダーの公正と平等の促進に係る米州プログラム (PIA)」 Resolución AG/RES. 1732 del 2000, la Asamblea General de OEA aprobó el "Programa interamericano sobre la promoción de los derechos humanos de la mujer y la equidad e igualdad de género (PIA)" , |
| 1999 | 1999 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 CEDAW の選択議定書（女子差別撤廃条約選択議定書） (Protocolo Facultativo de la Convención sobre la eliminación de todas las formas de discriminación contra la mujer) |
| 1995 | 1995 | 北京宣言と行動綱領：第4回世界女性会議 (Cuarto Conferencia Mundial Sobre La Mujer, Beijing) |
| 1994 ('法律 248'による) | 1995 | ブラジル国パラ州ベレンにて採択された女性に対する暴力の予防と根絶のための米州協定 (Convención de Belem Do Para : Convención Interamericana para prevenir, sancionar y erradicar la violencia contra la mujer) |
| 1993 | 1993 | 女性に対する暴力の根絶についての国連宣言 (UN Declaración sobre la eliminación de la violencia contra la mujer) |
| 1988 | 1988 | 経済・社会・文化的権利に関する人権についての米州会議への追加議定書「サン・サルバドル議定書」 ("Protocolo de San Salvador":Protocolo adicional a la Convención Americana sobre Derechos Humanos en Materia de Derechos Económicos, Sociales y Culturales) |
| 1979 ('法律 51'による) | 1981 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) (Convención sobre la eliminación de todas las formas de discriminación contra la mujer) |
| 1969 | 1969 | 人権についての米州協定「コスタ・リカ国サン・ホセ協定」 (Convención Americana Sobre Derechos Humanos "Pacto de San José de Costa Rica") |
| 1966 | 1966 | 公民権及び政治的権利についての国際協定 (Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos) |
| 1966 | 1966 | 経済・社会・文化的権利の国際協定 (Pacto Internacional de Derechos Económicos, Sociales y Culturales) |
| 1966 | 1966 | 公民権及び政治的権利についての国際協定に係る任意議定書 (Protocolo Facultativo del Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos) |

ジェンダー平等及び女性の保護のための法律

| 年 | 法律 |
|------|--|
| 2013 | 法律 1639:酸による犯罪被害者の統合的保護の強化 (Ley 1639 del 2 de julio de 2013 Por medio de la cual se fortalecen las medidas de protección a la integridad de las víctimas de crímenes con ácido y se adiciona el artículo 113 de la Ley 599 de 2000) |
| 2012 | 法律 1542:女性に対する暴力犯罪の調査における当局の保護と手続きの保証 (Ley 1542, 5 de julio de 2012 La presente ley tiene por objeto garantizar la protección y diligencia de las autoridades en la investigación de los presuntos delitos de violencia) |

| | |
|------|---|
| | contra la mujer y eliminar el carácter de querellables y desistibles de los delitos de violencia intrafamiliar e inasistencia alimentaria, tipificados en los artículos 229 y 233 del Código Penal) |
| 2011 | 法律1496:男女間の給与と労働再配分の平等の保証 (Ley 1496 de 2011: Por medio de la cual se garantiza la igualdad salarial y de retribución laboral entre mujeres y hombres, se establecen mecanismos para erradicar cualquier forma de discriminación y se dictan otras disposiciones) |
| 2011 | 法律1448 : 国内紛争被害者に対する統合的なケア、支援及び回復に係る法律（「被害者及び土地返還法」） (Ley 1448 de 2011: por la cual se dictan medidas de atención, asistencia y reparación integral a las víctimas del conflicto armado interno y se dictan otras disposiciones. Establece normas específicas para las mujeres en los artículos 114 al 118. En esta Ley se establece el Decreto 4635 de 2011 sobre comunidades negras, afrocolombianas, raizales y palanqueras, el Decreto 4634 de 2011 sobre el pueblo gitano (Rrom) y el Decreto 4633 de 2011 sobre pueblos y comunidades indígenas) |
| 2011 | 法律1475 : 政党及び政治運動組織法（「クオータ法」） (Ley 1475 de 2011: Por la cual se adoptan reglas de organización y funcionamiento de los partidos y movimientos políticos, de los procesos electorales y se dictan otras disposiciones. Ley que ha permitido las cuotas en la conformación de listas a cargos de elección popular.) |
| 2011 | 法律 1468 : 労働法の部分修正法 (Ley 1468, 30 de junio de 2011 Por la cual se modifican los artículos 236, 239, 57, 58 del Código Sustantivo del Trabajo y se dictan otras disposiciones.) |
| 2010 | 法律1413 : 国家勘定システムにおける家事労働の算入に係る規定 (Ley 1413 de 2010: Por medio de la cual se regula la inclusión de la economía del cuidado en el sistema de cuentas nacionales con el objeto de medir la contribución de la mujer al desarrollo económico y social del país y como herramienta fundamental para la definición e implementación de políticas públicas) |
| 2010 | 政令 164 : セクター横断委員会「女性への暴力根絶のための制度間テーブル」の設立法 (Decreto 164, 25 de enero de 2010 Por el cual se crea una Comisión Intersectorial denominada "Mesa Interinstitucional para Erradicar la Violencia contra las Mujeres".) |
| 2008 | 法律 1257 : 女性に対する暴力と差別の啓蒙、予防及び制裁 (Ley 1257, 4 de diciembre de 2008 Por la cual se dictan normas de sensibilización, prevención y sanción de formas de violencia y discriminación contra las mujeres, se reforman los Códigos Penal, de Procedimiento Penal, la Ley 294 de 1996 y se dictan otras disposiciones.) |
| 2007 | 法律1336 : 子ども及び青少年少女の搾取、ポルノ及びセックス・ツーリズムに対する戦い (Ley 1336 de 2007, por medio de la cual se adiciona y robustece la Ley 679 de 2001, de lucha contra la explotación, la pornografía y el turismo sexual con niños, niñas y adolescentes.) |
| 2007 | 法律1146 : 性的暴力の予防及び子ども・青少年少女の性的乱用についての統合的ケア (Ley 1146 de 2007, por medio de la cual se expedan normas para la prevención de la violencia sexual y atención integral de los niños, niñas y adolescentes abusados sexualmente.) |
| 2007 | 法律 1142 : 市民の共存と安全のための犯罪活動予防と抑圧 (Ley 1142 de 2007 Por medio del cual se reforman parcialmente las Leyes 906 de 2004, 599 de 2000 y 600 de 2000 y se adoptan medidas para la prevención y represión de la actividad delictiva de especial impacto para la convivencia y seguridad ciudadana".) |
| 2006 | 法律1023 : コミュニティの母親と保健における社会的安全 (Ley 1023 de 2006: Por la cual se vincula el núcleo familiar de las madres comunitarias al sistema de seguridad social en salud y se dictan otras disposiciones) |
| 2006 | 法律 1009 : 「ジェンダー監督室（el observatorio de asuntos de género）」の恒常的設置 (Ley 1009, 23 de enero de 2006 Por la cual se crea con carácter permanente el observatorio de asuntos de género) |

| | |
|------|---|
| 2005 | 法律985 : 人身売買対策と被害者のケア・保護 (Ley 985 de 2005, por medio de la cual se adoptan medidas contra la trata de personas y normas para la atención y protección de las víctimas de la misma.) |
| 2004 | 法律 882 : 法律 599 の一部修正法 (Ley 882, 2 de junio de 2004 Por medio de la cual se modifica el artículo 229 de la Ley 599 de 2000.) |
| 2004 | 法律 906 : 刑事手続き・刑事告発法 (Ley 906 de 2004 Código de procedimiento Penal Colombia Sistema Penal Acusatorio.) |
| 2003 | 法律 823 : 女性のための機会平等 (Ley 823, 11 de julio de 2003 Por la cual se dictan normas sobre igualdad de oportunidades para las mujeres.) |
| 2002 | 法律750 : 女性世帯主への支援 (Ley 750 de 2002: por la cual se expiden normas sobre el apoyo, especialmente en materia de prisión domiciliaria y trabajo comunitario a las mujeres cabeza de familia.) |
| 2002 | 法律 731 : 農村女性の生活改善 (Ley 731 de 2002 La presente ley tiene por objeto mejorar la calidad de vida de las mujeres rurales, priorizando las de bajos recursos y consagrando medidas específicas encaminadas a acelerar la equidad entre el hombre y la mujer rural.) |
| 2001 | 法律679 : 年少者に対する搾取、ポルノ及びセックス・ツーリズムの予防・阻止 (Ley 679 de 2001: por medio de la cual se expide un estatuto para prevenir y contrarrestar la explotación, la pornografía y el turismo sexual con menores, en desarrollo del artículo 44 de la Constitución) |
| 2000 | 法律 599 : コロンビア刑法 (Ley 599 de 2000 Código Penal Colombiano) |
| 2000 | 法律581 : 公的機関における女性参加 (Ley 581 de 2000: por la cual se reglamenta la adecuada y efectiva participación de la Mujer en los niveles decisarios de las diferentes ramas y órganos del Poder Público.) |
| 2000 | 法律575 : 法律294の部分改定法 (Ley 575 de 2000 Por medio de la cual se reforma parcialmente la Ley 294 de 1996, que busca dotar de herramientas legales a las Comisarías de Familia para que puedan proceder de manera inmediata ante un hecho de violencia intrafamiliar y dictar medidas de protección definitivas.) |
| 1997 | 法律 360 : 性犯罪法 (Ley 360 de 1997, referente a delitos sexuales) |
| 1996 | 法律 294 : 家庭内暴力の予防・対処・制裁 (Ley 294 de 1996 por la cual se desarrolla el artículo 42 de la Constitución Política y se dictan normas para prevenir, remediar y sancionar la violencia intrafamiliar) |
| 1993 | 法律82 : 女性世帯主への支援 (Ley 82, 3 de noviembre de 1993 por la cual se expiden normas para apoyar de manera especial a la mujer cabeza de familia) |
| 1993 | 法律70 : 集団所有権 (Ley 70 de 1993 por la cual se desarrolla el artículo 55 transitorio de la Constitución, por medio del cual se reconoce la propiedad colectiva) |
| 1991 | 1991年憲法 (Constitución Política) |

ジェンダーに関する国家政策

| 年 | 政策 |
|------|---|
| 2013 | 女性のためのジェンダー平等の国家公共政策と行動計画2013 - 2016 (Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres y el Plan de Acción Indicativo 2013–2016) (COMPES 161) |
| 2012 | 女性のためのジェンダー平等の国家公共政策の方針 (Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres) |

| | |
|------|---|
| 2012 | 女性の暴力からの解放を保証する統合的計画の方針2012 - 2022 (Lineamientos del Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencias 2012-2022) |
| 2010 | 国家開発計画2010 - 2014 “全国民のための繁栄” (Plan Nacional de Desarrollo 2010-2014 “Prosperidad para todos”) |
| 2005 | ビジョン・コロンビア二百年 : 2019 (Visión Colombia II Centenario:2019) |
| 2002 | 平和構築者としての女性の政策 2003–2006 (Política Mujeres Constructoras de Paz 2003-2006) |
| 1999 | 女性のための機会平等計画 (Plan de Igualdad de Oportunidades para la Mujeres) |
| 1994 | 参加・平等・女性の政策 - EPAM - (COMPES 2726) (Política de Participación y Equidad y de la Mujer –EPAM– (COMPES 2726)) |
| 1992 | 女性の統合的政策 (COMPES 2626) (Política Integral para la Mujer (COMPES 2626)) |
| 1984 | 農村女性のための政策 (COMPES 2109) Política para la Mujer Rural (COMPES 2109) |

ナショナル・マシナリーの変遷

| 設置年 (改組年) | 組織 |
|--------------|---|
| 2010-現在 | ジェンダー平等のための大統領府高等審議室 (Alta Consejería Presidencial para la Equidad de la Mujer) |
| 1998-2010 | ジェンダー平等のための大統領府顧問室 ジェンダー平等のための国家局 (Dirección Nacional para la Equidad de las Mujeres en Consejería Presidencial para la Equidad de la Mujer) |
| 1994-1998 | ジェンダー平等のための国家局 (Dirección Nacional para la Equidad de las Mujeres) |
| 1990-1994 | 青年、女性及び家族のための大統領府審議室 (Consejería Presidencial para la Juventud, la Mujer y la Familia) |

2. コロンビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 女性の概況

| 概要 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 教育普及と高学歴化、女性雇用における関連法制度整備を背景に女性の社会進出度、特に公的部門での女性比率は向上している。● 賃金差別、家事・介護・育児などの無報酬労働等の労働条件における男女格差等が存在する。また女性世帯主の世帯における貧困比率は男性世帯主の世帯に比べて高く、特に地域別に見た場合その格差は農村部でその傾向が高い。● 長年の国内紛争の影響もあり、子ども、少女等を含む女性に対する暴力は依然深刻な問題となっている。 |

2.1.1 コロンビアの社会経済状況¹

コロンビアは、20世紀後半の南米諸国に共通する特徴であった長期軍事政権の存在を経験せず、伝統的二大政党制（保守党と自由党）の枠組みの中で自由選挙に基づく民主体制を維持してきた数少ない中南米諸国の一である。他方、同国では1960年代半ば以降50年近くにわたり、左翼系反政府非合法武装勢力であるコロンビア革命軍（FARC）及び国民解放軍（ELN）等が反政府活動を行ってきた他、1990年代になると極右民兵組織（パラミリタリー）が活動を活発化し始め、これに1970年代末からコカインの生産・密輸を拡大させていた麻薬マフィアの活動が相まってこれらの勢力の活動や衝突により、現在までに600万人²近くにのぼる国内紛争の被害者が発生した。これにより生じた国内避難民問題は、流出元の農村部のコミュニティ崩壊や流入先の都市部における深刻な社会インフラ不足を生じさせ、また各武装勢力はその過程で莫大な人権侵害を引き起こしきな社会問題となつた。

こうした国内背景の中で前ウリベ政権（2002～2010）以降、コロンビア政府は米国の強力な後押しを受けて国内治安強化政策による左翼系反政府非合法武装勢力、麻薬組織の弱体化を進める一方、パラミリタリーの兵士の投降と武装解除を促進し、合せて国内避難民対策など人権問題に配慮した社会開発を行った。現サントス政権（2010～2014）でも基本的に同様の政策路線が継承されており、武装勢力の弱体化に伴い和平交渉の進展が期待されている。こうした国内政策は現在までのところコロンビア国内における治安の劇的な改善として結果を表している。

経済面では、伝統的に堅実な経済運営が特徴である。コロンビアは中南米諸国において債務繰延を行っていない数少ない国の一である。かつてはコーヒー産業中心の農業国であ

¹ 外務省「国別データブック コロンビア」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/12_databook/pdfs/06-11.pdf (2013年12月18日アクセス)

² 国家情報ネットワーク（Red Nacional de Información）によれば、2013年11月1日時点での国内紛争被害者（登録者）は5,926,774人、被害事象は6,626,149ケースに達する。http://rni.unidadvictimas.gov.co/?page_id=1629 (2013年12月18日アクセス)

ったが、近年は市場の開放、外国投資の積極的誘致を進め、石油、鉱物資源や産業製品の輸出が増えており、農業のGDPに占める割合は低下した。石油やガスの埋蔵量が豊富で、石炭、金等の天然資源にも恵まれ、文化・教育水準も高く、人口も中南米ではブラジルとメキシコに次ぐ規模であり、発展の潜在力は大きい。

2.1.2 コロンビアにおける女性の概況

コロンビアも他のラテンアメリカ諸国の例にもれず「マチスモ（男性優位）」の文化を持つ国であり、伝統的には男が外で仕事、女は内で家事という性別分業体制が受け継がれてきた。しかしながら女性の教育普及と高学歴化（「3.1 教育分野」参照）、社会における女性の進出を促す各種政策の進展（後述の「2.1.6 女性の法的な意思決定機構への参加」の公的部門における女性の参加、等参照）等により、また近年のコロンビア政府によるジェンダー主流化政策の促進（「2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み」参照）等を背景に、以前から進んでいた女性の社会進出は近年更に強まっている。

他方、政治分野や民間部門における女性の参画やリーダーシップは、公的部門における女性の進出ほどには進んでいないとの指摘がある（後述の「2.1.6 女性の法的な意思決定機構への参加」を参照）。また、賃金差別、家事・介護・育児等の無報酬労働等の労働条件における男女格差（「3.5 雇用及び経済活動分野」参照）、思春期の妊娠とそれに伴う学業放棄（「3.2 保健医療分野」参照）、母子家庭における経済的困窮（後述の「2.1.3 女性世帯主の世帯と貧困」を参照）、エスニック・マイノリティ女性と人口の大多数を占める白人・混血女性との格差問題等、コロンビアにおけるジェンダー平等と公正を達成するために克服するべき課題も多い。特に後述する女性に対する各種暴力は、長引く国内紛争の影響と相まってコロンビアの女性に対する大きな社会問題の一つとなっており、女性への暴力に関する法律や施策を通じてコロンビア政府もその対応に注力している最中である。

2.1.3 女性世帯主の世帯と貧困

コロンビアの世帯を分析すると、女性世帯主の比率が高いこと、これに加えてパートナー不在や未成年少女を抱えた女性世帯主世帯の比率が高いことが特徴である。これは自ら家計を経済的に支え、子どもも養っていかねばならない女性が国内に多く存在する状況を意味する。次表 2-1 に示すように、2012 年の統計ではコロンビアにおいて女性が世帯主である世帯は全国で見ると全世帯の 3 分の 1 (34.4%) となっている。これは自治体中心部（都市部）では 37.4%、その他地域（農村部）では 23.3% となっており、これを地方別で見るとオリノキアーアマゾニア地方が最も高く 38.2% を示し、次いでアンティオキア地方が 37.2% となっている。

| 表 2-1：地域別に見た女性世帯主の世帯 (%) | | 2011 年 | 2012 年 |
|--------------------------|---------------|--------|--------|
| 分類 | | | |
| 地域別 | 全国 | 32.4 | 34.4 |
| | 自治体中心部（都市部） | 35.5 | 37.4 |
| | その他地域（農村部） | 21.5 | 23.6 |
| 地方別 | 大西洋 | 29.8 | 34.4 |
| | 東部 | 30.6 | 31.4 |
| | 中央 | 30.7 | 31.9 |
| | 太平洋 | 29.5 | 32.6 |
| | ボゴタ | 35.3 | 36.3 |
| | アンティオキア | 36.8 | 37.2 |
| | バジェ・デル・カウカ | 33.9 | 36.1 |
| | サン・アンドレス | 31.8 | 31.3 |
| | オリノキア - アマゾニア | 32.0 | 38.2 |

(出典) DANE (2013). “*Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012*,” p.19 及び p.20 より作成

また、上記女性世帯主の世帯において「パートナーがない」世帯は 7 割以上（2012 年）に達しており、これは下表 2-2 に示すように、これは全国で 78.9%、自治体中心部（都市部）79.4% 及びその他地域（農村部）75.9% となっている。これに加えて「パートナーがおらず、かつ 18 歳以下の子どもがいる」世帯は全体の 4 割前後に達している。特にオリノキア - アマゾニア地方ではこの数字が 49.7% であり、女性世帯主世帯の半数がパートナー不在で未成年少女を抱えた世帯となっていることがわかる。

| 表 2-2：女性世帯主の世帯の特徴分類 (%) | | パートナーがない | | パートナーがおらず、18 歳以下の子どもがいる | |
|-------------------------|---------------|----------|--------|-------------------------|--------|
| 分類 | | 2011 年 | 2012 年 | 2011 年 | 2012 年 |
| 地域別 | 全国 | 84.1 | 78.9 | 39.5 | 38.2 |
| | 自治体中心部（都市部） | 84.2 | 79.4 | 39.0 | 37.7 |
| | その他地域（農村部） | 83.5 | 75.9 | 42.5 | 41.2 |
| 地方別 | 大西洋 | 83.2 | 70.3 | 40.3 | 39.8 |
| | 東部 | 85.1 | 79.1 | 41.3 | 43.3 |
| | 中央 | 88.5 | 84.3 | 41.9 | 40.6 |
| | 太平洋 | 83.6 | 79.5 | 45.2 | 44.0 |
| | ボゴタ | 77.9 | 81.4 | 36.8 | 35.0 |
| | アンティオキア | 86.7 | 76.8 | 38.3 | 33.4 |
| | バジェ・デル・カウカ | 86.9 | 86.1 | 34.0 | 32.1 |
| | サン・アンドレス | 86.7 | 92.6 | 38.9 | 32.4 |
| | オリノキア - アマゾニア | 86.0 | 78.1 | 51.9 | 49.7 |

(出典) DANE (2013). “*Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012*,” p.21 及び p.22 より作成

他方、DANE が発表した 2012 年の財政的貧困の基準³で見た場合、次表 2-3 に示すように女性を世帯主とする世帯では男性のそれよりも貧困世帯比率が高い。これは全国レベル 35.5%、自治体中心部（都市部）32.8%、その他地域（農村部）51.2%との全ての場合にて男性の数値を上回っている。

³ 財バスケット（食料品及び非食料品を含む）の購入に一人当たり最低必要なコストと設定し、2012 年は 202,083 ペソ（約 106 米ドル : 1 米ドル = 1,900 ペソにて換算）。

DANE (2013). “*Pobreza Monetaria y Multidimensional en Colombia, Boletín de Prensa*,” p. 5.

| 表 2-3：性別及び地域別にみた家計の貧困状況（%） | | | | |
|----------------------------|----|-------------|------------|------|
| 世帯主の特徴 | 全国 | 自治体中心部（都市部） | その他地域（農村部） | |
| 性別 | 男性 | 31.5 | 26.1 | 45.7 |
| | 女性 | 35.5 | 32.8 | 51.2 |

（出典） DANE (2013). "Pobreza Monetaria y Multidimensional en Colombia, Boletín de Prensa," p.21

2.1.4 ジェンダーに関連した暴力

ナショナル・マシナリーである「ジェンダー平等のための大統領府高等審議室 ACPREM」（後述の「2.3 ナショナル・ナシナリー」の項を参照）は「ジェンダーに基づく暴力」に関し、「既存力関係の不均衡に基づくもので、利用可能な証拠の大部分がこれら暴力の被害者の大部分が女性であり、暴力の行使者は男性であることを示していることから、コロンビアにおいて「ジェンダーに基づく暴力」と「女性に対する暴力」はしばしば同等として扱われる」と述べている。

「女性に対する暴力」には、1) 家庭内における物理的・精神的・性的・経済的暴力、2) 婦女暴行、3) 女性・少女の人身売買、4) 強制売春、5) 暗殺、組織暴力、性的奴隸、強制妊娠など武装集団による暴力、等様々あるが、コロンビアでは「家庭内暴力」、「性的暴力」、「人身売買」、「経済的暴力」の性格を強く示しており、長引く国内紛争による社会混乱の中でこれらは常に大きな社会問題であり続けた。

現在コロンビア政府は後述する国内での女性への暴力事象に対し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約/その選択議定書（女子差別撤廃条約選択議定書：CEDAW）」等の国際的合意の遵守の観点からもその予防・根絶に向け強い姿勢を示している。また 2005 年には「法律 985：人身売買対策と被害者のケア・保護」を策定し、人身売買の問題の解決に向け強い姿勢を示しており、コロンビア政府の取り組みは米国政府が毎年発行する人身取引対策に関する各政府の評価報告書「The Trafficking in Persons (TIP) Report」で、2006 年以降継続的に「Tier 1」の評価を受けている⁴。特に現サントス政権（2010-2014 年）発足後は、「女性のためのジェンダー平等国家政策の方針（Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres）」（以下、「国家ジェンダー指針」）に基づき「女性を暴力から解放することを保証する統合計画（Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencia）」を策定するなど大きな政策的前進を示し、現在は関係省庁・機関の協力の下、その「実施計画（Plan de Acción Indicativo）2013-2016」の下で女性への暴力根絶に向け活動を実施中である（「2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み」を参照）。

⁴ The Trafficking in Persons (TIP) Report（米国国務省のウェブサイト、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/index.htm> 2014年1月31日アクセス）。TIP 報告書では、深刻な人身取引を禁止、処罰する取り組みを行っているかなど4つの基準と11の評価項目からなる「Trafficking Victims Protection Act's (TVPA)」最低標準を設けており、Tier 1: TVPA 最低基準を満たしている、Tier 2: 最低基準を満たしていないが、人身取引対策の努力を行っている、Tier 2 監視リスト: 最低基準を満たさず人身取引対策の努力をしているが、次の3つの条件のうちいずれかに該当する。1)国内に深刻な人身取引の被害者が相当数いる、又は増加傾向にある、2)前年よりも取り組みを強化した根拠を示すことができなかつた、3) TVPA 最低基準を満たすため次年以降の取り組みを政府が表明している、Tier 3: 最低基準を満たす努力をしていない、の4段階に各政府の取り組みを評価している。

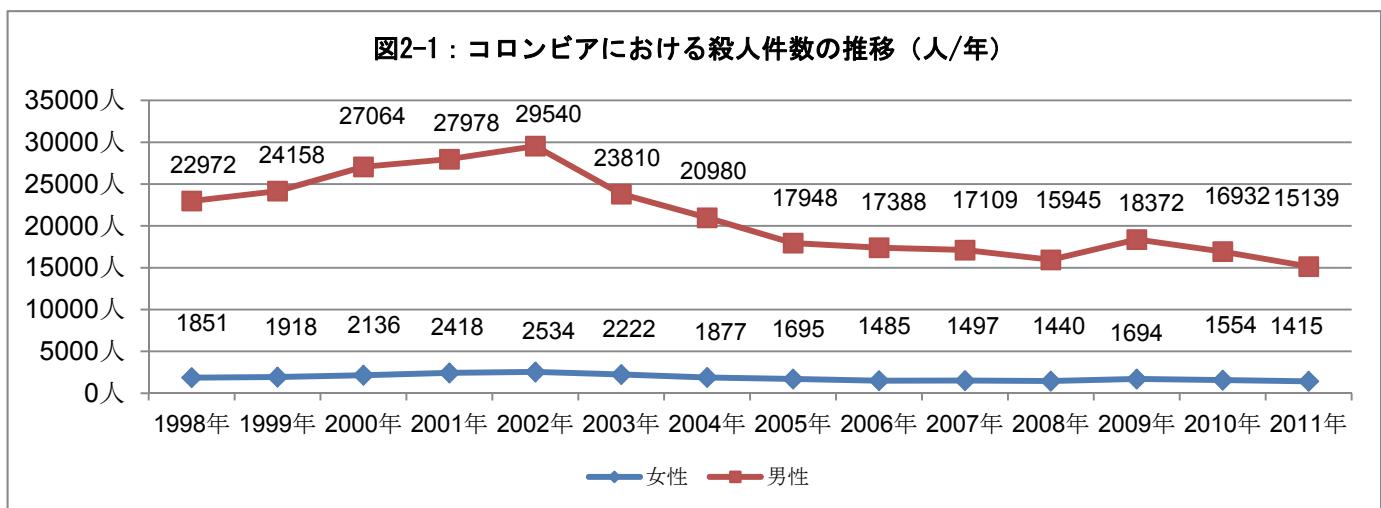
家庭内暴力：次表 2-4 に示すようにコロンビアにおける過去 5 年間（2007-2011 年）の女性パートナーに対する暴力件数をみると、2009 年の 53,612 件以降は急激な増加傾向には歯止めがかかっているものの 2011 年では 51,092 件と高止まり傾向にある。その内、現在もしくは元のパートナーによる女性の殺人に至ったケースは 130 件（2011 年）に上り、この数字は 2009 年以降増加傾向にある。

| | 2007 年 | 2008 年 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 女性パートナーに対する暴力* | 36,700 | 46,906 | 53,612 | 51,155 | 51,092 |
| 女性パートナーに対する殺人** | 118 | 108 | 102 | 125 | 130 |

（出典）Observatorio de Asuntos de Género以下のサイトから作成

* *** : <http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/oag-boletin-15.pdf> (2013 年 11 月 29 日アクセス)

殺人事件の被害者としての女性：図 2-1 に示すように、コロンビアにおける殺人件数は 2002 年まで断続的に増加していたが、2000 年代に入ってから強力に実施されたコロンビア政府の治安対策の結果、2002 年をピークに急激に減少傾向になっている。2011 年では男性 15,139 人、女性 1,415 人（共に INMLCF⁵ の数値）まで低下し、2002 年の男性 29,540 人、女性 2,534 人（共に DANE⁶ の数値）から各々 51%、56% の水準にまで低下している。



出典：Observatorio de Asuntos de Género以下のサイトより作成

<http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/oag-boletin-15.pdf> (2013 年 11 月 29 日)

性的暴力・子ども/青少年少女/老人女性への暴力：他方、性的暴力は、表 2-5 に示すように過去 5 年間（2007-2011）の間に漸進的に増加傾向を示している。法科学鑑定数でみる性的暴力の件数は 2011 年に 18,982 件と 2007 年の 15,043 件から 26% の増加を示している。また、子ども/青少年少女への物理的暴力の件数も同様に増加傾向にあり、これは 2011 年に 7,649 件と 2007 年の 5,960 件から 28% の増加となった。また老人女性への物理的暴力件数

⁵ INMLCF : Instituto Nacional de Medicina Legal y Ciencias Forenses 法医学研究所

⁶ DANE : Departamento Administrativo Nacional de Estadística 国家統計局

も年間 7~800 件程度発生している。

| 表 2-5：性的暴力、子ども/青少年少女への暴力件数（INMLCF 報告、人/年） | | | | | |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2007 年 | 2008 年 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 |
| 性的暴力の法科学鑑定数* | 15,043 | 15,886 | 18,067 | 16,916 | 18,982 |
| 子ども/青少年少女への物理的暴力の件数** | 5,960 | 5,816 | 7,406 | 7,309 | 7,649 |
| 老人女性への物理的暴力*** | — | 588 | 724 | 809 | 764 |

(出典) Observatorio de Asuntos de Género以下のサイトより作成 (2013 年11月29 日アクセス)

* *** *** : <http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/oag-boletin-15.pdf>

2.1.5 国内紛争下での女性への暴力

国内紛争の影響：「国家情報ネットワーク (Red Nacional de Información)」によれば、2013 年 11 月 1 日時点での国内紛争の被害件数は 6,626,149 件であり、被害者の内訳では 2,945,559 名が女性であり、男性 2,927,850 をも若干上回る数字⁷である。被害の内容については、次表 2-6 に示すように被害件数別統計では「国内避難」が 5,491,733 と全体の約 83% を占めており、次いで「殺人」が 719,971 件で約 11% となっている。国内紛争下での全被害件数が莫大なため「監禁・性的犯罪」や「子ども・青少年少女への犯罪」も割合的には低く反映されてしまうが、報告実数では各々 3,593 件、7,585 件とかなりの数字になっていくことが理解される。

| 表 2-6：国内紛争被害件数（2013 年 11 月 1 日時点の登録数） | | |
|---------------------------------------|-----------|--------|
| 被害内容 | 件数 | 割合% |
| 土地の強制的放棄・略奪 | 7,329 | 0.11 |
| テロリスト行為 | 51,508 | 0.78 |
| 脅迫 | 103,702 | 1.57 |
| 監禁・性的犯罪 | 3,593 | 0.01 |
| 強制失踪 | 103,016 | 1.55 |
| 国内避難 | 5,491,733 | 82.88 |
| 殺人 | 719,971 | 10.87 |
| 対人地雷 | 10,553 | 0.16 |
| 動産・不動産の損失 | 78,464 | 1.18 |
| 誘拐 | 29,879 | 0.45 |
| 拷問 | 9,738 | 0.15 |
| 子ども・青少年少女への犯罪 | 7,585 | 0.11 |
| 情報なし | 9,078 | 0.14 |
| 合計 | 6,626,149 | 100.00 |

(出典) 国家情報ネットワーク、<http://cifras.unidadvictimas.gov.co/> (2013 年12月10 日アクセス)

国内紛争下での女性への暴力行為：長引いたコロンビア国内紛争の影響は、女性に対する暴力という形で顕在化し、社会に大きな爪痕を残している。次表 2-7 に示すように男女及び LGBTI⁸別の国内紛争被害者統計（2013 年 11 月日時点）では、被害内容 13 項目の内、「土地の強制的放棄・略奪」、「監禁・性的犯罪」、「脅迫」及び「国内避難」の項目においては女性被害者数が男性被害者数を上回っているなど、その深刻さがうかがえる。

⁷ なお、複数件の被害を受けた人があるため、件数と人数は一致しない。

⁸ LGBTI : Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender/Transsexual and Intersexed.

| 表2-7：国内紛争被害者数（2013年11月1日時点の登録数） | | | | | |
|--|-----------|-----------|-------|--------|-------|
| 被害内容 | 女性 | 男性 | LGBTI | 情報無し | 未確認 |
| 土地の強制的放棄・略奪 | 1,750 | 1,720 | | 3,623 | 76 |
| テロリスト行為 | 20,274 | 25,814 | 14 | 2,465 | 502 |
| 脅迫 | 51,839 | 48,173 | 63 | 620 | 232 |
| 監禁・性的犯罪 | 2,902 | 477 | 8 | 73 | 65 |
| 強制失踪 | 46,723 | 50,109 | 7 | 2,372 | 684 |
| 国内避難 | 2,632,427 | 2,516,680 | 355 | 8,449 | 5,904 |
| 殺人 | 318,611 | 345,448 | 36 | 14,633 | 4,086 |
| 対人地雷 | 865 | 9,246 | 1 | 25 | 33 |
| 動産・不動産の損失 | 26,419 | 26,797 | 4 | 19,114 | 486 |
| 誘拐 | 7,510 | 21,455 | 1 | 322 | 117 |
| 拷問 | 4,245 | 5,146 | 2 | 218 | 83 |
| 子ども・青少年少女への犯罪 | 2,430 | 4,750 | | 248 | 48 |
| 情報なし | 3,201 | 5,122 | | 655 | 97 |
| 合計（上記合計数は前掲の全体数と一致しないがここでは出典元の数値に従い掲載した） | | | | | |

（出典）国家情報ネットワーク、<http://cifras.unidadvictimas.gov.co/Home/Dinamico>（2013年12月10日アクセス）

2.1.6 女性の法的な意思決定機構への参加

女性の政治への参画：2011年の「法律1475：政党及び政治運動の組織と機能にかかる法律

（Ley 1475 de la Organización y Funcionamiento de los Partidos y Movimientos Políticos）」は、その「第1条：組織と機能の原理」の「4. ジェンダー平等と公正」の項にて、「男女及びその他の性的志向を有する者は、政治活動に参加し、政治組織を指導し、選挙論争に応じ、政治的代表を手にするための権利と機会の本質的な平等を享受する」とジェンダー公正と平等を明記した。そして「第28条：選挙候補者登録」において「各ジェンダーが候補者リストの最低30%を占めること（つまり、男性が大多数を占める現状を改め、女性候補者が同リストの30%以上を占めるようにすることを義務付ける）」と明記することで、政治における実質的な女性の進出を促すことを目指した。

しかしながら上記の法律による規定がある一方、政治の場では後述する公的部門での女性の進出に比べると女性の占める割合はあまり高くなく、男性優位の状態がいまだ顕著である。次表2-8に示すように内閣閣僚における女性比率は30%を若干超えているものの、女性の上院国會議員（任期2010-2014年）は101人中16名（15.8%）、下院議員は162名中19人（11.72%）、女性県知事（2011年10月選出）は32県中3名（9.4%）、県議会議員（2011年10月選出）の総数11,037名のうち女性は1,875名（17.0%）、全国市長（2011年10月選出）総数1,100名のうち107名（9.7%）となっている。法律1475の規定上は、あくまで選挙候補者登録に対する女性数の割り当てであり、選挙結果における女性の割合を規定するものではないだけに、後述する公務員の割当制度の達成度と比較するといまだ大きく遅れた状態になっている。また女性の政治進出の地域差も非常に大きく、女性の県議会議員や市長が全く存在しない県⁹もいまだ存在する。

⁹ 女性県議会議員のいないのはBoyacá県及びRisaralda県の2県、女性市長が存在しないのはAmazonas県等10県である（ACPEM、http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/oag_boletin-13.pdf、2013年12月11日アクセス）。

表2-8：女性の政治参加度

| 職種 | 総数 | 女性数 | 女性比率% | 期間 |
|-------|--------|-------|-------|---------------|
| 閣僚 | 13 | 4 | 30.8 | 2010年10月時点 |
| 上院議員 | 101 | 16 | 15.8 | 2010-2014年期間 |
| 下院議員 | 162 | 19 | 11.72 | 2010年10月時点 |
| 県知事 | 32 | 3 | 9.4 | 2011年10月30日選出 |
| 県議会議員 | 11,037 | 1,875 | 17.0 | 2011年10月30日選出 |
| 市長 | 1,100 | 107 | 9.7 | 2011年10月30日選出 |

(出典) ACPEM、<http://www.equidadmujer.gov.co/Documents/Lineamientos-politica-publica-equidad-de-genero.pdf>
(2013年12月11日アクセス)

公共部門における女性の参加：公的機関においては、2000年の「法律581（通称「割り当て法（Ley de Cuotas）」）」において公的部門における女性の本質的な参加を促し、その「第4条」にて、女性の割合を「組織の最高意思決定レベルで最低30%」及び「その他の意思決定レベルで同様に最低30%」とするようにする旨規定した。

公共部門における女性の参加は上記法律の策定と関係組織の継続的な達成努力により、現在では上記割り当て数字は中央官庁のほぼすべての行政・司法・立法府機関で達成されている。前述の2000年の「割り当て法」の発効後、行政は2004年以降継続的に割り当て条件を満たしてきた。立法府及び司法府は女性の割合が長い間20%に留まっていたが、前述の法律施行後10年を経過して、ようやく2011年以降は継続的に割り当てを満たしている状況にある。地方行政においては後述のようにおおよそ3分の2程度の達成と推測され、女性の進出をさらに促す努力が求められている状況にある¹⁰。

中央官庁：次表2-9に示すように、国内全16省の内、データが入手可能であった14省を見ると在職中の局長レベル518人の内、245人が女性（47.30%）となっている。省別では教育省が71.88%と最高の数値を示し、商業・産業・観光省と外務省が33.33%と最低である。

表2-9：各省の局長級職員の男女数とその比率（2012年）

| 省 | 席数 | 空席 | 在席 | 女性数 | 男性数 | 女性% | 男性% |
|-----------|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 農業・農村開発省 | 13 | 1 | 12 | 5 | 7 | 41.67 | 58.33 |
| 環境・持続的開発省 | 15 | 2 | 13 | 9 | 4 | 69.23 | 30.77 |
| 商業・産業・観光省 | 39 | 6 | 33 | 11 | 22 | 33.33 | 66.67 |
| 文化省 | 15 | 0 | 15 | 10 | 5 | 66.67 | 33.33 |
| 防衛省 | 72 | 2 | 70 | 35 | 35 | 50.00 | 50.00 |
| 教育省 | 35 | 3 | 32 | 23 | 9 | 71.88 | 28.13 |
| 財務・公的信用省 | 80 | 3 | 77 | 30 | 47 | 38.96 | 61.04 |
| 内務省 | 20 | 0 | 20 | 9 | 11 | 45.00 | 55.00 |
| 法務・権利省 | 13 | 0 | 13 | 5 | 8 | 38.46 | 61.54 |
| 鉱山・エネルギー省 | 47 | 11 | 36 | 16 | 20 | 44.44 | 55.56 |
| 外務省 | 81 | 6 | 75 | 25 | 50 | 33.33 | 66.67 |
| 保健・社会保障 | 38 | 2 | 36 | 15 | 21 | 41.67 | 58.33 |
| 情報通信技術省 | 19 | 0 | 19 | 10 | 9 | 52.63 | 47.37 |
| 労働省 | 78 | 11 | 67 | 42 | 25 | 62.69 | 37.31 |
| 合計 | 565 | 47 | 518 | 245 | 273 | 47.30 | 52.70 |

(出典) DAFP (2012). “Informe sobre la Participación Femenina en el Desempeño de Cargos Directivos de la Administración Pública Año 2012,” p.7

¹⁰ DAFP (2012). “Informe sobre la participación Femenina en el Desempeño de Cargos Directivos de la Administración Pública,” p.34.

また、同様の傾向は「行政局（Departamentos Administrativos）」でも確認される。次表2-10に示すように、現在204の在職の局長レベルのポストの内、女性は100名で49.02%を占めている。「公共機能管理局DAFP」が87.50%と最高数値を示しており、「社会繁栄庁DPS」も56.67%と半数以上が女性である。

| 表2-10：各行政局の局長級職員の男女数とその比率（2012年） | | | | | | | |
|---|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 行政局 | 席数 | 空席 | 在席 | 女性数 | 男性数 | 女性% | 男性% |
| 科学技術イノベーション局 (COLCIENCIA) | 20 | 4 | 16 | 5 | 11 | 31.25 | 68.75 |
| スポーツ・レクリエーション・体育活動・余暇の活用局 (COLDEPORTES) | 18 | 3 | 15 | 6 | 9 | 40.00 | 60.00 |
| 公共機能管理局 (DAFP) | 9 | 1 | 8 | 7 | 1 | 87.50 | 12.50 |
| 国家統計局 (DANE) | 22 | 1 | 21 | 8 | 13 | 38.10 | 61.90 |
| 社会繁栄庁 (DPS) | 70 | 10 | 60 | 34 | 26 | 56.67 | 43.33 |
| 国家企画庁 (DNP) | 51 | 3 | 48 | 23 | 25 | 47.92 | 52.08 |
| 大統領府 (DAPRE) | 36 | 0 | 36 | 17 | 19 | 47.22 | 52.78 |
| 合計 | 226 | 22 | 204 | 100 | 104 | 49.02 | 50.98 |

（出典）DAFP (2012). “Informe sobre la Participación Femenina en el Desempeño de Cargos Directivos de la Administración Pública Año 2012,” p.9

地方における女性の進出：全国32県の「県政府」における局長級以上の役職における女性の割合は、次表2-11に示すように2000年代から現在まで通じて全体の3分の2程度の県政府において30%以上の割合を示してきた。これは2012年では22県で30%以上を達成している。またデータが利用可能な県の平均では46.09%となっている。市レベルでも、県庁所在地で見た場合、局長級以上の役職における女性の数が30%以上の市は過去数年では3分の2程度であり、データが利用可能な市の平均でおおよそ40%前後を推移している。

| 表2-11：地方行政における女性の進出度の推移(2005-2012年) | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| 県 | 全県平均% | 35.80 | 34.88 | 36.51 | 37.65 | 36.47 | 36.53 | 38.59 | 46.09 |
| | 女性局長30%以上 | 10 | 16 | 21 | 19 | 21 | 21 | 20 | 22 |
| | 女性局長30%以下 | 5 | 13 | 11 | 9 | 7 | 8 | 8 | 3 |
| | 不明 | 17 | 3 | 0 | 3 | 4 | 3 | 4 | 7 |
| 県都 | 全市平均% | 40.37 | 39.71 | 39.94 | 41.87 | 40.30 | 41.73 | 41.03 | 43.28 |
| | 女性局長30%以上 | 10 | 13 | 24 | 25 | 19 | 23 | 18 | 18 |
| | 女性局長30%以下 | 4 | 6 | 7 | 5 | 6 | 5 | 6 | 2 |
| | 不明 | 17 | 12 | 0 | 1 | 6 | 3 | 7 | 11 |

（出典）DAFP (2012). “Informe sobre la Participación Femenina en el Desempeño de Cargos Directivos de la Administración Pública Año 2012,” p.38及びp.43より作成

民間部門：民間企業における女性の進出度に関しては、公共部門のような法律による割当制も無い為、いまだ組織内上位職における女性の進出は進んでいない状況にある。国内の12の経済部門で170社を調査した結果、部長級以上の高い職務についている女性の割合は20%以下であり、管理部門ではこれが約40%、専門職ではほぼ半数、支援業務や基礎的業務では約60%を占めるという結果が出ている¹¹。

¹¹ ACPEM (2012). “Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres,” p.25.

2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 「国家開発計画 2010-2014 : 全国民のための繁栄」PND 2010-2014 に従い、「女性のためのジェンダー平等国家政策に係る指針（以下、「国家ジェンダー指針」）」が策定された。その具体的行動計画である「行動計画 2013-2016」は既に実施に移されており、中央官庁・政府関連組織はジェンダー主流化に向けた強い姿勢を示している。● 特に国内紛争の被害者支援、女性に対する暴力の根絶は大きな政策課題とされており、国内女性支援組織の大規模な政策参加の下で、法政策整備とその実施が進められている。 |

2.2.1 ジェンダーに関する国家政策

中・長期国家開発計画におけるジェンダーの視点 : 2005 年に策定された長期国家計画「ビジョン・コロンビア (Visión Colombia II Centenario: 2019)」は、保健政策、人口政策、社会や地域における格差について言及する中で、ジェンダー配慮をおこなった。これは男女の権利の平等やジェンダー公正などジェンダー主流化の強い視点の下で作成されたものではなかったが、その後の現サントス政権 (2010-2014) 下では、「国家開発計画 2010-2014 : 全国民のための繁栄 (Plan Nacional de Desarrollo 2010-2014:Prosperidad para Todos)」において、①雇用創出、②貧困削減、③治安向上、の 3 つを横断的な基本的柱とし、その基本コンセプトの中に「競争力強化」、「平和構築」と並び「機会の平等」を明確にうたった。

上記 PND 2010-2014 の第 4 章「社会繁栄のための機会の平等」においては、ジェンダー、人種、社会的地位、性的志向や出生地にとらわれない「機会の平等」を明記しており、「機会の平等」を達成するためには、「ジェンダー平等」の重要性を無視できないとした。これは社会、とりわけ労働市場における女性の参加の拡大と結びついた過去のジェンダー主流化の進展があるとはいえ、前途には 1) 家庭内暴力、2) 同一賃金の条件、3) 非賃金労働と子育て/介護、4) 女性世帯主への支援、5) 高等教育への参加、及び 6) LGBTI の自由の保障等がある旨認識している。

ここで重要なのは、全ての人々が開発政策の恩恵を受け、また焦点となるようソーシャルインクルージョンと多様性に配慮した「多様な政策 (política diferenciada)」の視点が採用されていることである。そして「社会繁栄のための機会の平等」の戦略的指針として挙げられている「幼児・子ども・青少年」、「人的資本形成」、「普遍かつ持続的な保健へのアクセスとその質」、「文化振興」、「スポーツとレクリエーション」、「極貧克服のためのネットワーク」、「雇用と収入創出」、「暴力による強制移住被害者への政策」、「エスニック・グループ」、「障害者」と並んで「ジェンダー」が示され、次の通りの 5 つの行動を実施する旨明記されている。

現時点でこれら行動は 2013 年 12 月時点で下記の通り、全て現政権下で着実に実行されつつあり、現政権のジェンダー主流化への意識の高さと行動力が評価される。

1. 国家政策におけるジェンダーのセクター横断的な特徴に対応し、必要な結果をもたらすためのアファーマティブアクションを伴った「ジェンダーの統合的国家政策」を策定する（国家ジェンダー指針及びその行動計画を策定済み）
2. 性的・家庭内暴力に特に焦点を置き、当該暴力問題の調査、分析、視覚化及びフォローアップを目的とする国家暴力監視室（Observatorio Nacional de Violencias）（当該組織を既に設置済み）
3. 調査研究を通じて、非賃金労働や労働差別の度合いを明確にする（DNP、DANEやACPEMが調査を実施中）
4. 女性の政治参加に係る全国的なキャンペーンなどジェンダー平等を保障するアファーマティブアクションを通じ、女性の政治参加水準を強化・向上させる（ACPEMによる全国大会等を実施）
5. 個人の自由な発展の権利を守りつつ、性的志向や個人の尊厳に裏打ちされた平等の原理の完全な採用（政府活動全般で実施、また民間への普及支援中）

国家ジェンダー指針の策定：コロンビア政府は、前述のPND 2010-2014における「ジェンダー」の戦略方針に従い、2012年9月に「女性のためのジェンダー平等国家政策に係る指針（Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres）」、（以下、「国家ジェンダー指針」）を策定した。これは2020年を目標としたジェンダーに係る国家指針であり、その内容は下記表2-12の様にまとめられる。同文書には最終的に15の指針が示されているが、各々の指針には責任/関係官庁・組織を示し、責任の所在が明記されている。

| 表 2-12：「女性のためのジェンダー平等国家政策に係る指針」（要約） | |
|-------------------------------------|---|
| 指針となる原則 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平等と非差別 ● 文化間交流 ● 権利重視の観点から多様性と違いを認識 ● 自治とエンパワーメント ● 参加 ● 団結 ● 対応能力 ● 持続性 |
| 大目標 | <p>平等と非差別の原則を保証しつつ、また都市・農村部の特徴、アフリカ系コロンビア人、黒人、パレンケ/ライサル人、先住民族、農民、ジプシー、様々な性的志向を持ち特別に脆弱な状況に置かれている女性、世帯主である女性、妊婦、ジェンダーに基づく様々な暴力の被害者等を考慮しつつ、コロンビア人女性がその権利を完全に享受することを確かなものにする。</p> <p>長期的にはコロンビアにおける女性が男性に対して平等な権利と責任行使し、違いと多様性の観点に基づく市民権を強固なものにし、自由と自治における能力を向上させ、社会的目的としての将来生活を活発なものにし、目に見える貢献と社会全体の理解を伴って国家の発展に貢献を続けることを期待する。</p> |
| 個別目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1. セクターレベル及び地方レベルにおける国家政府の政策と行動においてジェンダー主流化を行う。 2. 女性に国家が提供する機会と財・サービスへのアクセスを保証する戦略を開発する。 |

3. 国家政府のセクターレベル及び地方レベルでの政治と行動において、女性、特にアフリカ系コロンビア人、黒人、パレンケ/ライサル人、先住民、農民、ジプシーの違いと多様性の認識し、これを可能にする権利を多様な視点を持ってを保証する。
4. 女性が公的分野に選挙によって参入しそれを継続することができるよう、また民間部門における責任が等しいものとなるような配慮を行う計画を実現可能なものにする。
5. 女性に対する差別や不平等な条件を強化するような社会的な思い込み、信念及び習慣の克服をもって、文化的変革を進展させる。
6. セクターレベル及び地方レベルでの本ジェンダー政策の実施プロセスを確かなものにする財務・技術・人的資源を持って、その制度強化を図る。
7. 「女性の暴力からの解放を保障するための統合的政策（Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencias）」を策定する。
8. 「女性の（国内紛争による）国内避難の影響の予防とそのケアのための統合的計画（Plan Integral para la Prevención y Atención del Impacto Desproporcionado y Diferencial del Desplazamiento sobre las Mujeres）」を策定する。

戦略

- I. 機会の平等を伴った労働市場における女性の完全な参加
- II. 家庭生活と労働の調和
- III. 国内紛争の枠組みの中での女性に対する強制的国内避難やその他暴力の危険や被害における女性の権利の保護
- IV. 平和構築における女性とその様々な組織形態の認知と強化
- V. 権力と意思決定における女性の参加の振興
- VI. 全ライフサイクルにおいて保健システム及びセクシャル/リプロダクティブ・ライツにおける多様な視点を女性に保証
- VII. 全ライフサイクルにおいて多様な視点を伴う教育の権利を保証
- VIII. 所有権及び生産資源へのアクセスの促進と強化
- IX. 居住圏や環境に対する女性の危険要素や脆弱性を減少
- X. 文化的変容のための動員とコミュニケーション
- XI. 制度強化

方針

1. 都市/農村の多様性と民族的多様性に配慮しつつ、労働市場における女性の完全な参加を可能にするための女性の能力強化と障害の除去
2. 家族としての責任と労働者としての責任の融和
3. 女性の生活において国内紛争及び強制的国内避難によるものと識別されるインパクトの予防、保護、ケア及び回復
4. 平和構築と市民共存のイニシアチブに向けた強化
5. リーダーシップを伴って政治、社会的な場、意思決定の場に参加するための女性の能力の創造
6. 女性のためのプライマリー・ヘルス・ケア、セクシャル/リプロダクティブ・ヘルスにおける促進と予防行動を具体化していくためのSGSS¹²を通じた統合的かつ適切な対応
7. 多様な視点と地方部への配慮を行いつつ、教育システムへの女性のアクセスとその継続のための障害を除去
8. その多様性の観点から女性への教育の提供を最大限妥当なものにするため、カリキュラムの指針においてジェンダーの多様な視点の導入を強化
9. 将来的な生活の構築と発展に寄与する文化的な妥当性を持った青年及び大人のための柔軟かつ妥当性のある質を伴った教育
10. 多様な視点を伴い自由な時間と健康的な生活スタイルの創造的な活用を伴ったスポーツとレクリエーションの振興
11. 女性の多様性の観点に基づき、女性のために所有権や生産資源へのアクセスとその利用の振興
12. 周囲の状況において誘発される危険要素や脆弱性に対し、多様性の観点から女性をケア・保護
13. 非差別に向けた文化的変容に貢献するプロセスの強化
14. 知的業務の振興
15. 制度強化

出典：ACPEM (2012). “Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres”

¹² Sistema general de seguridad social（社会安全システム）の略。

女性に対する暴力：特に、PND 2010-2014 における「ジェンダー」の指針の第 2 番目に示される女性に対する暴力に関しては、コロンビア政府は「女性の暴力からの解放を保障するための統合的政策指針 (Lineamientos del Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencias :2012-2022)」を策定し、女性に対する「物理的暴力」、「家庭内暴力」、「性的暴力」、「国内紛争下での女性への暴力」、「人身売買」、「精神的暴力」及び「経済的暴力」の観点から分析をおこない、「コロンビア人女性が暴力からの解放に向けた権利を保障される」ことを目的とした政策指針を、次表 2-13 の様に示した。

| 表 2-13：「女性の暴力からの解放を保障するための統合的政策指針」（要約） | |
|--|---|
| 指針となる原則 | 「女性を暴力から解放することを保証するための統合的計画 (El Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencias)」は公共政策の指針となる原則を総合的に引き継ぐものとする。 |
| 大目標 | その多様性に基づきコロンビア人女性に対して暴力から自由な生活の権利を保証する。 |
| 個別目標 | <ol style="list-style-type: none"> 女性に対するいかなる暴力行為も排除することに向け、ジェンダーに基づく様々な暴力の形態を予防するための行動を発展させる。 司法、保健、権利の保護とその回復へのアクセスを保証しつつ、様々な形態の暴力による女性被害者に対し統合的かつ多様性に基づいたケアを提供する。 本指針の戦略における責任機関、特に中央部と地方部の間の調整能力を向上させる。 国内公的機関の既存情報システム間の統合と相互オペレーション戦略を実施し、コロンビアにおいて記録されるジェンダーに基づく暴力が周知されるようにする。 「女性を暴力から解放すること保証するための統合的計画」のフォローアップとモニタリングのシステムを設計し、これを機能させる。 |
| 戦略 | この計画は長期的視点 (2012-2022) を持ち、以下の戦略を進めるものである。 <ul style="list-style-type: none"> ジェンダーに基づく暴力行為についての予防、保護、調査、制裁及び回復 国内全域において法律1257¹³とその細則の実施促進 暴力の予防に焦点を当て、女性の特徴と多様性を考慮しつつ、女性に対する暴力を当然とするような社会的な思い込みや文化的な習慣の変革 コロンビアにおけるジェンダーに基づく暴力の広がりの抑制 ジェンダーに基づく暴力事案における刑罰免除のレベルを低減 女性が暴力から解放される権利に関して、公務員による公的行動を強化 |
| 方針 | I. 暴力予防の方針 <ol style="list-style-type: none"> 文化的妥当性に基づき、コロンビア国民が暴力から自由な生活を送る権利について、適切な情報を提供 暴力予防のための一般社会の啓蒙 暴力の予防と探知に関し、公務員を能力強化・啓蒙 新たなニーズに従い、暴力の状況を監視する公共政策を取りまとめる 教育省関連プログラムに教育分野におけるジェンダーに基づいた暴力予防のための行動を盛り込む（2011年の政令4798¹⁴の実施） 暴力の予防に係る共同行動のため、民間部門との同盟を構築する 暴力予防のための社会的動員のための戦略の構築 II. 統合的かつ差別化されたケアの方針 <ol style="list-style-type: none"> 文化的妥当性に基づき、暴力の被害者への適切な支援と治療を保証する 規則の適性化 女性の特性に配慮しつつ、事案の調査、審査、制裁及び回復を通じて暴力の女性被害者の司法へのア |

¹³ 法律1257 (2008) 女性に対する暴力と差別に対する啓蒙、予防及び制裁に係る規則を定めたもの。これにより刑法、刑事手続き法、法律294 (1996) 等の法律を改定した。

¹⁴ 法律1257 (2008) の一部実施細則に関する政令。

- クセスの保証
4. 女性の特性に配慮しつつ、女性の暴力被害者の保健へのアクセスの保証
 5. 女性が直面する問題の特徴に従って、暴力被害者の保護に対し適切な方法を保証
 6. 女性の暴力被害者のために国家安定化プログラムを実施する
 7. 2011年の労働政令4463¹⁵を実施する

III. 関係機関間の連携と調整の方針

1. 公共機関の連携と調整プロセスの強化
2. ジェンダーに基づく暴力に関し、厳格な質、安全性及び適切さの基準に基づいた公的データベースを共有するメカニズムの設置

IV. フォローアップとモニタリングの方針

ジェンダーに基づく暴力の予防とケアについて、計画実施プロセスのフォローアップ及びモニタリング、政策インパクト評価、社会に対する適切な情報開示を確かなものにする

出典 : ACPEM (2012). “Lineamientos del Plan Integral para Garantizar a las Mujeres Una Vida Libre de Violencias :2012-2022”

セクター行動計画：上記指針に従い、2013年3月にコロンビア政府は「国家経済社会評議会（Consejo Nacional de Política Económica y Social : COMPES）」¹⁶にて、女性のためのジェンダー平等と題した「行動計画 2013-2016（Plan de Acción Indicativo 2013-2016）」（COMPES Social 161）を承認した。同行動計画は下表 2-14 に示すように、「ジェンダー国家政策」に従う7つの個別目的を達成するため、6つの行動軸の下、2016年を目標に責任官庁と実施部局、具体的活動、各年度の予算額を詳細に示している。その実施メカニズムとして「省庁間委員会（la Comisión Intersectorial）」を設置し、ACPEM の調整の下、同委員会がジェンダー平等政策の最高機関となる旨定め、また国の中核と地方部での行動の調和にも意を用いた行動計画となっている。

表 2-14 : 「行動計画 2013-2016」の概要

| 目的 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 暴力や非寛容を作り出し、再生産し、強化するような慣行を削減することに向け行動し、民主的・社会の平和裏な建設に向け、女性の権利を回復する。 ● 経済的自立のため、土地・住居・信用供与・技術的支援・訓練等の生産要素へのアクセスを促進するような機会と条件を提供する。 ● 権力と意思決定における女性の参加を促進し、その様々な女性組織を強く認知させる。 ● 保健サービスへのアクセスとその質、セクシャルリプロダクティブ・ライツの改善のため、保健システムにおける多様な視点を強化する。 ● 教育セクターにおいてジェンダー主流化の視点を伴った方法論や内容を含む教授・指導の習慣を強化する。 ● 女性が暴力から解放される権利を保証するための統合的計画を、予防、統合的かつ多様な視点を持ったケア、司法・保健へのアクセス、女性被害者の権利の保護・回復へのアクセスを保証しつつ、これを機能させる。 ● 公的機関がジェンダーにおける多様な視点を採用すること促進する。 |
| 課題軸と活動項目数、責任機関数 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 文化的変革と平和構築 (49/18) ● 経済的自立と資産へのアクセス (35/12) ● 権力と意思決定への参加 (6/4) ● 保健とセクシャルリプロダクティブ・ライツ (12/4) ● 教育におけるジェンダーの視点 (24/3) ● 暴力から解放された生活を保証するための計画 (70/16) |

出典:COMPES (2013). el “Plan de Acción Indicativo 2013-2016 (COMPES Social 161)”

¹⁵ 同様に法律1257 (2008) の一部実施細則に関する政令。

¹⁶ ACPEM、DNP を含む16 関係省庁が参加した。

また、同行動計画での4年間の予算総額は、次表2-15に示すように、3,414,998百万コロンビア・ペソ（約1,797百万ドル）となっており、「経済的自治と資産へのアクセス」の軸に関する活動が、全体の約87%を占めている。

| 表2-15：「行動計画2013-2016」の予算概要（単位：百万コロンビア・ペソ） | | | | | |
|---|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 合計 |
| 自治 | 715,512 | 941,149 | 750,272 | 552,466 | 2,959,399 |
| 教育 | 4,085 | 3,670 | 3,934 | 4,224 | 15,913 |
| 参加 | 3,114 | 1,311 | 1,324 | 1,035 | 6,784 |
| 保健 | 133,250 | 24,535 | 23,715 | 23,755 | 205,255 |
| 暴力 | 52,628 | 51,385 | 52,425 | 54,400 | 210,838 |
| 変革 | 4,553 | 4,039 | 4,072 | 4,143 | 16,808 |
| 合計 | 913,143 | 1,026,089 | 835,742 | 640,024 | 3,414,998 |

出典：CONPES (2013). el “Plan de Acción Indicativo 2013-2016 (COMPES Social 161),” p.50

その他、現在は「女性の強制的国内避難における様々なインパクトへの予防とケアのための統合計画（Plan Integral para la Prevención y Atención del Impacto Desproporcionado y Diferencial del Desplazamiento sobre las Mujeres）」を策定中であり、関係機関への提案と内容審議が進められている状況にある¹⁷。

2.2.2 ジェンダー主流化における参加型政策策定のプロセスの重視¹⁸

女性のためのジェンダー平等の国家政策においては、現サントス政権（2010-2014）の下、PND 2010-2014に従い2012年9月に前述の「国家ジェンダー指針」を発表したが、これは国際的支援を伴った、広く国内女性組織・ネットワークとの対話を通じた市民参加を伴うものであった。

サントス政権は2011年の第一四半期に参加型手法を通じた政策策定手法を決定し、ここでは国内の様々な人種・地域の女性が発言できるプロセスを保障した。2011年9月から2012年3月まで13都市にて行われた会合に首都及び32県から1,042名の女性代表が参加する一方、全11分野（労働者、農民、LGBTI、国内避難民、公安関係者,etc.）の女性代表836名が25県から参加した。また、2012年4月及び7月の間に先住民女性との会合を2回、アフリカ系住民等との会合3回を経て、2012年8月に全国大会を実施するに至った¹⁹。またUN Women等を中心とする多数のドナー・援助プログラムもこれら政策策定プロセスを支援してきている²⁰。

¹⁷ 同案は2013年11月現在、審議が進行中である。ACPEMウェブサイトより。

<http://www.unidadvictimas.gov.co/index.php/sala-de-prensa/noticias/79-noticias/1020-fue-socializado-proyecto-conpes-para-mujeres-victimas-del-conflicto-armado> (2013年11月29日アクセス)

¹⁸ ACPEMウェブサイト <http://www.equidadmujer.gov.co/Paginas/equidad-mujer.aspx> (2013年11月29日アクセス)

¹⁹ 参加した主要女性団体及びその関連情報については、「2.5民間組織による活動」に具体的に記載した。

²⁰ UN Women、AECID、GIZ（Proyecto Prodemujer）、UNFPA、PNUD、ACNUR、ジェンダー暴力統合プログラム（Programa Integral de Violencias de Genero）、平和の窓プログラム（Programa Ventana de Paz）、USAID、カナダ大使館、オランダ大使館、ノルウェー大使館、スウェーデン大使館等。

2.2.3 ジェンダー関連法

コロンビア憲法（1991）はその第43条において、「女性と男性は等しい権利と機会を有する。女性はいかなる差別にも従うことではない。妊娠期間中及び産後は国家による特別なケアと保護を享受し、（中略）、国家は女性世帯主へ特別な配慮にて支援を行う」と規定している。また、第13章において「国家は平等が実質・実効であるための条件を整え、差別されたグループに資する手段を採用する」、また第7条において「コロンビア国家の民族的・文化的多様性を認識し、これを保護する」と明記している。

現在まで下表2-16に示すように、女性に対する「各種暴力」、「労働条件の改善」、「政治参加や権利」、「社会サービス」等に係る各種法律が策定されている。この遵守のため政府は前述のジェンダー政策の実施を強力に推進している最中にある。

| 表 2-16：過去 20 年間に策定されたジェンダー関連国内法（主なもの抜粋） | |
|---|--|
| 年 | 女性に対する各種暴力に関する法律 |
| 2013 | 法律 1639：酸による犯罪被害者の統合的保護の強化 |
| 2012 | 法律 1542：女性に対する暴力犯罪の調査における当局の保護と手続きの保証 |
| 2011 | 法律1448：国内紛争被害者に対する統合的なケア、支援及び回復に係る法律（「被害者及び土地返還法」） |
| 2010 | 政令 164：セクター横断委員会「女性への暴力根絶のための制度間テーブル」の設立法 |
| 2008 | 法律 1257：女性に対する暴力と差別の啓蒙、予防及び制裁 |
| 2007 | 法律1336：子ども及び青少年少女の搾取、ポルノ及びセックス・ツーリズムに対する戦い |
| 2007 | 法律1146：性的暴力の予防及び子ども/青少年少女の性的乱用についての統合的ケア |
| 2007 | 法律 1142：市民の共存と安全のための犯罪活動予防と抑圧 |
| 2005 | 法律985：人身売買対策と被害者のケア・保護 |
| 2001 | 法律679：年少者に対する搾取、ポルノ及びセックス・ツーリズムの予防・阻止 |
| 1997 | 法律 360：性犯罪法 |
| 1996 | 法律 294：家庭内暴力の予防・対処・制裁 |
| 労働関連の法律 | |
| 2011 | 法律1496：男女間の給与と労働再分配の平等の保証 |
| 2011 | 法律 1468：労働法の部分修正法 |
| 2010 | 法律1413：国家勘定システムにおける家事労働の算入に係る規定 |
| 政治参加・人権関連 | |
| 2011 | 法律1475：政党及び政治運動組織法（「クウォータ法」） |
| 2003 | 法律 823：女性のための機会平等 |
| 2000 | 法律581：公的機関における女性参加 |
| 1993 | 法律70：集団所有権 |
| 社会サービス | |
| 2006 | 法律1023：コミュニティの母親と保健における社会的安全 |
| 2002 | 法律750：家事労働と地域活動における女性世帯主への支援 |
| 2002 | 法律 731：農村女性の生活改善 |
| 1993 | 法律82：女性世帯主への支援 |

出典：ACPEM (2012). “Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres,” p.11

2.2.4 國際条約の批准と実施状況

コロンビア政府はこれまで女性に関する国際条約やラ米地域条約を批准（次表 2-17 参照）し、この遵守に努めてきた。最近では、コロンビア政府は 2013 年 10 月 CEDAW に対し第

7回及び8回報告書を提出し、同委員会に対して説明を実施している²¹。これら報告書は2007-2010年の期間に相当するものであったが、最近過去3年間に同国国内にて大きく進展したジェンダー主流化の動きを盛り込み、今後の短期、中期及び長期的な課題に対して、経済、社会、文化、市民及び政治分野での男女平等と女性の権利を確かなものにしていくための計画として説明している。

| 表2-17：過去に批准した女性に関する国際条約やラ米地域条約（主なもの）の抜粋 | | |
|---|------|--|
| 署名年 | 批准年 | 国際条約/協定 |
| 2000 （「法律800」による） | 2003 | 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 |
| 2000 | 2000 | ミレニアム開発目標 |
| 1999 | 1999 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 CEDAW の選択議定書（女子差別撤廃条約選択議定書） |
| 1995 | 1995 | 北京宣言と行動綱領：第4回世界女性会議 |
| 1993 | 1993 | 女性に対する暴力の根絶についての国連宣言 |
| 1979 （「法律51」による） | 1981 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW） |
| 1966 | 1966 | 公民権及び政治的権利についての国際協定 |
| 1966 | 1966 | 経済・社会・文化的権利の国際協定 |
| 1966 | 1966 | 公民権及び政治的権利についての国際協定に係る任意議定書 |
| | | 地域協定 |
| 2000 | 2000 | 米州機構決議 AG/RES1732：「女性の人権とジェンダーの公正と平等の促進に係る米州プログラム」 |
| 1994 （「法律248」による） | 1995 | ブラジル国パラ州ベレンにて採択された女性に対する暴力の予防と根絶のための米州協定 |
| 1988 | 1988 | 経済・社会・文化的権利に関する人権についての米州会議への追加議定書「サン・サルバドル議定書」 |
| 1969 | 1969 | 人権についての米州協定「コスタ・リカ国サン・ホセ協定」 |

出典：ACPEM (2012). “Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres,” pp.12-13

2.2.5 ジェンダー平等に向けた行政組織改革（公共政策と制度開発）

PND 2010-2014に沿ってジェンダー主流化に向けた戦略や行動計画を進めていく中で、中央及び地方における政府組織においてジェンダーの視点を制度化する試みは、ACPEMを筆頭に中央省庁内にジェンダー担当部署の設立を進める（例：教育省内の「ジェンダー・女性委員会（el Comité de Mujer y Género）」、労働省内の「ジェンダーの多様な視点を取り入れた労働の平等グループ（el Grupo de Equidad Laboral con Enfoque Diferencial de Género）」）、公的機関の内部規則などにジェンダーの視点を取り込む（例：国家極貧克服庁ANSPE、「土地返還管理特別行政ユニット」等多数）、ジェンダー関連プロジェクトやイニシアチブ（例：労働省による「ジェンダーの多様な視点に基づく労働の平等にかかる国家プログラム（Programa Nacional de Equidad Laboral con Enfoque Diferencial de Género）」）を実施するなど、全国的な進展を見せている。

²¹ ACPEM ウェブサイト

<http://historico.equidadmujer.gov.co/Noticias/2012/Paginas/131004-Estado-Colombiano-sustento-VII-y-VIII-informe-combinado-ante-CEDAW.aspx> (2013年11月29日アクセス)

しかしながら次に述べるようにその進展は全ての開発セクターや地方自治体において同様のレベルで進展しているとまでは至っていないのが現状である。県レベルでは全ての県において女性に対する差別の問題を扱う部署が存在しているが、うち17県にてこれら部署が県知事の直接指揮下にある。その他の県では事務局（secretaria）が設置されその大部分が計画策定や社会開発実施に係る事務局となっており、全32県の内5つだけが女性事務局を設置している。市レベルでも担当部署の設置が進められているが、その動きは遅く、全ての市で設置されているわけではない²²。加えてここには地方部における公務員のジェンダーに関する認識不足がジェンダーに対するニーズへの対応への遅れになっている²³。

他方、中央レベルでは省庁や公的機関間に設置されているジェンダー担当部署を通じた既存連携メカニズムが調整機能を果たしているとされる。特に計画機能に関しては、活動の計画、フォローアップ及び評価の手法が全公共機関の83%にまで確立されており、これが計画プロセスの強化につながっているとされるが、今後の課題はこれら既存プロセスや情報システムにおいてジェンダーの視点を導入し、国家、セクター、地方における調整を高めることであると認識されている²⁴。

2. 2. 6 国内紛争被害者の支援

前述の「2. 1. 5 国内紛争下での女性への暴力」の項にて記載したように、2013年11月現在まで確認されているコロンビア国内紛争下での暴力被害者の半数以上が女性であり、肉体的、精神的及び物質的被害を長年にわたって受けてきたこれら女性への支援はコロンビアにおけるジェンダーの大きな課題の一つである。このため関係組織は女性支援の視点を活動に取り入れ、適切な支援が行われるよう取り組んでいる。

2011年に制定された「法律1448 (Ley de Víctimas y Restitución de Tierra)」に従い、「被害者総合ケア・補償国家システムの実施責務組織 (Sistema Nacional de Atención y Reparación Integral a las Víctimas)」にもナショナル・マシナリーであるACPEM（後述の「2. 3 ナショナル・マシナリー」参照）が参加している他、上記「法律1448」の実施促進のため、USAIDの財政支援の下OIMコロンビア事務所が支援実施中の「被害者支援機関強化プログラム (Programa de Fortalecimiento Institucional para Víctimas)：2012-2015年」でもその柱の一つに「女性・少数民族の特別なニーズに配慮する政府制度とシステム (Instituciones y Sistemas del Gobierno de Colombia Atendiendo las Necesidades Específicas de Mujeres y Minorías Étnicas)」が挙げられている²⁵。

国内紛争被害者への直接支援組織においてもジェンダー主流化は進められており、例えば

²² AECID Colombia. “Boletín No. 6,” noviembre de 2011, “Ciudades e igualdad de género.” http://portalterritorial.gov.co/apc-aa-files/7515a587f637c2e66d45f01f9c4f315c/boletin_noviembre_2011_2_.pdf (2013年12月10日アクセス)

²³ ACPEM 聞取りより。（2013年11月14日）

²⁴ “Lineamientos de la política pública nacional de equidad de género para las mujeres,” p.42.-

²⁵ OIM ウェブサイト、<https://es-la.facebook.com/OIM.Colombia> (2013年12月2日アクセス)

国内紛争により失われた土地の登録・返還に係る業務に当たる「土地返還管理特別行政ユニット（Unidad Administrativa Especial de Gestión de Restitución de Tierras Despojadas y Abandonadas）」（通称、「土地返還ユニット」）は県職員のジェンダー教育訓練プログラム²⁶を作成実施している他、被害者への補償業務を行っている「被害者支援と総合補償ユニット（Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Victimas）」（通称、「被害者ユニット」）は前述の「国家ジェンダー指針」の策定に先立つ2011年の時点で既に「女性とジェンダー・グループ（Grupo de Mujer y Genero）」を同組織内に立ち上げ、活動の全域にジェンダーと女性の視点を反映させることを役割として活動を行っている。

また最近ではコロンビア政府が2013年11月に「国内紛争被害女性の危機予防、権利の保護及び保証のための政策指針（CONPES 3784 de 2013 : Lineamientos de Política Pública para la prevención de riesgos, la protección y garantía de los derechos de las mujeres víctimas del conflicto armado）」を承認し、2015年までに3.3兆コロンビアペソ（約17.4億米ドル、1米ドル=1,900コロンビアペソにて換算）の予算にて21政府関係機関が200以上の活動を国内紛争の被害女性の支援のために実施することとしている²⁷。

2.2.7 女性への暴力根絶への活動

メディアにおける報道や街頭における女性支援団体の示威行動に示されるように、女性への暴力の根絶は、現在のコロンビアにおける喫緊の課題である。女性への暴力根絶は「女性の暴力からの解放を保障するための統合的政策指針」に明記されており、これに沿って実施される「行動計画2013-2016」の第6番目の課題軸「暴力から解放された生活を保証するための計画（Plan para Garantizar Una Vida Libre de Violencias）」の下、70の活動項目を4年間にわたり延べ16関係機関により実施中である。その概要を表2-18に示す。

| 表2-18：「行動計画2013-2016」の「暴力から解放された生活を保証するための計画」軸（概要） | | | |
|--|---|---|-------------------|
| 活動 (大項目) | 活動小項目 (抜粋) | 省庁・機関 (抜粋) | 実施担当 (抜粋) |
| 女性へ暴力に関する公共政策、プロジェクトの設計と実施にジェンダーの視点を取り入れる。 | 「治安政策等にジェンダーの視点を取り入れる等、全4活動。」 | 内務省 (Ministerio del Interior) 等、全3省庁・機関 | 治安・市民生活副局等、全3実施機関 |
| ジェンダーに基づく暴力に対し、社会的にこれを許容しないよう情報、コミュニケーション及び教育戦略を設計し、これを実施する。 | 社会の広範なセクターに向け、文化的適切さに基づいてコロンビア人女性が暴力から解放される権利について、適切な情報を普及するためのプログラムの実施 | 文化省 等、全8省庁・機関 | 住民局 等、全9実施機関 |

²⁶ Ley 1447 (Ley deVictimas : 2011) の114条に基づき作成されたプログラムで、回覧006 (Circular 006) はそのプログラムの活動の一つ。情報収集と被害ケースの文書化に関し、男性優位主義が残る県レベル（職員の70%が男性）において、適切に被害申請に来た女性に対応することを義務づけ、またそのための訓練を行うもの。

²⁷ ACPEM ウェブサイト

<http://historico.equidadmujer.gov.co/Noticias/2012/Paginas/131129-Aprobado-CONPES-para-mujeres-victimas-conflicto-armado.aspx>
(2013年11月29日アクセス)

| | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------|--------------|
| 暴力の予防とケアに関するセクターがその制度的能力・機能を強化する。 | 等、全15活動 特別なケア及びプロセスを通じた家族への再統合を目的とする支援スキームを通じて、女の子と少女の性的暴力の被害者の権利の回復を行う 等、全22活動 | コロンビア家族福祉庁等、全8省庁・機関 | 保護局等、全13実施機関 |
| 暴力の犠牲となった女性への保健及び司法のケアを担う組織の強化 | 性的暴力、職場ハラスメント、家庭内暴力、ネグレクト、酸による被害について告発された事案の調査と対応のための戦略を実施 等、全7活動 | 国家検察庁等、全2省庁・機関 | 検察局等、全4実施機関 |

(出典) “Plan de Acción Indicativo 2013-2016,” Anexo 6より作成

2.2.8 貧困対策

前ウリベ政権時代から実施されてきた極貧層支援活動JUNTOSは、現サントス政権でも UNIDOSと改称し、これを継続中である²⁸。これは2014年までに国内の35万世帯が極貧から脱し、2020年には極貧状態の世帯をコロンビアからなくすることを目標に30以上の関連省庁・自治体・民間機関が参加し、国家極貧克服庁ANSPEの調整の下で実施されている社会支援プログラムである。次表2-19に示すように、UNIDOSは9つの目標分野（身分確認、収入創出、教育と訓練、保健、栄養、居住環境、家族の調和、銀行利用と貯蓄、司法へのアクセス）とそれに関連する45の活動内容から構成される。

表 2-19 UNIDOS の目標分野と活動内容

| | |
|------|--|
| 身分確認 | 家族構成員がコロンビア市民としての身分証明書を有し、法により定められた必要条件を満たしていることを証明する。 1. 0-7歳は住民登録、7-18歳は身分証明書（Tarjeta de Identidad）を所持し、18歳以上は市民権証明（Cédula de ciudadanía）を所持する。 2. 18-50歳の男子は兵役手帳を所持する。 3. 「社会プログラムのための潜在的受益者の特定と分類システム SISBEN」に含まれる家族は、家族の各構成員の所有する有効な身分証明書に記載されている事項と同じ個人情報がSISBENに登録される。 |
| | 様々な生計手段を通じて家族が（金銭的もしくは物的）収入を得る。 4. 60歳以上の全ての大人が収入源を有するもしくは世帯内で生計を支えるメカニズムを有する。 5. 少なくとも15歳以上の家族構成員の一人が報酬を伴う仕事を有する、もしくは自立的な収入源との関係を有する。 6. 労働年齢にある全ての家族構成員が、報酬を伴う労働に結び付くような能力水準に達する、もしくは現在の状況を更に向上する。 7. 報酬を伴う労働に結び付くような資産の水準に家計を向上させる、もしくは現在の状況を更に向上する。 |
| | 子ども、青少年、成人が人的資本を向上させ、統合的な成長を可能にする知識を獲得する。 8. 5歳以下の子どもが、保育、栄養、早期教育における統合的ケアに係る何らかのプログラムに関係している。 9. 就学年齢（5-17歳）未満で基礎サイクル（第9学年まで）を終了していない者がフォ |
| | |

²⁸ ANSPE のUNIDOS ウェブ・サイト参照、<http://www.anspe.gov.co/es/programa/estrategia-unidos> (2013年11月29日アクセス)

| | |
|----------------|--|
| | <p>一マル教育サービスもしくはその代替システムに出席し、その能力開発を可能にする。</p> <p>10. (身体に障害を有する人々を含む) 18-65歳の成人が識字能力を有する。</p> <p>11. 一度基礎サイクルを終了した人物がそれを望むのであれば、中等、技術、専門教育を受ける、もしくは職業訓練プログラムを受ける。</p> <p>12. 15歳以下の子どもが労働活動に従事しない。</p> |
| 保健 | <p>保健システムの効果的な関与の下、全ての人々がケア・サービスを受け、保健のプロモーション・予防プログラムに参加する。これにより家族は避けられることが可能な死亡率・疾病率を減少する。</p> <p>13. 家族構成者が「保健における普遍的な社会保障システム SGSS」に加入する。</p> <p>14. SGSS の枠組みの中で家族がその権利として有する保健プロモーションによる支援を受ける。</p> <p>15. 男女双方の青少年及び成人が家族計画の方法を認識する。</p> <p>16. 12歳以下の子どもが5価ワクチン（「ジフテリア・百日咳・破傷風（DPT）」、インフルエンザ菌 b、B型肝炎）の3回接種を受け、1-2歳の子どもがSRP（ムンプス、麻疹、風疹）の2回接種を受ける。</p> <p>17. 妊婦が出産前検診に登録し、これを受診する、もしくは施設において出産ケアを受ける。</p> <p>18. 10歳以下の子どもが成長期の異変に対する早期発見のための診察の登録と受診を行う。</p> <p>19. 家庭内の女性が子宮頸がん及び乳がんの検診プログラムに参加し、その結果を認識する。</p> <p>20. 障害のある人々が（特にコミュニティに拠点を有する）リハビリテーションプログラムや自立のために必要な技術支援にアクセスを有する</p> |
| 栄養 | <p>家族の全ての構成員が適切な食糧と食糧管理に適切な習慣を有する。</p> <p>21. 食べ物の取り扱いと準備において衛生的な習慣を実践する。</p> <p>22. 家族が様々な食べ物を健康的な方法で食する。</p> <p>23. 6か月以下の子どもが、推奨される6か月間のうち少なくとも4か月間は母乳のみを飲む。</p> |
| 居住環境 | <p>家族がその文化的背景に従って、安全化居住環境を有する。</p> <p>24. 住居が飲料水供給システムと下水システムを有する。</p> <p>25. 家族は廃棄物を適切に処理する。</p> <p>26. 住居が通常もしくは代替エネルギーシステムの設備を有する。</p> <p>27. 住居はトイレ、台所、洗濯場及び寝室を個別に有する。</p> <p>28. 一部屋に3人以上が居住せず、子どもが大人と別に就寝する。</p> <p>29. 住居から土間をなくす。</p> <p>30. 家族構成員が就寝し食事をとるための適切な器具を有する。</p> <p>31. 家族が通信システムへのアクセスを有する。</p> <p>32. 物理的な安全性を可能にし健康面から家族の福祉を向上するような適切な材質で住居が作られる。</p> <p>33. 住居は照明、自然換気を有し、プライバシーを確保する。</p> |
| 家族の調和 | <p>家族が、より強いきずな、健康的な共生と愛情表現のメカニズムを有する。</p> <p>34. 家族がその家族計画を策定し、これを実施する。</p> <p>35. 家族が家庭内暴力・性的暴力の被害者の早期発見、ケア、回復のための支援サービスに応じる。</p> <p>36. 家族構成員がその地域（コミュニティ組織、文化娯楽施設、スポーツクラブ、教育施設等）において利用可能なプログラムやサービスの場や機会を認識し、これらに参加する。</p> <p>37. 6歳以下の子どもがいる家族は人としてのしつけを行う。</p> <p>38. 家族は対話の場を設け、家族共生の規則を用い、争いごとを解決する。</p> <p>39. 家族は共同で子育てや障害のある人々の社会的統合に参加する。</p> |
| 銀行利用と貯蓄 | <p>労働、収入及び家族の安全への機会へのアクセス手段としての金融システムに関心を有する。加えて自ら設定する目的の実現のための貯蓄習慣を身に着ける。</p> <p>40. 家族がフォーマル（金融システム）もしくは非フォーマル（貯蓄・信用グループ）メカニズムを通じて貯蓄を行う。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>41. 家族が貯蓄、信用、保険の金融サービスのうち少なくともその一つの特徴を理解する。</p> <p>42. 希望する家族が金融システムもしくは貯蓄・信用グループを通じて貸付を受ける。</p> |
| 司法へのアクセスを保証するための支援 | 紛争解決、自らの権利の認識、価値の保全、適切かつ効率的な方法による共生の強化のため、フォーマル及びインフォーマルな司法サービスへのアクセスを家族が有する。 |
| | 43. 家族は紛争解決のために適切な司法の必要性を認識し、司法システムが提供する代替案の中からその制度的手続きを特定し、これを理解する。また市民としての権利と義務を認識する。 |
| | 44. 司法のニーズを有する家族が、司法関係者からの早急かつ適切なケアを受けた上で、紛争解決代替メカニズム MASC への参加を同意する。 |
| | 45. 国内避難民の家族が、権利の効果的な享受のため、フォローアップ支援のサポートを受ける。 |
| | |

出典：ANSPE. <http://www.anspe.gov.co/es/programa/estrategia-unidos/dimensiones-y-logros>
(2014/2/10 アクセス)

この実施組織であるANSPEはその活動の重点として、「ライフサイクルの重視」、「強制的国内避難の被害者」、「障害者」と並んで「ジェンダー」の視点を明確に取り入れている。ANSPEはジェンダーの視点を取り入れることで、ANSPEの「同伴モデル（Modelo de acompañamiento）」²⁹のオペレーション、きめの細かい支援提供とその管理、人権と尊厳の保証が可能になると判断した上で、社会的経済的文化的権利の効果的な享受に向けた公共政策の構築に焦点を当てている。ここではジェンダーの視点を取り入れた支援方針として、「1. 男女間の不平等と差別を助長するような要素の削減と根絶に貢献する」、特に上記表2-19において「2. 女性に対して、特に保健、収入創出、家族の調和、司法へのアクセスなどを支援する」としている³⁰。

²⁹ ANSPE は UNIDOS プログラムにおいて全国に配置された 1 万人以上のフィールドワーカー Cogestores を通じて、極貧世帯を個別訪問し、支援組織の各種スキームと貧困家庭の問題・ニーズ及び彼らの学習プロセスの進度とを適切に結び付けた上でその利用を促進し、極貧脱出段階まで継続的に技術支援するものである。また ANSPE 自身は財政的物質的支援を極貧家庭に直接提供することないのも特徴とされる。

³⁰ ANSPE 広報用パンフレット、“Enfoque Diferencial en la ANSPE” 参照。

2.3 ナショナル・マシナリー

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 1990 年以降、数度の組織変更の後、現在では「ジェンダー平等のための大統領府高等審議室」がナショナル・マシナリーとしてジェンダー関連政策における調整・実施促進・監視を行っている。● 現サントス政権下では一連のジェンダー関連政策の策定に大きく寄与した他、現在は未成年の妊娠予防、国内紛争の被害者への支援、ジェンダー監視室の運営等を実施している。 |

2.3.1 設立背景

コロンビアでは 1990 年に「青年・女性・家族大統領府審議室 (Consejería Presidencial para la Juventud, la Mujer y la Familia)」が「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convención para la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación contra la Mujer)」等、国際条約の遵守とコロンビア国内の女性社会運動による訴えに応えることを目的に設立された。その後、前述の組織は 1995 年の「法律 188」により「ジェンダー平等のための大統領府審議室国家局 (Dirección Nacional para la Equidad de las Mujeres en Consejería Presidencial para la Equidad de la Mujer)」と改組された。その後も各省庁や各種分権化された組織において女性に関する政策を実施促進する部署が設置される動きがあったが、実際には期待されたほど機能しなかった³¹。

こうした批判に対し、1999 年 6 月に「政令 1182」により、ナショナル・マシナリーの改革が決定され、現サントス政権 (2010~14) になり、2010 年 9 月に「政令 3445」により「ジェンダー平等のための大統領府高等審議室 ACPEM」が設置されることとなった。

2.3.2 組織の目的と機能³²

ACPEM の組織目的は、以下の 4 点から構成される。

1. 女性の独立したかつ統合的な人権とジェンダー平等を保障する。
2. 国家組織の中央部並びに地方部にて女性とジェンダーの課題への取り組みを強化する。
3. 女性組織と市民社会組織との対話の場を促進する。
4. 暴力により国内避難を迫られた人々への統合的な配慮にかかる公共政策において、ジェンダーの様々な視点の主流化を促進する。

また ACPEM の機能は次の 9 点から構成される。

³¹ ACPEM ウェブサイト、<http://www.equidadmujer.gov.co/Consejeria/Paginas/Antecedentes-institucionales.aspx>
(2013年11月29日アクセス)

³² ACPEM ウェブサイト、<http://www.equidadmujer.gov.co/Consejeria/Paginas/Objetivos-Metas-Funciones.aspx>
(2013年11月29日)

- 大統領により示される一般的な指針に従い、男女の平等の促進に向けた国家政策の策定において、大統領と国家政府を支援する。
- 公共事業体、中央及び地方自治体にて、政策、計画及びプログラムの形成、実施及びフォローアップにおいてジェンダーの視点を組み込むことを促進する。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点と関連する国内法、国際条約・協定の順守に向けたフォローアップのメカニズムを設定する。
- 女性の立場や状況について既存知識の調査・分析を支援・強化するため、民間セクター、国際組織、NGO、大学、調査機関と戦略的同盟を構築する。
- 国家レベルで女性の社会・共同体組織を支援し、国家の活動やプログラムにおけるその積極的な参加を促す。
- 女性、特に最も貧しく保護を受けていない女性の生活の質の改善に向けたプログラムやプロジェクトの形成とデザインを支援する。
- ジェンダー平等の達成に向け、既存の各種法律の実施を促進する。
- 社会・政治・経済領域において、ジェンダーのダイナミズムの抱合（インクルージョン）や女性の参加を保障することに向けたプロジェクトのため、国際協力から得られる資源や活動をそれらに向ける。
- その他大統領により指示される事項や組織の目的と合致する事項を実施する。

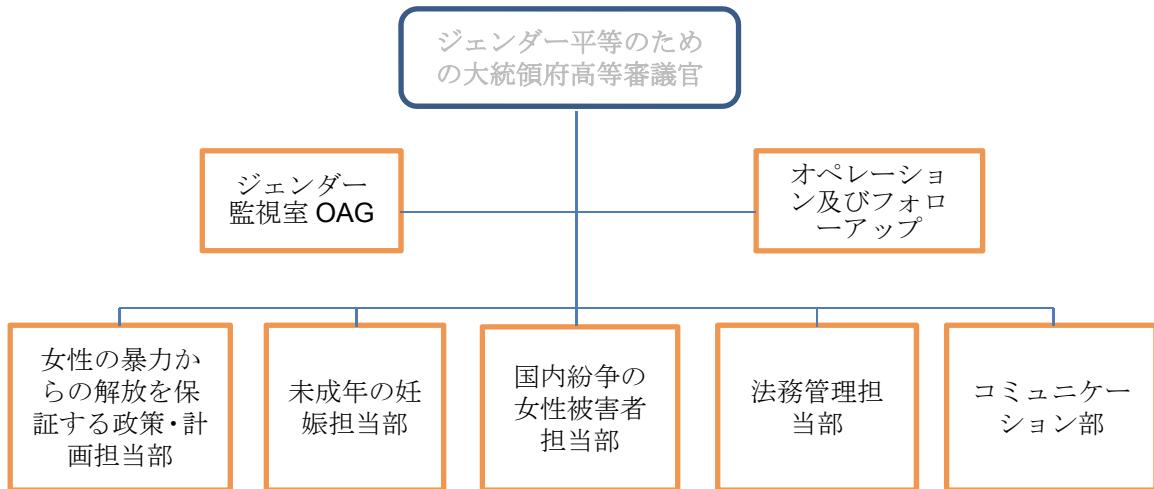
2. 3. 3 組織内容

2013年11月時点で「大統領府高等審議官（Alta Consejera Presidencial）」を含む17名の職員が次の図2-2に示す組織構成にて在籍しており、ACPEMは国内外の援助機関などの支援を受けながらジェンダー政策の推進に努力している。前述の「行動計画 2013-2016」では4年間でACPEMに総額8,678百万コロンビア・ペソ（約4.57百万ドル、1米ドル=1900コロンビア・ペソにて換算）を計上している³³。

ジェンダーというセクター横断的なテーマを統括する組織であるため、活動に多数の国内外・政府民間双方の関係機関が関連している中で、ACPEMによるこれらの調整が非常に重要なっている。国内ジェンダー政策や法律の整備進展、中央官庁レベルでの活発な動きとは対照的に、地方自治体においてまだジェンダー主流化の意識が完全には浸透しているとはいえない状況下で、関係者の意識改革を含めこれら政策浸透と実施促進が今後の大いな課題である旨ACPEMは強く認識している³⁴。

³³ COMPES (2013). el “Plan de Acción Indicativo 2013-2016,” Anexos より算出。³⁴ ACPEMにおける聞き取り（2013年11月14日）。

図 2-2 : ACPEM 組織図



出典：ACPEM ウェブサイトより作成

<http://www.equidadmujer.gov.co/Consejeria/Paginas/Equipo-Trabajo.aspx> (2013年11月29日アクセス)

2.3.4 ACPEM の活動状況³⁵

ACPEM の活動は主に以下の 4 つの軸（ジェンダー政策、未成年の妊娠予防、女性の国内紛争被害者、ジェンダー監視室 OAG）から形成されており、これに従い現在活動を実施中である。

「ジェンダー関連政策」の策定支援：現サントス大統領の PND 2010-2014 における公約であった「女性のためのジェンダー平等国家政策 (la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres)」の策定・実施に際しては、ACPEM の調整の下、参加型手法によりそれを策定実施すること (PND 2010-2014: 第 177 及び 179 条) が PND2010-2014 にて義務づけられていた。

このため 2012 年 9 月にコロンビア政府により発表された前述の「国家ジェンダー指針」は、国際機関の支援と国内女性組織及びネットワークの参加型対話のプロセスを通じて策定され、2020 年までに格差の克服と文化的変革のため行動を実施することを示し、これは女性の権利の効果的な享受に向けたものであった（「2.2.1 ジェンダーに関する国家政策」の **国家ジェンダー指針の策定**、の項参照）。そして上記指針は「行動計画 2013-2016」の作成に繋がることとなった（「2.2.1 ジェンダーに関する国家政策」の **セクター行動計画**、の項参照）。

未成年の妊娠予防：ACPEM は現在、COMPES の 2012 年「文書 147」に従い、「少女妊娠予防戦略 (Estrategia de Prevención de Embarazo en la Adolescencia)」を実施中である。同文書は、6~19 歳の男の子/女の子/青少年少女の生活に焦点を当てたもので、「在学と教育サイクルの完了」、「機能的な家族の構築」、「セクシャル/リプロダクティブ・ラ

³⁵ ACPEM ウェブサイト、<http://www.equidadmujer.gov.co/Ejes/Paginas/Ejes-Tematicos.aspx> (2013年11月29日アクセス)

イツ DSR の促進」を柱とする少女の妊娠の減少のための統合的戦略のデザイン、形成、開発に向けた戦略である。

その主目的は若い妊娠、特に無計画、暴力や虐待による 14 歳以下の妊娠の予防である。現在 192 のパイロット自治体において、4 つの戦略軸 (i) セクター間連携強化、(ii) 人間開発と生活プロジェクトの促進、(iii) 性的・リプロダクティブ保健のサービス提供と DSR の構築強化、及び (iv) モニタリング、フォローアップ及び評価に基づき、支援を実施中である。

女性の国内紛争被害者への支援 : ACPEM は「被害者統合ケア回復システム SNARIV」³⁶を構成する各政府機関への技術支援を進める中で、極度に危険な状態にある女性のために保護政策の採用とその実施に向け継続的に支援を行っている。ここで ACPEM は SNARIV の「多様な視点での技術副委員会の技術事務局 (Secretaria Técnica del Subcomité Técnico de Enfoque Diferencial del SNARIV)」を担っており、これは被害者の予防、支援、ケア及び統合的な回復のため調整等をおこなうことを目的としたワーキング・グループである。また国内紛争の女性被害者団体など人権保護擁護団体及びそのリーダーなどとの対話の場を構築する一方、政府組織の内部に対し、女性及び国内紛争に関し「憲法裁判所 (Corte Constitucional)」により課された命令を遵守するよう促している。

OAG : OAG は 2006 年の「法律 1009」により設置された ACPEM 内の独立的な常設部署である。コロンビアにおける女性の状況の改善とジェンダー平等に資する意思決定のため、OAG はジェンダー関連情報の収集、その分析と体系化、調査等を実施している。また、OAG はコロンビアにおいてジェンダーに関して報告される各種情報へのアクセスを容易にすることで、ジェンダーに関する知識の普及にも貢献している。国内関係省庁・機関(例:DANE、DNP、etc.)との協力の下で蓄積された情報は、OAG のウェブサイトに継続的に掲載されており、コロンビアにおけるジェンダーの状況を理解するうえで極めて重要な資料となっている。

OAG の活動指針は下記の 4 点から構成されている。

- データ管理と調査: ジェンダーに関する情報へのアクセスを容易にし、その集団的学習や関連知識の管理の改善を促進する。
- 知識のための同盟: 戰略的テーマにおける持続的な学習の場を作ることを目的とし、従来のテーマにとらわれずに国内における知識を高め、参加組織における新しい学習とコミュニケーションの手法の強化を図る。

³⁶ 国内中央及び地方部の政府・民間の組織・機関から構成され、国内紛争被害者の統合的ケアと回復を行う計画、プログラム及びプロジェクトの形成実施を行う組織。(SNARIV ウェブサイト参照)
<http://www.unidadvictimas.gov.co/index.php/acerca-de-la-unidad/snari> (2013 年 12 月 6 日アクセス)

- 技術的支援: ジェンダー主流化のプロセスを技術的に支援し、官庁・組織・その他の参加団体が理解を深め、こうした理解がいかに開発分野での活動を向上させ、人権の観点からジェンダー平等の達成に貢献するかを示す。
- 知識の共有と普及: 公的課題におけるジェンダー平等の立場から、開発課題の枠組みの中での様々な対話の場（会議、セミナー等）や意思決定の場を通じたジェンダーの知識の普及に努める。

2.3.5 県レベルでの活動状況

コロンビアでは地方分権化政策が推進される中、ジェンダー主流化もその枠組みの中で実施されている。しかしながら ACPEM 自身も指摘しているようにジェンダー主流化の政策浸透度は一様ではなく、県レベルでの取組実施地域とその進展度には大きな差があるのが現状である。現在 ACPEM はこれをモニタリングし、国際援助機関を含む各種関係機関と共に継続的に実施促進を促している状況にある。OAG によれば、進展度合いに差はある³⁷がアンティオキア県、ボゴタ特別区、カルダス県、コルドバ県、ノルテ・デ・サンタンデール県、サンタンデール県、トリマ県、バジェ・デル・カウカ県などでは、県レベルのジェンダー関連調査、政策・政令の策定、担当部署設置等ジェンダー主流化が比較的進展している地域と認識されている³⁸。

³⁷ AECID, “Boletín No. 6,” 2011 Nov.
http://historico.equidadmujer.gov.co/mecanismos/Documents/informacion-general/Mecanismos-Igualdad-genero_AECID.pdf
(2013年12月5日アクセス)

³⁸ ACPEM ウェブサイト、<http://www.equidadmujer.gov.co/Ejes/Paginas/mecanismos-territoriales.aspx>
(2013年12月5日アクセス)

2.4 ジェンダーにおけるドナー協調

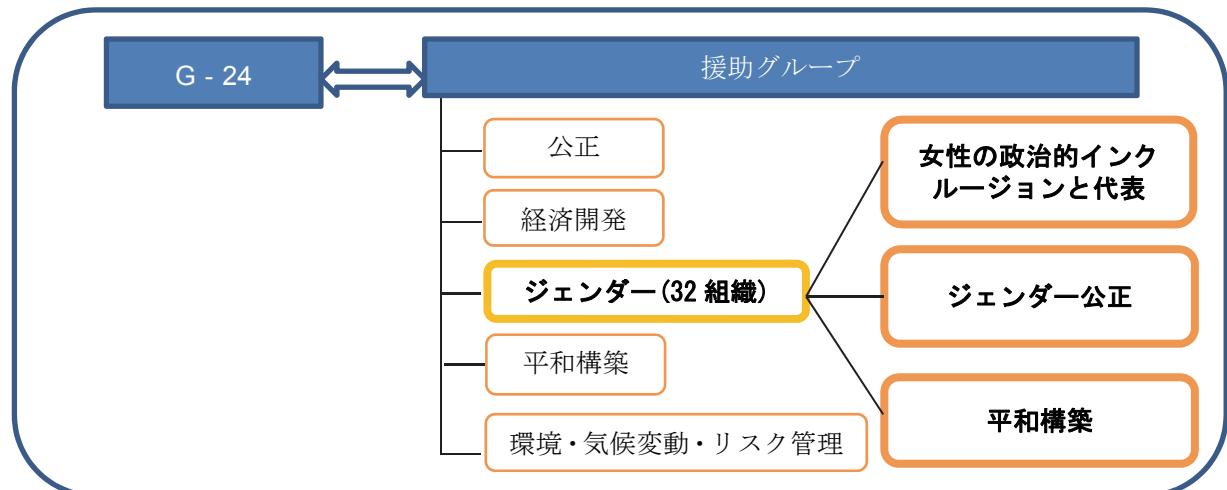
| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 2008年以降、コロンビア国内で活動を行う30を超える援助機関・組織が「ジェンダー一部会」に参加し、女性の権利、ジェンダーの平等、平和構築等に関して支援を行っている。● USAID議長（2013-2014）及びUN Women事務局の下、「ジェンダー一部会」会合を年四半期に開催しており、また3つの作業委員会（「女性の政治的インクルージョンと代表」、「ジェンダー公正」及び「平和構築」）を設置し活動を行っている。 |

2.4.1 「ジェンダー一部会」の設立の背景・現状

背景：2008年4月8日にコロンビア国内で活動する女性の人権の進展への貢献に関心を有する様々な国際機関が、「パリ宣言³⁹」、「アクラ行動計画⁴⁰」及び「北京宣言⁴¹」に基づき、ジェンダー平等と女性の人権に関する協力と調整プロセスを促進するために「国際協力におけるジェンダー・テーブル（Mesa de Género de la Cooperación Internacional）以下、「ジェンダー一部会」）を設立した。

ドナーグループにおける位置づけ：ドナーグループ（Grupo de Cooperantes）には、下図2-3に示すように5つの部会（ジェンダー、経済開発、公正、平和構築、環境・気候変動・リスク管理）が設置されている。「ジェンダー一部会」もその内の一つであり、JICAは「経済開発」、「平和構築」及び「環境・気候変動・リスク管理」部会に従来から参加してきたが、今後は「ジェンダー」部会にも参加する方針を示している。

図2-3：コロンビアにおける援助グループ「ジェンダー一部会」構成図



出典：「援助グループ」ウェブサイト
<http://grupocooperantescolombia.com/index.php/mesas-tematicas/espacios-de-coordinacion>
(2013年11月29日アクセス)より作成

³⁹ 「援助効果に係るパリ宣言（2005）」 “Paris Declaration for Aid Effectiveness.”

⁴⁰ 「ア克拉行動宣言（2008）」 “Accra Agenda for Action.”

⁴¹ 「北京宣言（1995）」 “Declaración y Plataforma de Acción de Beijing.”

作業委員会の設置：「ジェンダー一部会」ではその傘下に「女性の政治的インクルージョンと代表」、「ジェンダー公正」及び「平和構築」の 3 つの「作業委員会 (Comisión de Trabajo)」が設置されている。

2.4.2 「ジェンダー一部会」の目的

「ジェンダー一部会」の目的は、下記の 3 点とされている。

1. 「パリ宣言（2005）」とその原則（オーナーシップ、調和化、アライメント、成果マネジメント、相互説明責任）、「アクラ行動計画（2008）」（特にその市民社会組織 OSC を開発におけるアクターとして認識するとの関連性において）に基づき、ジェンダーの視点からの協力モダリティの発展に対し貢献する。
2. 女性の人権とジェンダー平等の実践に資する参加者の経験、議論の交流、熟考、調和を促進する。
3. 女性の権利、ジェンダーの平等及び平和構築に資する政治的影響力を実現する。この影響力は国際的に批准された協定、国内法・政策の遵守のために国家が必要とするもの、例えば権利要求を行う女性組織の強化、等を支援するものである。

また、各作業委員会の目的は下記の表 2-20 の様に定められている。

| 表 2-20 : 「ジェンダー一部会」の各委員会の目的 | |
|-----------------------------|---|
| 作業委員会 | 目的 |
| 女性の政治的インクルージョンと代表 | <ul style="list-style-type: none">● 政治的領域においてジェンダーのアジェンダと利益及び女性のプレゼンスを高めることに資するため、本委員会の各参加メンバーが開発する様々なイニシアチブを共有・理解し、それを高めるようにする。● 政治的領域における女性のインクルージョンと代表のために共同行動を発展させる。 |
| ジェンダー公正 | <ul style="list-style-type: none">● コロンビアにおけるジェンダー公正の重要な側面、特に下記のテーマにつき意見交換、分析及び熟考のための場を提供する。<ul style="list-style-type: none">✓ 女性の司法へのアクセス✓ 女性組織、女性被害者の安全と保護✓ ジェンダー公正に関する司法改革✓ 司法行政と関連した公務員能力の強化とそれへの注力✓ 権利保護の統合的観点に基づいた司法プロセス |
| 平和構築 | <ul style="list-style-type: none">● 女性の権利とその平和構築への参加において、可視化するプロセスに貢献する。 |

出典：「ジェンダー一部会」ウェブサイトより

2.4.3 「ジェンダー一部会」メンバー⁴²

現在は USAID が議長（2013 - 2014）、UN Women が事務局を務めており、次表 2-21 に示すメンバーが参加している。活動は年四半期の会合として実施中である。

⁴² <https://www.facebook.com/mesadegenerocolombiaMGCI>

表 2-21 :「ジェンダー部会」参加メンバー（ウェブサイト掲載順）

| | 和文名 | 西語名 | メンバーシップ |
|----|-------------------------|---|---------------------|
| 1 | カタルーニャ開発協力庁 | Agencia Catalana de Cooperación para el Desarrollo (ACCD) | |
| 2 | 米国国際開発庁 | Agencia de Desarrollo Internacional de USA (USAID) | 議長 (2013 - 2014) |
| 3 | 国連難民高等弁務官事務所 | Agencia de las Naciones Unidas para los Refugios (ACNUR) | |
| 4 | スペイン国際開発協力庁 | Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo (AECID) | |
| 5 | 国連ラ米・カリブ経済委員会 | Comisión Económica para América latina y Caribe (CEPAL) | |
| 6 | ドイツ国際協力公社 | Cooperación Alemana (GIZ) | |
| 7 | 欧州連合コロンビア代表 | Delegación de la Unión Europea en Colombia | |
| 8 | ディアコニア | Diakonia (スウェーデン NGO) | |
| 9 | カナダ大使館 | Embajada de Canadá | |
| 10 | オランダ大使館 | Embajada de Holanda | |
| 11 | 日本国大使館 | Embajada de Japón | |
| 12 | ノルウェー大使館 | Embajada de Noruega | |
| 13 | スウェーデン大使館 | Embajada de Suecia | |
| 14 | スイス大使館/開発援助局 | Embajada de Suiza/Cooperación Suiza para el Desarrollo (COSUDE) | |
| 15 | UN Women | ONU Mujeres | 事務局 |
| 16 | UNICEF | Fondo de las Naciones Unidas para la Infancia (UNICEF) | |
| 17 | UNFPA | Fondo de las Población de las Naciones Unidas (UNFPA) | |
| 18 | フォクス | Foro de Mujeres al Desarrollo (FOKUS:ノルウェー女性組織) | |
| 19 | NDI | Instituto Nacional Demócrata (NDI:米国 NGO) | |
| 20 | IDEA | Instituto Internacional para Democracia y Asistencia Electoral (IDEA:国際政府間組織) | |
| 21 | コロンビア和平プロセス支援ミッション | Misión de Apoyo a Proceso de Paz en Colombia (MAPP/OEA) | |
| 22 | UNODC | Oficina de las Naciones Unidas contra la Droga y el Delito (UNDOC) | |
| 23 | OACNUDH 国連人権高等弁務官事務所 | Oficina del Alto Comisionado para los Derechos Humanos (OACNUDH) | |
| 24 | 国連地域事務所調整オフィス | Oficina del Coordinador Residente de Naciones Unidas (OCR) | |
| 25 | OCHA コロンビア | Oficina para la Coordinación de Asuntos Humanitarios (OCHA) | |
| 26 | ILO | Organización Internacional del Trabajo (OIT) | |
| 27 | 国際移住機関 | Organización Internacional para las Migraciones (OIM) | |
| 28 | UN コロンビア HIV/AIDS プログラム | Programa Conjunto para las Naciones Unidas sobre el VIH SIDA para Colombia (ONU SIDA) | |
| 29 | UNDP | Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo (PNUD) | |
| 30 | WFP | Programa Mundial de Alimentos | |
| 31 | スイス大使館コロンビア和平プログラム | Programa de Paz de la Embajada de Suiza en Colombia (SUIPPCOL) | |
| 32 | PCS | Consejería de Proyectos (ラ米地域国際 NGO) | |

出典：「ジェンダー部会」ウェブサイト

2.5 民間組織/独立組織による活動

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● コロンビア国内には数多くの女性支援団体・組織が存在し、多様な女性グループの抱える課題、意見などを反映し活発な政治活動を政府に対し行っている。 ● コロンビア政府はこうした女性支援団体・組織との対話を重視する姿勢を常に示しており、ジェンダー関連政策策定プロセスや定期全国大会等を通じ、ジェンダー主流化のための共同歩調を取っている。 |

2.5.1 民間団体と代表組織

ジェンダー国家政策策定プロセスへの参加：現在、コロンビア国内では数多くの女性支援団体が活発に活動している。このためここでは現サントス政権（2010-2014）発足後に全国規模で実施されたジェンダー国家政策の策定プロセスへの参画を行った国内団体（市民社会組織 OSC）を中心に記載する（次表 2-22 参照）。これら団体はコロンビア国内の多様な女性グループ、女性の抱える社会問題、文化的背景、経済的状況を反映した多彩なものとなっている。また国外組織とのネットワークを形成しているもの多く、それら組織の活動はコロンビア国内に留まらずグローバルなものになっている。

また、「全国コーヒービーン生産者連盟（Federación Nacional de Cafeteros）」や「コロンビア花輸出者協会 Asociación Colombiana de Exportadores de Flores（Asocolflores）」のように当該産業における女性の参加度が高いものは、前述の市民社会組織と共にジェンダー国家政策策定プロセスに積極的に参加するなどの姿勢を見せていている⁴³。

表 2-22：主な民間女性支援団体と代表組織

| 女性支援の市民社会組織 OSC (かっこ内は傘下の登録団体数) | 活動目的/内容等 | ウェブサイト |
|---|---|---|
| アフリカ系コロンビア人組織全国会議 (C.N.O.A) (国内 264 団体) | 政治的影響力、組織強化、戦略的コミュニケーションの能力構築を通じて、アフリカ系コロンビア人の人権とその集団的利益を代表し、種々のアフリカ系コロンビア人団体の様々なイニシアチブを連携させる。 | https://www.facebook.com/convergenciaconoa |
| コロンビア女性ネットワーク全国融合 (国内 150 団体) | 国内の民主的制度に対する対話者として、また女性に対する差別の根絶に関する政策策定に影響を与える政治的アクターとして、女性運動の団結を行う。 | http://www.gloobal.net/epala/gloobal/fichas/ficha.php?id=12805&entidad=Agentes&html=1 |
| 平和のためのコロンビア人女性イニシアチブ同盟 (国内 22 団体) | 国内紛争に係る政策交渉と対話プロセスにおいて、全ての関係者と女性の活発な、意思決定の、自立的な参加を獲得し、和平プロセスの構築に貢献する。 全国及び地方自治体における和平関連の女性のアジェンダへの関与と交渉を通じて、女性に対する国内紛争の被害を減じる。 ジェンダーの観点から、被害者と和平構築に関連する地方・地域・ | http://www.gloobal.net/epala/gloobal/fichas/ficha.php?id=9980&entidad=Agentes&html=1 |

⁴³ ACPEM ウェブサイト、<http://historico.equidadmujer.gov.co/ConsultaVirtual/Paginas/ConsultaVirtual.aspx>

| | | |
|---|---|---|
| | 全国の公共政策に影響を与える。 | |
| コロンビア農村女性政治的影響テーブル（国内 6 団体） | 意思決定の場における積極的な女性の参加とその生活の質の改善を一致させ、女性としてまたセクターとしてのアイデンティティーに基づく行動を結び付けかつそれを統合しつつ、政治的アクターまた権利を有する主体としての農村女性とその組織の強化とエンパワーメントのために活動を行う。 | https://ja-jp.facebook.com/pages/Mujeres-Rurales-Colombianas |
| 女性間人民教育ネットワーク（国内 32 団体、ラ米カリブ 14 か国 29 団体） | 社会組織、政治行動及び権利の主張を統合するダイナミズムの中で、国民教育の観点から女性の意思決定と自己開発のエンパワーメントを促進するため、女性の教育プロセスを向上させる。フェミニズムの観点から、またジェンダーの視点をもって貧困を克服するための戦略の開発を目指す。 | |
| 女性全国ネットワーク（国内 5 団体・ネットワーク） | 女性に対しより公平で正義のある社会に関し、女性に資する法律が効果的に順守され、地方組織の強化や社会的啓蒙と動員を促進するような影響力のある目に見えた戦略を実施する。 | https://ja-jp.facebook.com/RedNacionaldeMujeresColombia |
| 女性の平和な道 | 政治的社会的行動を伴うフェミニズムと平和主義者的運動の下、平和と社会正義の構築に貢献するコロンビア人女性の提案が採用されることを促し、官民双方における変革を促進する。 | https://www.facebook.com/Ruta-Pacificade-las-Mujeres-Valle-del-Cauca |
| シスマ女性協力会（国内 220 団体及び約 2 千人の女性） | 女性運動の団結により、官民及び国内紛争のコンテクストの中で女性であるという理由で差別され暴力の被害者となっている女性が公民権を拡大し、人権を保護し、社会の中での地位を変革し、政治的アクターとして確立されることを目指す。 | https://www.facebook.com/CorporacionSismaMujer |

出典：各団体・組織のウェブサイトより作成（2013 年 12 月 11 日）

定期全国会議の実施⁴⁴：コロンビアでは「女性とジェンダーに関する調査の全国大会（Encuentro Internacional y Nacional sobre Investigaciones en Temas de Mujer y Género）が定期的に実施されており、至近の大会は 2013 年 10 月に首都ボゴタにて実施されている（I Encuentro Internacional y II Nacional sobre Investigaciones en Asuntos de Mujer y Género）。これは OAG を通じて ACPEM により主催され、「女性と機会の平等に係るアンデス評議会（Consejo Andino Asesor de Altas Autoridades de la Mujer e Igualdad de Oportunidades: CAAAMI）及び「自由大学 Universidad Libre」の協力の下、女性とジェンダーに関する研究の進歩と経験の共有し、議論を通じて知識を高めることを促進する場として開催されている。ここで参加者により提出された調査研究の内、選定委員会にて選ばれたもの⁴⁵は、会場にて発表されることとなっている。また、各女性組織・団体の発表内容も、ACPEM ウェブサイト上⁴⁶で掲載されている。

⁴⁴ ACPEM ウェブサイト

[\(2013年12月18日アクセス\)](http://historico.equidadmujer.gov.co/Noticias/2012/Paginas/131023-Encuentro-investigaciones-Mujer-y-Genero.aspx)

⁴⁵ コロンビア政府（2013）“Encuentro de Investigaciones en Asuntos de Mujer y Género: Memorias del Primer Encuentro Internacional y Segundo Nacional” 参照。

⁴⁶ ACPEM ウェブサイト

[\(2013年12月18日アクセス\)](http://historico.equidadmujer.gov.co/Noticias/2012/Paginas/131023-Encuentro-investigaciones-Mujer-y-Genero.aspx)

3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

3.1 教育分野

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">「行動計画 2013-2016」に従い、「教育におけるジェンダー」、「女性への暴力問題」の視点から教育関係 3 省庁・機関による計 24 活動を実施中である。就学年数、識字率、就学率等においては女性が男性を上回っており男女格差は確認されない。しかし女性の学業放棄理由を見ると思春期の妊娠・出産・育児などジェンダーに関連する原因が大きく影響していることが確認される。 |

3.1.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

「国家ジェンダー指針」では、その戦略として「VII. 全ライフサイクルにおいて多様な視点を伴う教育の権利を保証する」とし、その方針として「7. 多様な視点と地方部への配慮を行いつつ、教育システムへの女性のアクセスとその継続のための障害を除去」、「8. 多様性の観点から女性への教育の提供を最大限妥当なものにするために、カリキュラムの指針においてジェンダーの多様な視点の導入を強化」、「9. 将来的な生活の構築と発展に寄与する文化的な妥当性を持った青年及び大人のための柔軟で、妥当性のある質を伴った教育」を掲げている。

上記政策指針に基づく、「行動計画 2013-2016」では、その目的に「教育セクターにおいてジェンダー主流化の視点を伴った方法論や内容を含む教授指導の習慣を強化する」を掲げ、その課題軸として「教育におけるジェンダーの視点」を示し、4 年間で 15,913 百万コロンビア・ペソ（8.38 百万米ドル、1 米ドル=1,900 コロンビア・ペソにて換算）を投入し、関係 3 省庁・機関による計 24 の活動を実施中である（表 3-1 参照）。

| 表3-1：「行動計画2013-16」の「教育」軸における活動内容と責任機関・実施部所 | | | |
|--|--|--------------------------|------------------------------------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁/組織 | 実施部所 |
| 教育システムにおける女性のアクセスとその継続における障害を取り除くことに貢献するようなジェンダーと多様な視点を取り入れた計画、調整、実施及びフォローアップ。 | 女性によるICT利用の能力向上に向けた教育プロセスの開発。 認可された地方教育事務所において、ジェンダーの要素を伴った職業指導活動を含むワークショップ「需要の動員」を実施する。 「インクルーシブな高等教育に焦点を当てた学術プロセスの強化のため、メデジン大学、メデジン女性事務局、考える女性の会の間で一致協力する」のための取り決めに従う。 | 情報通信技術(ICT)省 教育省(MEN) | 情報通信技術(ICT)認可局 高等教育副省 高等教育副省 |
| ジェンダーの視点を取り入れ、教育のコンテキストから女性の役割に関する概念やイメージについて熟考を | 多様なグループや弱者に向けて教育省が設計もしくは認証する柔軟な教育モデルにおいて、ジェンダーの視点を強化する。 柔軟な教育モデルを概念化するために用いられる全ての教材の評価 | 教育省(MEN) | 教育の質評価副局 教育の質評価副局 |

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------------|
| 促すような教育戦略作成と評価を実施する。 | クライテリアの中にジェンダーの視点を取り入れる。 | | |
| | 横断的な教育プログラム「人権教育と性/公民権教育」にインクルーシブな教育の視点を含むための教育方針の策定とその批准を行う。 94の教育事務局においてインクルーシブな教育指針につき認知をはかる。 | 教育省 (MEN) | 能力強化副局 |
| ジェンダーの視点と多様な視点の視点を持った活動、戦略、プログラム及びプロジェクトを策定する。 | 十分な情報に基づき差別的な慣習を変革することを保証しつつ、教育において女性の置かれた立場や地位を理解するのに資するジェンダー平等と民族・文化的関連性を有した性及び公民権教育プログラムを策定する。 | SENA | 学習の福祉グループ |
| 教育セクターにおける制度能力の強化と教育関係者及び公務員の知識の向上。 | 15の教育事務局において、その技術的教育的能力を強化する教育関係者向け教育と女性差別の慣習を変革する公民権教育を実施する。 公的教育のそれぞれのレベルにおいてジェンダーの視点を持ち、その普及・持続・質を保ちながら、計画・実施・評価を行うことについての教育省内各部署の職員間の訓練プロセスを開発する。またこのプロセスは、関連分野の教育事務局との協力と連携を伴う内部コミュニケーションの戦略により行われる。 | 教育省 (MEN) | 能力強化副局 人事副局、組織開発副局 |
| | 教育セクターの各々の技術プロセスにおける熟考と戦略にジェンダーを取り入れるため、教育省内の各組織を統合したジェンダーグループを設立する。 | 教育省 (MEN) | 大臣執務室-副大臣総務室 |
| | 高等教育機関の代表者と教育省関係者が、高等教育における政策にジェンダーの視点を取り入れる教育プロセスを開発する。 | 教育省 (MEN) | 高等教育副省 |
| | 全レベルの教育関係者のためのジェンダーの視点を取り入れた国家訓練プログラム：教室を含む現場での教育関係者の啓蒙、性差別主義者の言葉使いの禁止、ジェンダー・バイアスを持った教材の改定、男女平等な参加の促進、男女混成グループによる作業の推進。 | SENA | 教育者管理部 |

(出典) 「行動計画2013-2016」別添 5 より作成

教育省の取り組み状況⁴⁷: 上記活動の中心機関である教育省は、この「行動計画 2013-2016」の教育軸以外にもコロンビアのジェンダーにおいて現在最重要課題の一つとされている「女性への暴力問題」への対応として、下記表 3-2 の様な役割を担っている。

⁴⁷ 教育省における聞き取り（2013年11月27日）。

| 表3-2：教育省の「行動計画2013-2016」におけるその他の活動内容 | | | |
|---|--|----------|-------------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁/組織 | 実施部所 |
| 「暴力からの自由な生活の保証」軸 | | | |
| ジェンダーに基づく暴力に対する社会的な寛容さを改めるのに貢献するような、情報・通信・教育戦略を作成し、これを実施する。 | 女性及び女性の権利に対する差別と暴力の予防と検知、差別を行わないような習慣に係る訓練・啓蒙プログラムを、メンタ一制度を通じて全ての教育省職員に対し実施する。 | 教育省(MEN) | 人事副局、組織開発副局 |
| | 習慣や態度を変革しジェンダー平等を促すため、女性を差別するふるまいを特定し、教育的熟考を可能にする指導の下、性と公徳心構築のための教育、人権教育、健康的な生活スタイルの促進戦略に係る横断的なプログラムを94の教育事務所において拡大する(2011年の政令4798の実施に関連)。 | 教育省(MEN) | 能力教育副局 |

(出典) 「行動計画2013-2016」別添6より作成

教育省は「行動計画2013-2016」の活動項目に従って、2013年に「就学前教育・初等・中等教育の質局 (Dirección de Calidad para la Educación Preescolar, Básica y Media)」内に「ジェンダーグループ」を既に結成し、教育省内のジェンダー主流化に向けた意識改革を実施中である。また同年に「ジェンダー・女性委員会 (Comité de Mujer y Género)」が設置され、教育省内の各局長がメンバーとなっている。

高等教育に関しては、国内紛争被害者向けの基金（申請者は学士を有し、国内紛争の被害登録済みが条件。最低賃金と学費などの支援。申請者約7,000人のうち4,400が女性）を設け、就学支援を行っている。また高等教育機関に対しては、これらが法律により自治を与えられているため教育省として強制はできないが、ジェンダーに関し提言を行ったり、講習に招待して啓蒙を行ったりなど前向きな協力を実施中である。

教育省としては基本的に男女差別なく扱う方針であるが、現実には教育分野でも国内紛争被害は女性に対してより大きいものであり、女性への配慮は非常に必要な状況にある。また学校現場では生徒間暴力や性的志向の異なる人々への差別なども存在しているのが現状である。特に地方部では教員不足が深刻なため教育の専門教育を受けていないものも教員として働いているが、こうした教員はジェンダー等の視点は備えていないことが多い。教育の普及率は向上したが、その他の問題として進学率や地域格差・都市農村格差、気候変動による影響（例：学校は災害時に避難小屋になり、学業は長期中断となる。ここではプライバシーは守られず、女性暴力への温床となりやすい。）、ドロップアウトの多さ⁴⁸などは問題である。

⁴⁸ Encuesta Nacional de Deserción Escolar -ENDE- (2012). pp.30-32に過去10年間の県別のデータ（男女総数）あり。

「国家職業訓練庁 SENA」による取組状況⁴⁹ : SENA では「雇用局（Dirección de Empleo）」下に、「ジェンダー・リーダー（Líderes Género）」を設置し、基本的に「行動計画 2013-16」に沿って実施中である。基本的に SENA の 32 の戦略指針を通じた社会弱者の社会参画・企業化支援が中心であり、15 歳以上の男女を対象としている。また女性に対しては予算 20% 相当の特別枠が有る。事業実施上の課題としては、活動が多分野に渡るため関係省庁間の調整に非常に手間・時間がかかること、コロンビア地方部の状況（インフラ、距離等）では訓練サービス実施の際の僻地アクセスはいまだ十分に整備されていないこと、多様な視点の下での訓練受講者グループのニーズへのきめ細かい対応に係る調整コストなどである。

3.1.2 女子教育

就学年数 : コロンビアの基礎教育においては、女子教育の達成度は男性よりも良い結果を示してきている。例えば、表 3-3 が示すように「15-24 歳人口における平均就学年数（2011）」では、統計カテゴリーの全ての地域区分において女性の平均就学年数が男性を上回っている。

| 表 3-3 : 15-24 歳人口における平均就学年数（2011 年、%） | | | | |
|---------------------------------------|-----|---------|-------------|------------------|
| | 全国 | 13 大都市圏 | 自治体中心部（都市部） | 自治体中心部以外の地域（農村部） |
| 女性 | 9.7 | 10.7 | 10.3 | 7.9 |
| 男性 | 9.1 | 10.2 | 9.7 | 7.2 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.2

また「15 歳以上人口における平均就学年数（2011）」で見ても、13 大都市圏での値で 0.2 ポイントの差で男性が女性を上回っている以外は、女性の方が男性を若干上回るかもしくは同じ値を示している（表 3-4 参照）。ここでは男女差よりも「自治体中心部（都市部）」と「自治体中心部以外の地域（農村部）」との格差の方がはるかに大きく（男女平均で 3.9 ポイント差）、農村部での低い就学年数の問題を浮き彫りにしている。

| 表 3-4 : 15 歳以上人口における平均就学年数（2011 年、%） | | | | |
|--------------------------------------|-----|---------|-------------|------------------|
| | 全国 | 13 大都市圏 | 自治体中心部（都市部） | 自治体中心部以外の地域（農村部） |
| 女性 | 8.3 | 9.6 | 9.1 | 5.4 |
| 男性 | 8.2 | 9.8 | 9.1 | 5.1 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.2

識字率 : コロンビアの識字教育の水準は、特に若い世代では既にある程度の高いレベルに達していることが確認され、「15-24 歳人口における非識字率（2011）」は全国平均で 1.8% に留まっている（表 3-5 参照）。男女別で見るとここでも女性の非識字率は全ての地域区分において男性を大きく下回っていることが理解される。

⁴⁹ SENA での聞き取り。（2013 年 11 月 19 日）

| 表 3-5 : 15-24 歳人口における非識字率 (2011 年、%) | | | |
|--------------------------------------|-----|--------------|-------------------|
| | 全国 | 自治体中心部 (都市部) | 自治体中心部以外の地域 (農村部) |
| 女性 | 1.3 | 0.8 | 2.9 |
| 男性 | 2.2 | 1.4 | 4.7 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.3

しかしながら、次表 3-6 に示すように、「15 歳以上人口における非識字率 (2011)」を見ると、男女差はいずれの地域区分でもあまり存在しない一方、「13 大都市圏」及び「自治体中心部 (都市部)」に対する「自治体中心部以外の地域 (農村部)」の差が約 10% 以上開いていることが特徴とされ、農村部における識字教育、特に同地域の既に就学年齢を超えた世代に対する教育がいまだ課題であることが推測される。

| 表 3-6 : 15 歳以上人口における非識字率 (2011 年、%) | | | | |
|-------------------------------------|-----|----------|--------------|-------------------|
| | 全国 | 13 主要都市圏 | 自治体中心部 (都市部) | 自治体中心部以外の地域 (農村部) |
| 女性 | 6.3 | 2.9 | 4.4 | 13.9 |
| 男性 | 6.5 | 2.3 | 4.0 | 14.3 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.3

就学率：表 3-7 に示す総就学率⁵⁰を見ると「13 大都市圏」や「自治体中心部 (都市部)」など都市における値が、「自治体中心部以外の地域 (農村部)」とおおよそ 20 ポイント前後上回っている。しかしながら女性の総就学率はいずれの地域でも男性の値を 1~2 ポイント程度上回っている。

| 表 3-7 : 総就学率 (2011 年、%) | | | | |
|-------------------------|------|----------|--------------|-------------------|
| | 全国 | 13 主要都市圏 | 自治体中心部 (都市部) | 自治体中心部以外の地域 (農村部) |
| 女性 | 88.7 | 96.0 | 92.9 | 76.4 |
| 男性 | 86.8 | 94.7 | 91.4 | 74.4 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.4

他方、下表 3-8 に示すように純就学率⁵¹で見るといずれの地域も総就学率から 30-40 ポイント程度大きく値を下げており、ここでは後述する留年や学業放棄などの問題が存在していることを示している。男女比較においては総就学率と同様にいずれの地域区分でも女性の値が男性を上回っていることが理解される。

| 表 3-8 : 純就学率 (2011 年、%) | | | | |
|-------------------------|------|----------|--------------|-------------------|
| | 全国 | 13 主要都市圏 | 自治体中心部 (都市部) | 自治体中心部以外の地域 (農村部) |
| 女性 | 54.4 | 58.0 | 56.2 | 49.1 |
| 男性 | 51.4 | 56.4 | 54.3 | 43.7 |

(出典) “DANE-Boletín de Prensa Genero,” Nov 21 de 2012, p.4

学業放棄：教育省の調査結果 (2011)⁵²によれば、女性の学業放棄の率は男性と比較して、44.6 : 55.4 と低い傾向にある。しかしその理由は未成年での妊娠・出産・育児、家事、介

⁵⁰ DANE の Gran Encuesta Integrada de Hogares では総就学率を「学年にかかわらず就学している 5 - 21 歳人口」と「5-21 歳の全人口」の比、と定義している。

⁵¹ DANE の Gran Encuesta Integrada de Hogares では総就学率を「年齢にふさわしい学年に就学している 5 - 21 歳人口」と「5-21 歳の全人口」の比、と定義している。

⁵² “Encuesta Nacional de Deserción Escolar -ENDE- (2012),” p.13.

護等、「ジェンダーに関連した学業放棄の原因」が特徴である。就学年齢者の学業放棄理由をみると、「親になる」との回答の男女比は 45.7 : 54.3 と女性の方が 8.6 ポイント高く、また家事や介護等を理由に一時的に学業放棄を行った男女比は 44.3 : 55.7 と女性の方が 11.4 ポイント上回っているなど、ジェンダー関連した原因が女性の方に強く影響していることが理解される。

また女性の学業放棄が一時的な傾向であるのと対照的に男性のそれは最終的な判断である場合が多いことも特徴として挙げられる。ここには男性の学業放棄の最大の理由が「勉学が好きでない（19%）」、「勉強より仕事を選ぶ/する必要がある（14%）」であるのと対照的である。この「勉学が好きでない」という回答は女性の場合わずか 6%、「勉強より仕事を選ぶ/する必要がある」も 5%であることにも表れている⁵³。

高等教育における現状：ジェンダーによる分業が与える影響は高等教育にもおよんでいる。大学進学は女性の方が男性を上回る傾向がある⁵⁴一方、至近では 2010 年第 2 四半期における調査において、男女の在籍者比率は 52.3 : 47.7 と逆転してしまっている⁵⁵ことが指摘されている。また大学院教育では修士課程の男女比 53.1 : 46.9、同博士課程 65.0 : 35.0 と更に高学歴に行くほど女性比率が低下傾向にある⁵⁶。しかしながら男女別で見た卒業者数分布では修士課程卒業者では男性が女性を上回っている一方、4 年制大学及び（技術系を除く）専門学校において女性が男性を上回っている⁵⁷ことが確認されている。技術系教育機関における女性の数、卒業者が少ないと背景には、基礎教育期間における数学、自然科学の成績が女性は男性より低い傾向がある⁵⁸ことも指摘されている。前述の「行動計画 2013-16」においても「女性による ICT 利用の能力向上に向けた教育プロセスの開発」等、こうした技術系教育、特に ICT 教育への対応を具体的に盛り込んでいる。

⁵³ “Encuesta Nacional de Deserción Escolar -ENDE- (2012),” pp.48-49.

⁵⁴ ICETEX により承認された大学学費貸付 ACCESS でみると、常に女性数が男性数を上回る状況が続いている（OAG、2011 年報告、p.2）。

⁵⁵ “COMPES SOCIAL 161(2013),” p.30.

⁵⁶ “COMPES Social 161 (2013),” pp.29-30.

⁵⁷ ACPEM (2012). “Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres,” p.34.

⁵⁸ “COMPES Social 161(2013),” p.29.

3.2 保健医療分野

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「行動計画 2013-2016」に従い、「保健とセクシャルリプロダクティブ・ライツ」等の視点から保健関係 4 省庁・機関による計 12 活動を中心に実施中である。 2000 年初頭に入り妊娠婦死亡率は 30 ポイント程度低下したが、その後は変化がなく停滞した状態にある。加えて、「望まない妊娠」、「危険な墮胎」、「子宮頸がん・乳がん」等の高い発生率等が現在の課題とされている。 |

3.2.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

「国家ジェンダー指針」では、その戦略として「VI. 全ライフサイクルにおいて多様な視点での保健システム及びセクシャルリプロダクティブ・ライツを女性に保証する」とし、その方針として「6. 女性のためのプライマリー・ヘルス・ケア、セクシャルリプロダクティブ・ヘルスにおける促進と予防行動を具体化していくための社会安全システムを通じた統合的かつ適切な対応」を掲げている。

上記政策指針に基づく、「行動計画 2013-2016」では、その目的に「保健サービスのアクセスと質、セクシャルリプロダクティブ・ライツの改善のため保健システムにおける多様な視点の強化」を掲げ、その課題軸として「保健とセクシャルリプロダクティブ・ライツ」を掲げ、4 年間で 205,255 百万コロンビア・ペソ（108.03 百万米ドル、1 米ドル=1,900 コロンビア・ペソにて換算）を投入し、関係 4 省庁・機関による 12 の活動を実施中である（表 3-9 参照）。

| 表3-9：「行動計画2013-16」の「保健とセクシャルリプロダクティブ・ライツ」の軸における活動内容と責任機関・実施部所 | | | |
|---|---|----------|--------------------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁・組織 | 実施部所 |
| 権利における多様な視点を伴って、保健サービスへのアクセスの状況の改善に向けた行動を進める。 | 権利、ジェンダー、多様な視点を取り入れつつ、ジェンダー平等に係る CONPES における決定に従い、栄養保健における戦略と活動を発展させる。 | 保健・社会保障省 | 保健・社会保障省 促進・予防局 |
| | 権利、ジェンダー及び多様な視点を取り入れつつ、CONPES により優先づけられた項目（うつ病、自殺、超過労働、etc.）に焦点を当てながら、精神衛生に係る国家政策を取り纏め、法的に有効なものにし、これを知らしめる。 | 保健・社会保障省 | 保健・社会保障省 促進・予防局 |
| | 女の子、少女及び女性へのケアにおける人権への配慮、特に妊娠出産の観点から、女性へのケアを行う保健関連の職業について「保健サービス・セクター・テーブル」により労働適性を定義する（この定義づけされた能力に基づき、保健・社会保護省は保健分野における人材の継続的な育成計画を設計 | SENA | 労働教育国家システム局 |

| | | | |
|-------------------------------------|---|-------------|-----------------------|
| | する)。 精神衛生に係る公衆衛生の策定と実施に多様な視点を取り入れる。 | 国家保健庁 | 公衆衛生監視コントロール副局(SVCSP) |
| セクシャルリプロダクティブ・ライツにおける予防と促進活動を進展させる。 | 「予防可能な母子罹患及び死亡と人権」に関連した人権評議会の決議内容(2007年の決議11/8)とこれに関連した国際的法律文書を普及・促進する。 | 大統領府人権プログラム | 大統領府人権プログラム |
| | 妊娠・出産期間中もしくは産後の母子死亡に関する統計のフォローアップ、人権の観点から分析資料の作成を実施する。 | 大統領府人権プログラム | 大統領府人権プログラム |
| | 鉱山エネルギーセンターの活動地域における少女の妊娠予防に一致協力する。 | 鉱山・エネルギー省 | 環境社会事務所 |
| | ジェンダーと多様な視点を加えつつ、セクシャルリプロダクティブ・ヘルスの国家政策を改定・更新する。 | 保健・社会保障省 | 保健・社会保障省 促進・予防局 |
| | 年齢9歳以上の第4-8学年の全就学少女にヒト・パピロマ・ウイルスに対する予防接種の適切な提供を保証する。 | 保健・社会保障省 | 保健・社会保障省 促進予防局 |
| | ジェンダーの視点を取り入れたセクシャルリプロダクティブ・ライツと保健の促進のための行動を行う。 | SENA | 学習の福祉グループ |
| | 安全な母子保健のための新たな監視戦略を実施し、持続的に運営する。 | 国家保健庁 | SVCSP |
| | 多様な視点をもって性感染症ITSにかかる公衆衛生の監視強化のための行動を開始する。 | 国家保健庁 | SVCSP |

(出典) 「行動計画2013-2016」別添4より作成

保健・社会保障省/国立保健庁の取り組み状況: 保健・社会保障省は「行動計画 2013-2016」の上記「保健とセクシャルリプロダクティブ・ライツ」の軸以外の活動でも責任を有しており、「文化変容と平和構築」軸と「暴力から解放された生活」軸において下記表 3-10 に示す活動を実施中である。

| 表 3-10 : 保健・社会保障庁の「行動計画 2013-2016」におけるその他の活動内容 | | | |
|---|--|----------|---------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁・組織 | 実施部所 |
| 文化的変革と平和構築 | | | |
| 各組織が進める政策・計画・プログラムの策定・実施・フォローアップにおいて連携と調整の下で、ジェンダーの多様な視点を取り入れる。 | 保健・社会保障庁、県及び区保健事務所、保健促進会社、保険提供組織の内部にてジェンダーの視点を主流化するプロセスを実施する。 | 保健・社会保障省 | 社会促進室 |
| 女性に対しての差別的な慣習や思い込みについての文化的変容をもたらすため、知識の管理とコミュニケーション行動の発展に貢献するようなモニタリング・ツール、メカニズム及び戦略を策定し、これを実施する。 | 下記について情報分析を実施する 1)女性の人口動態的特徴 2)それぞれの女性グループについて感染症学的特徴と病気の負担 3)保健システムへのアクセスにおいて不平等度の分析 | 保健・社会保障省 | 国家暴力監視室 |
| 女性の暴力からの解放 | | | |

| | | | |
|---|--|----------|-------|
| ジェンダーに基づく暴力に対する社会的な寛容さを改めるのに貢献するような、情報・通信・教育戦略を作成し、これを実施する。 | ジェンダーの暴力の予防のための社会的動員に係る戦略の策定と実施。 セクシャルリプロダクティブ・ライツ、ジェンダーの暴力、新しいマスクリニティ（男らしさ）の構築に関する教育戦略を実施する。 | 保健・社会保障省 | 促進予防局 |
|---|--|----------|-------|

(出典) 「行動計画2013-2016」別添1及び6より作成

保健・社会保障省には 2000 年代から既に「倫理・ジェンダー部 (Dirección General de Promoción Social, Grupo Asuntos Étnicos y Género)」が設立されており、これら保健におけるジェンダーの課題への取り組みに努めてきた。また、1990 年以降 5 年ごとに「人口保健全国調査 ENDS」を行い、継続的な保健データの蓄積に努めている⁵⁹。

また「国立保健庁 (Instituto Nacional de Salud)」は感染症対策に注力しており、「公衆衛生の監視とコントロールに係る指針 (Lineamientos de Vigilancia y Control en Salud Pública)」を策定し、これに従って活動を行っている。また「公衆衛生監視国家システム (Sistema Nacional de Vigilancia en Salud Pública : SIVIGILA)」を設置し、月ごとの定期的なデータ蓄積と公表を行っている。

健康保険制度は1993年の法律100「統合社会安全システム法 (Sistema de Seguridad Social Integral)」により規定されている。これまで順調に加入比率を伸ばしており、2011時点では女性の90.6%、男性の87.7%が加入している状況にある⁶⁰。

3.2.2 リプロダクティブ・ヘルス/女性の健康

コロンビアにおいてはジェンダー平等と保健の観点において、「妊娠婦死亡」、「望まない妊娠」、「危険な墮胎」、「子宮頸がん・乳がん」等が現在の喫緊の課題とされている⁶¹。

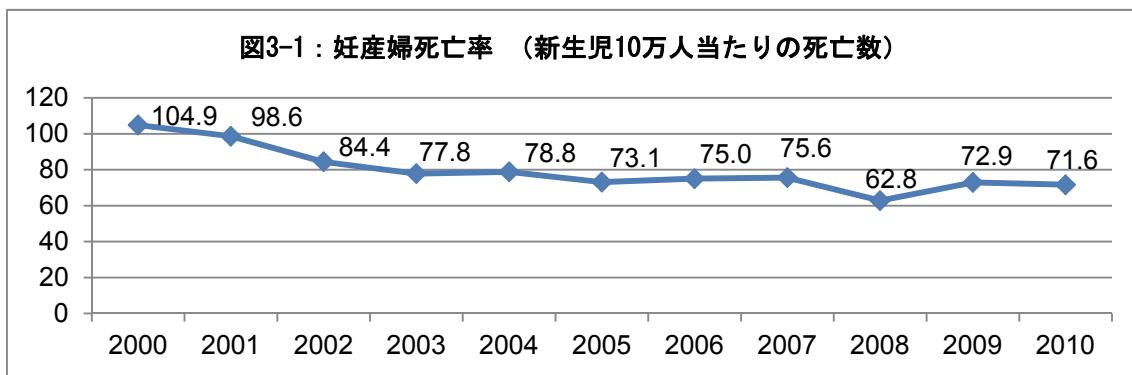
出産:コロンビア女性の出産平均年齢は過去 30 年間で 27 歳前後を推移とあまり変化ない。2010 年の値は 27.7 歳となっている。また歴史的に高かった人口増加率もここ 20 年で大きく低下傾向にあり、出産年齢女性人口 1000 人当たりの新生児数は、1985 年の 112.6% から 2010 年には 71.5% まで低下している。一人の女性が一生のうちに産む子どもの数も同様に低下傾向にあり、1985 年の 1.5 人から 2010 年には 1.1 人となった。

妊娠婦死亡率は 2000 年代に入り大きく低下傾向にある(次図 3-1 参照)。しかし 2000 年代後半にはこの傾向は鈍化傾向にあり、2009 年には妊娠婦死亡は 510 事例(新生児 10 万人当たり 73 事例)から 2010 年は 474 事例(同 72 事例)に若干の低下となっている。

⁵⁹ ENDS ウェブサイト、<https://es-es.facebook.com/ProfamiliaColombia1965?ref=ts> (2013 年 12 月 18 日アクセス)

⁶⁰ “Boletín de Prensa Género 2011,” Nov.21 2012, p.5.

⁶¹ “COMPES Social 161,” p.23.



(出典) el “Plan de Acción Indicativo 2013-2016,” p.24

農村部や一部の地方自治体都市部においては MDG 目標値（新生児 10 万人当たり 45）の倍以上の数値を示している地域もある一方、キンディオ、サンタンデル、ボゴタ及びウイラなどはより低い値を示している⁶²。

また妊産婦死亡率はエスニック・グループ間で異なった様相を示している。パレンケ人の場合は新生児 10 万人当たり 636.9 (2010)、ジプシーの場合、同 512.8 と非常に高い値となっている。また先住民（インディヘナ）の場合も同 205.8 である⁶³。いずれにしても全国平均値からは非常に乖離した数値であり、早急な対応が望まれる課題の一つである。

「望まない妊娠」と「危険な墮胎」：コロンビアにおいては、年間 40 万の違法な墮胎、13 万人の女性に危険な墮胎による合併症（妊産婦死亡の 5 大理由の一つ）による影響を受け、そのうち 9 万人の女性がこれらを理由とする治療を必要としている旨の報告がもたらされている⁶⁴。これに対しては 2006 年の判決第 355 により「妊娠の自発的中断 IVE」は合法であると判断されているものの、同判決が墮胎サービスの提供者や女性自身に認知されていないこと、教育キャンペーンの欠如、IVE の情報提供や利用における良心的拒否の存在等様々な理由が指摘されている⁶⁵。

避妊：避妊については男女間でそのパターンが大きく異なり、女性の負担が非常に大きい現状にある。女性の用いる避妊方法は、不妊手術(24.2%)、注射(7.9%)、経口避妊薬(6.5%)、子宮内避妊器具(5.6%)、避妊を取らない率は 55.8% である。一方、男性で何らかの避妊を行う割合は非常に低く、1.9% が不妊手術で、コンドーム使用も 7.6% に留まり、避妊方法をとらない率は 90.5% に上る⁶⁶。

思春期の妊娠・出産：次図 3-2 が示すように 2000 年代を通じて、思春期女性の出産は高い

⁶² “COMPES Social 161,” p.24.

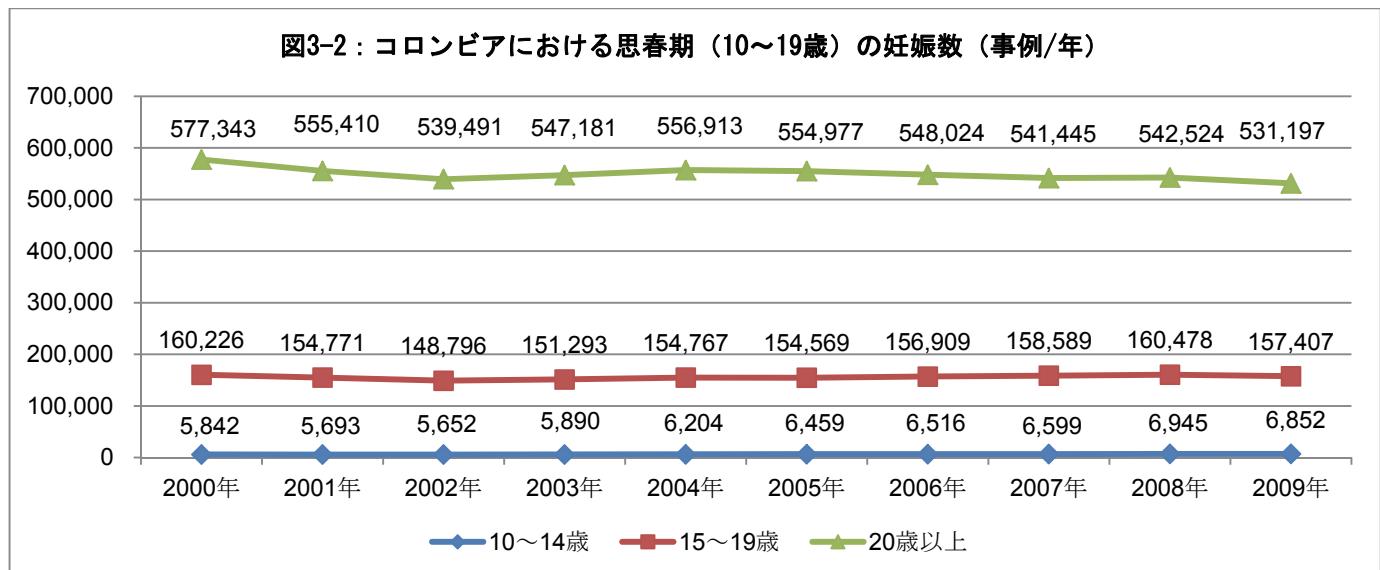
⁶³ DANE. “Estadísticas Vitales.”

⁶⁴ Prada E, Singh S, Remez L, Villarreal C. (2011). “Embarazo no deseado y aborto inducido en Colombia: causas y consecuencias.”

⁶⁵ “COMPES Social 161,” p.25.

⁶⁶ “ENDS 2010.”

数字を示している。至近の 2009 年データでは 15-19 歳で 15 万 7 千人の妊娠事例 (22.6%) があり、10-14 歳でも 7 千人近い事例 (1.0%) が報告されている。「ビジョン・コロンビア」は思春期の出産の問題、家族計画の重要性・必要性を唱えてきたが、これは前述の「行動計画 2013-2016」の活動内容でも強調されているところである。特に思春期女性の妊娠出産の問題は、前述の「3.1 教育分野」の章で記載したように、学齢女性の学業放棄の大きな要因の一つとなっていることから、セクター横断的な取り組みが進められているところである。



(出典) OAG の下記ウェブサイトより作成 (2013 年 12 月 15 日)

http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/comportamiento_del_embarazo_adolescente_en_colombia.pdf

特に 10-14 歳の妊娠 6,852 事例 (2009 年) の 84% が 20 歳以上の男性との性交渉による結果であり、内 4,600 事例が 14 歳未満、つまりコロンビアの現行法(法律 599 及び法律 2008) では違法と判断されるものである⁶⁷。

HIV/AIDS : HIV/AIDS の感染に関しては、2011 年に 7,991 の新規感染者が発生し、そのうち女性が 2,306 (29%)、男性が 5,685 (71%) となっている⁶⁸。また、1983-2011 年までの累計では、女性 21,404 (25.0%)、男性 64,343 (76.0%) となっている⁶⁹。ENDS 2010 によれば、調査対象の女性の 58% が HIV 検査を受けたことがなく、40% の女性が実際に検査を受けその結果を公表しており、残りの 2% はそれを明らかにしていないと回答している。

女性特有の疾患 : 子宮頸がん及び乳がんはコロンビアにおいて女性の死亡率の高いがんである。次表 3-11 に示す 2008 年のデータでは、子宮頸がんの発症率は 10 万人当たり 21.5 人、同死亡率は 10 万人当たり 10.0 人となっている。更に乳がんの場合は同 31.2 人、10.0 人となっており、この双方の疾患でがん患者全体の 36.8% (11,391 人)、がん死者の 24.8%

⁶⁷ “COMPES Social 161,” p.25.

⁶⁸ “COMPES Social 161,” p.26.

⁶⁹ 保健・社会保障省 (2012) “Resumen de Situación de la Epidemia por VIH-SIDA en Colombia 1983-2011,” p.7.

(4,274 人) を占めている。

| | 発生率 | | | 死亡率 | | |
|-------|--------|-------------|---------------|--------|---------------|---------------|
| | 実数 | がん患者に占める割合% | 10万人当たりの年齢調整率 | 実数 | がん死亡患者に占める割合% | 10万人当たりの年齢調整率 |
| 乳がん | 6655 | 21.5 | 31.2 | 2120 | 12.3 | 10.0 |
| 子宮頸がん | 4736 | 15.3 | 21.5 | 2154 | 12.5 | 10.0 |
| 全体* | 30,937 | 100.1 | 144.1 | 17,342 | 100.2 | 81.7 |

(出典) GLOBOCAN 2008 Colombia fact stat、http://globocan.iarc.fr/Pages/fact_sheets_cancer.aspx
(2013 年 12 月 6 日アクセス)

* : 非メラノーマ性皮膚がんを除く

上記問題の背景には乳がんについては自己検査及び/もしくは診療所での検査がいまだ普及していない現状がある。コロンビア女性の 90%が乳房の自己検査法を知っていると回答しているが、61.7%だけがそれを既に行つた経験がある、また 39.2%だけが毎月同方法を実施していると回答している。さらに診療施設での検査に関しては 18-69 歳の女性のうち 46.6%のみがその経験があり、マンモグラフィ検査の場合は 40-69 歳の女性の 37.9%だけが検査経験があるとしている。他方、子宮頸がんに関しては、ヒト・パピロマ・ウイルスとの関連について知っているコロンビア女性（13-69 歳）が 44%に留まっていることも問題とされている⁷⁰。

⁷⁰ “COMPES Social 161,” p.27.

3.3 農業及び農村開発分野

| 概要 |
|---|
| ● 国内紛争で失われた土地の返還により当該地域における農業生産を回復し、またこれに従事する帰還民が安全に定住できる住宅供給が現在の課題である。 |
| ● 農業に従事する経済活動人口はかつて 23% (1980 年) と 4 人に一人の女性は農業に従事していたが、現在では 7.1% (2013 年 9 月) にまで低下しており、農業生産における女性の割合は高くない。現在は輸出部門として拡大する生花産業や伝統的に男性が多かったコーヒー生産における女性の進出が高まっている。 |

3.3.1 ジェンダーに関する政策枠組み

農業及び農村開発分野と「国家ジェンダー指針」の関連については、その戦略「VIII. 所有権及び生産資源へのアクセスの促進と強化」における方針「11. その多様性の観点から女性のために所有権や生産資源へのアクセスとその利用の振興」が特に関連すると思われる。

上記政策指針に基づく「行動計画 2013-2016」では、その目的に「経済的自立のため土地・住居・信用供与・技術的支援・訓練等の生産要素へのアクセスの促進の機会と条件の提供」を掲げ、その課題軸として「経済的自立と資産へのアクセス」を示している。その中で農業及び農村開発に関しては、「農業・農村開発省 MADR」と「コロンビア農村開発庁 INCODER」による下記表 3-12 に示す 11 活動が実施されている。これは 4 年間で 235,763 百万コロンビア・ペソ (124 百万米ドル、1 米ドル=1,900 コロンビア・ペソにて換算) を投入する計画である⁷¹。

| 表 3-12 : 農業及び農村開発分野の「行動計画 2013-2016」における活動内容 | | | |
|--|---|-----------------|-------|
| 大項目 | 具体的な行動 | 省庁/組織 | 実施部所 |
| 「経済的自立」軸 | | | |
| 農村女性のための生産要素（土地、住居、信用、技術支援と訓練）機会へのアクセスを拡大する。 | 地方女性による国土開発の視点を持ち、持続性と収入創造及びインクリージョンを保証する統合的な地方開發生産プロジェクトに参加するための公募へのアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農村開発局 |
| | 農牧業及び水産業セクターにおける財務管理を習得するため地方女性の教育プログラムを実施する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農村開発局 |
| | 生産プロジェクトの組織化及びその実行可能性調査、小規模生産者が必要とする生産投資のための公募への女性のアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農村開発局 |
| | 地方零細企業との生産プロジェクト実施における財務やそれへの参加のための公募への女性のアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農村開発局 |
| | 地方部青年の高等教育へのアクセス | 農業・農村開発省 (MADR) | 農村開発局 |

⁷¹ “COMPES Social 161,” Anexo 2 より計算。

| | | | |
|--|--|-----------------|--------------|
| | スを強化するため奨学金支援を行う。 生産的起業の実施を通じた収入創出のための公募を支援する。 | 発省 (MADR) | |
| | 地方社会利益のための住宅補助金交付を通じた住宅の改善もしくはその供給を支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農業銀行地方住居執務室 |
| | 信用供与スキーム（特別信用ライン、地方資本化インセンティブ）や非信用供与スキーム（地方での直接技術支援に対する経済的インセンティブ、土地適性化組合プロジェクト実施のためのインセンティブ、土地適性化組合プロジェクトの調査計画のためのインセンティブ）を通じた地方女性の生産資源へのアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 平等と地方開発プログラム |
| | 国内避難地域、農村保全地域、地方開発地域等、多数の女性被害者からの申請が集中している地域において、農牧業の可能性を持つ未開墾土地の正式な所有を促進する。 | INCODER | 地方国土副執務室 |
| | 可能な限りの協調融資にて、地方開発プログラム実施における女性被害者への配慮を行う。 多様な視点を持って、2012-2013年期間中の地方開発プログラム実施において女性被害者のためのコンポーネントの策定及び実施を行う。 | INCODER | 生産管理開発副執務室 |
| | 土地へのアクセスプログラムの受益者を登録する情報システム、ウェブサービス、情報取得プロセス、データベースを適切なものにする。 | INCODER | 計画情報副執務室 |
| | 家族レベル（女性世帯主の世帯）における生産活動実施における技術サポート。 | INCODER | 生産管理開発副執務室 |

(出典) 「行動計画2013-2016」別添2 より作成

農業・農村開発省の活動状況： 2013年11月現在、農業・農村開発省は組織再編成の途中であり、従来ジェンダー関連の担当部署であった「農村開発局 (Dirección de Desarrollo Rural)」は今後「生産能力開発・収入創出局 (Dirección de Desarrollo de Capacidad Productiva y Generaciones de Ingresos)」となる予定であるが、基本的に上記「行動計画2013-2016」の計画内容に沿って活動実施中である。活動においては女性団体が86組織、女性4,449名（2013年11月19日時点）が関与している。予算獲得も当初予定より多く確保できている状況（2011以降、4,000百万コロンビア・ペソを既に確保済み）である。

農業・農村開発省は生産要素（土地、住居、信用、技術支援と訓練）と生産機会へのアクセスを拡大することを通じて、農業関連の生産活動支援を実施している。特に国内紛争被害者に関しては、国内避難からの帰還後に安全な住居がないと農業生産活動を安定的に実施できないことから、農業・農村開発省は住宅関連支援も行っている。

ジェンダーの観点から言えば、コロンビア農業においては牧畜・コーヒー（男性）、生花栽培（女性）など産業別に大まかな色分けがある中で、女性の就業状況は小規模・家庭内作業と関連するものが多い。農業・農村開発省ではこうした女性農業生産従事者に対する支援を重要視し、農業指導員（エクステンション・ワーカー）によくありがちな技術支援対象を男性としてしまう傾向を是正する等、ジェンダー視点に立った支援活動を推進している⁷²。

3.3.2 国内紛争により失われた土地の回復

農業・農村開発省傘下の「土地返還ユニット」は、2011年の法律1448「被害者と土地返還法（Ley de Víctimas y Restitución de Tierras）」によりコロンビア国内紛争により強制的に土地を放棄もしくは国内避難をさせられた被害者に土地の返還とその登録を行う組織である⁷³。

この「土地返還ユニット」は組織として5つの目標/指標を設定しており、そのうちの一つが「女性のための登録業務」となっている。現在はその進捗をモニタリングし、これを定期報告しているところである。2013年6月30日時点での業務進捗状況は進捗率62.7%⁷⁴であり、下表3-13に示すように女性申請者数は11,965名で、申請者全体における比率は37.70%となっている。

| 表3-13：土地回復のための申請状況（2013年6月30日時点） | | | | | |
|----------------------------------|--------|--------|--------|---------|-------------|
| 申請者 | 申請者数 | 申請者比率% | 登録申請数 | 登録申請比率% | 申請土地面積(ha.) |
| 女性 | 11,965 | 37.70 | 16,710 | 38.40 | 1,119,624 |
| 男性 | 19,637 | 62.02 | 26,736 | 61.45 | 1,791,690 |
| 法人 | 60 | 0.28 | 60 | 0.15 | 4,373 |
| 合計 | 31,662 | 100.00 | 43,506 | 100.00 | 2,915,687 |

（出典）土地返還ユニット（2013）.“Informe de Gestión carta a 30 de junio 2013,” p.19

注：申請者1名が2つ以上の申請を行っている場合有り。

3.3.3 農業における女性の役割

農牧畜産狩猟部門のコロンビア経済に占める規模は6.5%程度（名目GNP値、2010）⁷⁵であり、また農牧・食糧・飲料品（576.6百万米ドル、2012年FOB）のコロンビア輸出総額全体に占める割合は10.6%である⁷⁶。この農業セクターにおけるコロンビアにおける女性の就労状況を見ると、農牧畜産狩猟部門が占める割合は7.1%（2013年9月時点）に過ぎず、男性の23.6%（同時点）に比べると3分の1の割合⁷⁷であり、農業部門を通じたコロンビア女性の貢献度は限定的なものとなっていることが推測される（全就業状況の詳細は後述の

⁷² 農業・農村開発省聞取り。（2013年11月19日）

⁷³ 「土地返還ユニット」ウェブサイト、<https://es-la.facebook.com/UnidadDeRestitucionDeTierras>（2013年11月19日）

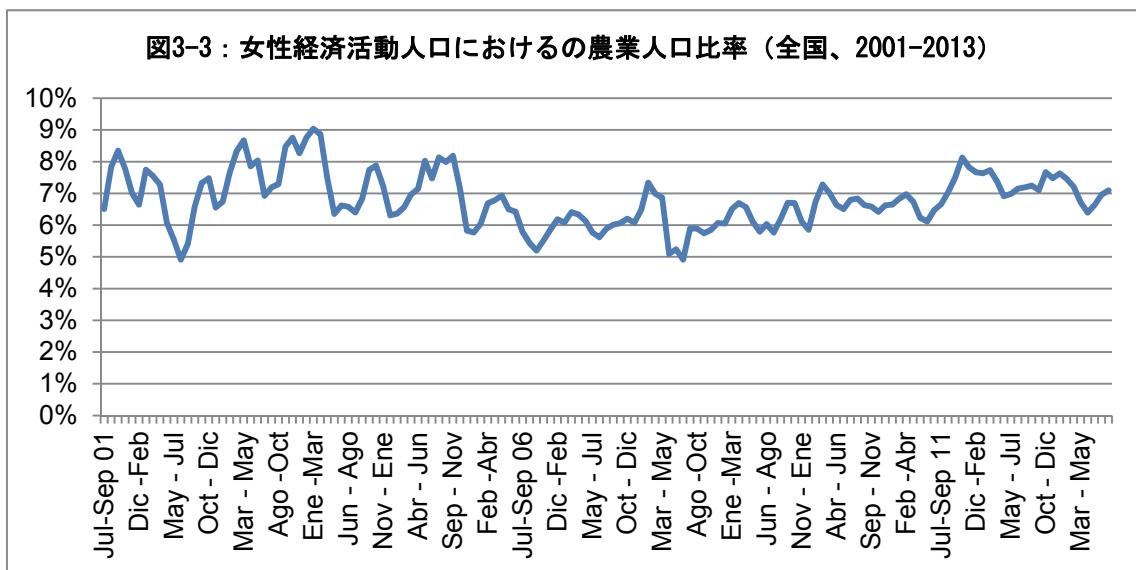
⁷⁴ 土地返還ユニット（2013）.“Informe de Gestión carta a 30 de junio 2013,” p.14.

⁷⁵ DANE（2013）.“Informe de Resultados de las Cuentas Nacionales Anuales Años 2010 Definitivo y 2011 Provisional,” p.10.

⁷⁶ DANE. Boletín de Prensa, “Comercio Exterior – Exportaciones, Octubre de 2013 (Preliminar),” p.5.

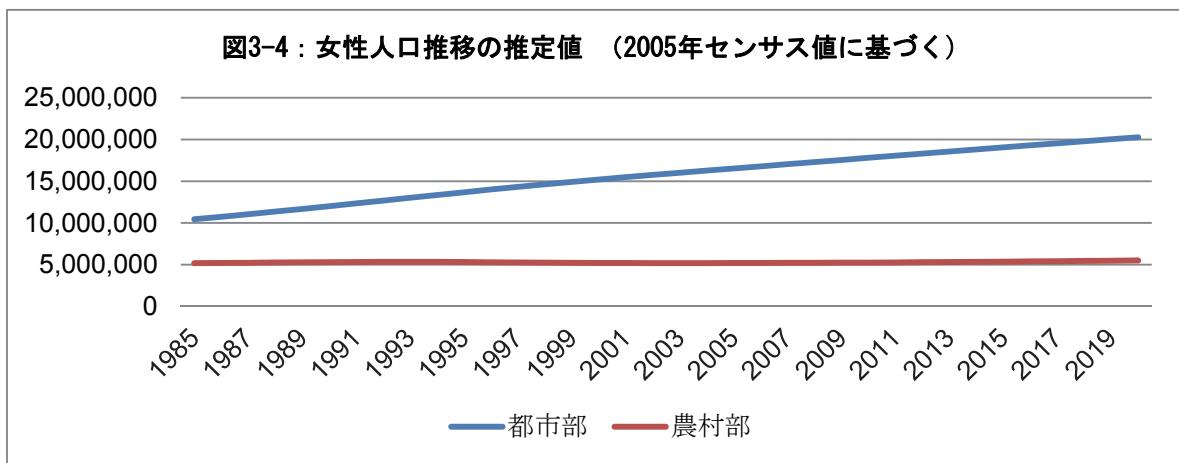
⁷⁷ DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo Trimestre Julio-Septiembre 2013,” p.5.

「3.5 雇用及び経済活動分野」を参照)。1980年には女性経済活動人口のうち農業に従事する人々の割合は全国値で23%となっており、約4人に一人の女性は農業セクターに従事していた⁷⁸が、この割合は次第に低下し、1995年には11.5%、2000年代以降は下図3-3に示すように5-9%を推移している。



(出典) DANE (2013). “*Mercado Laboral por Sexo*,” Anexo <http://www.dane.gov.co/index.php/mercado-laboral/segun-sexo> (2014/1/18 アクセス) より作成

背景には長期的に起こっている都市部への人口流出がある。下図3-4が示すように1985年以降の値では農村の女性人口は500万人台でほぼ同じである一方、都市の女性人口は増加の一途を続け、1040万人(1985年)から1850万人(2013)へとなっている。またDANEの予測でもこの傾向は今後継続し、2020年には2026万人に達すると予測されている。



(出典) DANE (2005). “*Serie de Población 1985-2020*” <http://www.dane.gov.co/index.php/poblacion-y-demografia/series-de-poblacion> (2014/1/18 アクセス)

この農村部からの人口流出の理由は、1) コロンビアの経済成長を背景として都市部での

⁷⁸ FAO (2011) 「世界食糧農業白書 2010-2011」 p.108.

雇用を求める人口流出、2) 農村部で特に深刻な国内紛争による農村の疲弊（特に土地の収奪）とそれに伴う国内避難民の発生、があるのではと推測される。特に後者において女性の国内避難民の数は約263万人（2013年11月1日時点、前掲のP.15の表2-7参照）に達していることから、これら土地を追われた女性は農業従事を見放棄せざるを得ないため、農業従事人口比率の低下に拍車をかけている。

加えて、経済活動人口を労働年齢人口で割った労働参加率を見ると、女性の場合は都市部58.2%（2013年7-9月期）に対して、農村部は同39.4%と20ポイント近く低い値となっている⁷⁹。この農村部での女性の労働参加率の低さについては、農村部では高等教育などの就学機会も都市部に比べて少ないことから、農村女性の非労働人口⁸⁰の多くが専業主婦⁸¹であると判断される。これら女性への就業機会の提供や学習、特に基礎教育以降の高等教育や雇用に結び付く職業訓練等が必要と判断される。

他方、上記のコロンビアの農村部女性の低い労働参加率に関して、統計上は非労働人口と分類されているが実際には報酬を伴わない家族農業労働者として従事しているケースが非常に多いとの指摘がある。結果として47%のコロンビア農村部女性は自らの収入を得ていない⁸²とされ、これが男性と比べて女性の長い労働時間や低い賃金収入（後述の「3.5.2 ジェンダーと雇用経済活動」参照）に反映されていると判断される。

なお、2013年12月現在DANEが第3回農牧業センサス⁸³（注：同センサスは43年前の実施以降、今まで実施されていなかった）を実施中である。同調査によりコロンビア農業における女性のおかれた状況の詳細が明らかにされることが期待されている。

次節以降はコロンビア国内農業分野においてジェンダーの主流化に向け活動を行い、「国家ジェンダー指針」等ジェンダー関連の政策決定プロセスにも継続的に関与してきた2産業（コーヒー及び花卉）につき説明する。

3.3.4 コーヒー産業

コロンビアの代表的農産物であるコーヒー産業は、輸出額155.0百万米ドル（2012年FOB）と同国の全輸出額の2.9%（農業輸出全体では26.9%）を占める⁸⁴。従来から男性の従事するものとのイメージが強かったコーヒー産業であるが、現在は女性労働者・女性経営者の

⁷⁹（出典）DANE（2005）.“Serie de Población 1985-2020.”

<http://www.dane.gov.co/index.php/poblacion-y-demografia/series-de-poblacion>（2014/1/18 アクセス）

⁸⁰働く意思や能力のない病弱者、学生、専業主婦、を示す。

⁸¹農村部での統計が確認されないので、参考までに都市部での非労働人口に占める専業主婦の割合を示すと、55.4%（2013年7-9月期）となっており、次いで学生が同31.9%となっている。

出典：DANE（2013）ウェップサイト、<http://www.dane.gov.co/index.php/mercado-laboral/segun-sexo>

⁸²UN Colombia ウェップサイト、

<http://nacionesunidas.org.co/blog/2013/08/08/47-de-las-mujeres-rurales-no-tienen-ingresos-propios-en-colombia/>（2014/1/20 アクセス）

⁸³DANE 第3回農牧業センサス・ウェブサイト、<http://www.dane.gov.co/cna2014/>（2013年12月9日アクセス）

⁸⁴DANE, Boletín de Prensa, “Comercio Exterior – Exportaciones, Octubre de 2013 (Preliminar),” p.5.

進出が進んでいる状況にある。「全国コーヒー生産者連盟（Federación Nacional de Cafeteros）」は傘下に約 55 万 3 千世帯の会員がいる全国コーヒー生産者連盟であり、その 47%が女性会員であり、また全体の約 20%が女性世帯主による生産者である。

同組織は政策綱領として「活動における持続性（Sostenibilidad en Acción）」を掲げ、「農場、コミュニティ、環境及び連携」の 4 つの軸の下、小規模生産者における家族、特に女性の重要性を認識し、家族・女性の権利、ジェンダー平等など尊重のための活動を継続している。2005 年以降「女性コーヒー生産者プログラム（Programa Mujeres Cafeteras）」を継続しているが、これまでに「女性コーヒー生産者参加型ワークショップ（Talleres Participativos de Mujeres Cafeteras）」、「女性コーヒー生産者参加評議会（Consejos Participativos de Mujeres Cafeteras-CPMC）」、「農村福祉と住居プログラム（Programa Vivienda con Bienestar Rural）」及び「コロンビアコーヒー生産地域における女性と農村家族の人権の保護 2010-2011（Observatorio Sobre los Derechos de la Mujer y Familia Rural en las Zonas Cafeteras de Colombia 2010–2011）」等多岐にわたる活動を実施している⁸⁵。

3.3.5 花卉産業

コロンビアにおける生花産業は 600 年以上の歴史を有しているが、輸出セクターとしては特に過去 20 年間に大きな拡大を続けてきた。この花卉輸出は 83.2 百万ドル（2012）で、全農業輸出総額に占める割合は 14.4% とコーヒーに次ぐ規模となっている⁸⁶。1973 年に結成された「コロンビア花卉輸出者協会（Asociación Colombiana de Exportadores de Flores : Asocolflores）」は国内花卉輸出全体の約 75% を占め、約 240 の栽培輸出業者が加盟している団体である。その傘下の労働者は 60% が女性であり、コロンビアの地方部女性の雇用の 25% を占めている。またこれら全ての労働者が正規雇用労働者で、最低賃金を上回る報酬を受けている⁸⁷とのことである。労働集約型産業であり、女性労働力の重要な吸収源として重要視されている⁸⁸。

⁸⁵ 全国コーヒー生産者連盟ウェブサイト

http://www.cafedecolombia.com/cci-fnc-es/index.php/comments/mujer_y_familia_eje_central_de_la_actividad_cafetera/
(2013 年 12 月 9 日アクセス)

⁸⁶ DANE. Boletín de Prensa, “Comercio Exterior – Exportaciones, Octubre de 2013 (Preliminar),” p.5.

⁸⁷ Asocolflores ウェブサイト, <http://www.mapeo-rse.info/promotor/asociaci%C3%B3n-colombiana-de-exportadores-de-flores-asocolflores>

⁸⁸ 農林水産省（2011）「海外農業情報調査分析（中南米）コロンビアの農業及び農業政策」p.69.

3.4 都市開発・インフラ整備分野

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 携帯電話と電力を除く都市部と農村部での生活インフラの普及度の格差は非常に大きい。● 地方部における安全で快適な住宅の供給不足は、国内避難から帰還する住民の定住を阻害し、これが地方開発の足かせとなっている。また、いまだ家庭内労働の負担を担いつつ生産活動にも参加している女性への支援の観点からも住宅問題の解消は重要である。● 近年では自然災害に対する防災にジェンダーの視点を取り入れる試みが進められている。 |

3.4.1 ジェンダーに関する政策的枠組み

都市開発・インフラ整備分野に関しては、「国家ジェンダー指針」における戦略「IX. 居住圏や環境に対する女性の危険要素や脆弱性を弱める」にて「周囲の状況において誘発される危険要素や脆弱性に対し、多様性の観点からの女性のケアと保護」を行うとの方針を掲げている。

上記政策指針に基づく、「行動計画 2013-2016」では、その目的に「経済的自立のため土地・住居・信用供与・技術的支援・訓練等の生産要素へのアクセスの促進の機会と条件の提供」を掲げ、その課題軸「経済的自立と資産へのアクセス」の中で、女性を世帯主とする世帯への住宅支援政策を強く打ち出している（表 3-14 参照）。ここでは 2013-2016 年の 4 年間で 1,000,600 百万コロンビア・ペソ（約 526.7 百万米ドル、1 米ドル=1,900 コロンビア・ペソにて換算）の予算を計上している。

| 表 3-14 : 「行動計画 2013-2016」の「経済的自立」軸における女性向け住宅支援政策内容 | | | |
|--|--|-----------------|-------------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁/組織 | 実施部所 |
| 女性による金融資源・サービス、資本所有へのアクセスのメカニズムを強化する。 | 無償住居プログラムを通じ 2 万人の女性世帯主への補助金を提供する。 | 住居・都市・国土省 | 住宅基金 |
| 農村女性のための生産要素（土地、住居、信用、技術支援と訓練）機会へのアクセスを拡大する。 | 地方社会利益のための住宅補助金交付を通じた住宅の改善もしくはその供給を支援する。 | 農業・農村開発省 (MADR) | 農業銀行地方住居執務室 |

(出典) 「行動計画 2013-2016」別添 2 より作成。

3.4.2 生活インフラの現状

社会への進出を拡大しつつも、家庭での家事負担を担うコロンビア人女性、特に母子家庭、貧困家庭のコロンビア人女性にとり、水道・電気・衛生施設・通信設備等の社会インフラの普及は、その労働負担を大きく軽減し、快適な生活を保障し、ひいては母子ともに保健衛生上の環境改善に資するものである。

生活関連インフラの普及状況を見ると自治体中心部（都市部）では全体的に非常に高い普及率を達成していることが理解される一方、自治体中心部以外の地域（農村部）では電気 90.0%及び携帯電話 87.9%以外の社会生活インフラ（ガス 8.0%、上水道 53.3%、下水道 15.6%、固定電話 3.8%）等の普及が大きく遅れていることが理解される（表 3-15 参照）。

| 表 3-15：コロンビアにおける社会生活インフラ普及度（2012、%） | | | |
|-------------------------------------|------|-------------|------------------|
| | 全国 | 自治体中心部（都市部） | 自治体中心部以外の地域（農村部） |
| 電力 | 97.6 | 99.8 | 90.0 |
| 天然ガス | 57.3 | 71.3 | 8.0 |
| 上水道 | 87.4 | 97.0 | 53.3 |
| 下水道 | 75.3 | 92.2 | 15.6 |
| 固定電話 | 35.6 | 44.6 | 3.8 |
| 携帯電話 | 94.2 | 96.0 | 87.9 |

（出典）DANE. Boletín de Prensa, “Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012,” Mar.13, 2013, pp.4-8より作成

特に衛生施設に関しては、表 3-16 に示すように自治体中心部（都市部）では「下水に接続した水洗便所」の値が 91.7%と非常に高い一方、自治体中心部以外の地域（農村部）では半数以上が「浄化槽に接続した水洗便所」であり、何らの衛生施設を有していない世帯の比率が 15.2%も存在するのが特徴となっている。

| 表 3-16：世帯における衛生施設の普及内訳（2012、%） | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|--------------|-------------|--------|-----|-------|
| | 下水に接続した水洗便所 | 浄化槽に接続した水洗便所 | 下水接続なしの水洗便所 | 衛生施設無し | その他 | 合計 |
| 全国 | 74.5 | 16.9 | 2.6 | 4.1 | 1.9 | 100.0 |
| 自治体中心部（都市部） | 91.7 | 5.9 | 0.8 | 1.0 | 0.6 | 100.0 |
| 自治体中心部以外の地域（農村部） | 13.8 | 55.8 | 8.8 | 15.2 | 6.4 | 100.0 |

（出典）DANE. Boletín de Prensa, “Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012,” Mar.13, 2013, p.8

3. 4. 3 防災における取組

2010 年から 2011 年にかけてラ・ニーニャ現象の影響によりコロンビアにて発生した集中豪雨による洪水や地滑りは、コロンビア 32 県中 28 県が被災、被害者約 2.3 百万人（人口の約 5%）、被害対応に要する資金が 26 兆ペソ超に上る等、コロンビア自然災害史上最大級の災害となった。また、豪雨に見舞われた地区の道路は合計 3 万キロメートル以上が損傷し、数多くの地点が長期間閉鎖され、国民の移動や経済活動に多大な被害を及ぼした⁸⁹。こうした背景を受けコロンビア政府は、「全国災害リスク管理システム（Sistema Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres: SNGRD）」の創設（2012 年法律 1523 号）や、大統領直属の新たな防災組織である「全国災害リスク管理局（Unidad Nacional para la Gestión del Riesgo de Desastres:UNGRD）」を設立（2011 年政令 4147 号）する等防災体制の整備を進めている

こうした自然災害に対する脆弱性とその影響に関しては、災害の中で女性の被る被害の甚

⁸⁹ 「コロンビア国防災セクター情報収集・確認調査報告書（案）」p. 1

大きからコロンビア政府はその防災に関する政策対応の中でジェンダーの視点の取り入れを積極的に行ってきている。UNGRDは災害リスク管理におけるジェンダーと多様な視点のコンセプトを取り込んだ「災害リスク管理におけるコミュニティ教育ガイド（GUÍA PARA FORMACIÓN COMUNITARIA en Gestión del Riesgo de Desastres）」（2013）を作成している他、UNDPやEUと実施中の「カリブ地域気候変動リスク管理対応プロジェクト（Proyecto Gestión Integral del Riesgo y Adaptación al Cambio Climático Caribe）」⁹⁰の枠組みの中でジェンダー平等の視点を取り入れ、その進展をACPEM等関係機関とのワークショップ（「ジェンダーと災害リスク管理（Género y Gestión del Riesgo de Desastres: Un acercamiento）」）⁹¹等の実施を通じてモニタリングを行っている状況にある。

⁹⁰ 同プロジェクト・ウェブサイト、<http://www.sigpad.gov.co/sigpad/pnud/>（2013年12月9日アクセス）

⁹¹ UNGRD ウェブサイト、http://www.sigpad.gov.co/sigpad/noticias_detalle.aspx?idn=1750（2013年12月9日アクセス）

3.5 雇用及び経済活動分野

| 概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「行動計画 2013-2016」に従い、女性の経済的自立のため土地・住居・信用供与・技術支援・訓練等、生産要素へのアクセス促進のための機会とその条件の提供を目的に労働省を中心とする関係 12 省庁・機関が活動を実施中である。 女性は商業やサービス部門における就業比率が高いが、恒常に男性より高い失業率や男女賃金格差、無報酬労働を含む長い労働時間などが課題とされている。 |

3.5.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

「国家ジェンダー指針」では、その戦略として「I. 機会の平等を伴った労働市場における女性の完全な参加」、「II. 家庭生活と労働の調和」及び「VIII. 所有権及び生産資源へのアクセスの促進と強化」とし、その方針として「都市/農村の多様性と民族的多様性に配慮しつつ、労働市場における女性の完全な参加を可能にするための女性の能力強化とその障害の除去」、「家族としての責任と労働者としての責任の融和」及び「その多様性の観点から女性のために所有権や生産資源へのアクセスとその利用の振興」を掲げている。

上記政策指針に基づく「行動計画2013-2016」では、その目的に「経済的自立のため土地・住居・信用供与・技術的支援・訓練等の生産要素へのアクセス促進のための機会と条件の提供」を掲げ、その課題軸として「経済的自立と資産へのアクセス」を示し、4年間で 2,959,399 百万コロンビア・ペソ (1,557.59 百万米ドル、1 米ドル=1,900 コロンビア・ペソにて換算) を投入し、関係 12 省庁・機関による 35 の活動を実施中である（表3-17 参照）。

| 表3-17：「行動計画2013-16」の「経済的自立」の軸における活動内容と責任機関・実施部所 | | | |
|---|---|------------|---------------------------|
| 大項目 | 具体的行動 | 省庁・組織 | 実施部所 |
| ジェンダーの視点を取り入れながら機会の平等を伴って労働市場における女性の参加を拡大し、それを評価する。 | 男女間の平等と公平に基づくツールの策定、実施、評価等を通じ、労働の分野で女性に影響を与える根本的な差別を削減するため、労働省の「ジェンダーの多様な視点を取り入れた労働の平等プログラム」を強化する。 「ジェンダー平等スタンプ」を通じてジェンダー・ギャップを埋め経済社会における文化を変革し、官民双方の分野において組織変革をもたらすための「ジェンダー管理認証システム」の開発。 | 労働省 | 労働省執務室-ジェンダーの視点と労働の平等グループ |
| | 「公的部門雇用サービス：SPE」に登録された情報を基に、女性の労働参入の進展につきフォローアップを実施する-フォローアップ結果についての四半期ごとに公表する。 | 労働省 | 労働省執務室-ジェンダーの視点と労働の平等グループ |
| | 「雇用のための能力インセンティブ」のコンポーネントを通じ、社会的弱者の労働能力の創出。 | SENA | 雇用労働局-労働・職業監視室(OLO) |
| | 幼児への統合的ケアを行う教育機関向けプログラム「常にゼロ」戦略の枠組みにおいて | 社会繁栄庁(DPS) | 収入創造と企業家能力のためのグループ |
| | コロンビア家族福祉庁 | 幼年局 | |

| | | | |
|---|---|------------------------|---------------------------|
| | て、コミュニティの母親に教育を提供し、それら母親が正規職業に就くことを支援する。 | (ICBF) | |
| | コミュニティの母親が「コミュニティ世帯福祉プログラム」において収入を得ることができるように、その子どもが子ども育成センターにて保育、栄養、ケア、初期教育等を受けることを保証する。 | コロンビア家族 福祉 庁 (ICBF) | 幼年局 |
| | 各種支援様式の実施により、最低賃金と子どもへのケアを通じてコミュニティの母親が経済的自立を果たし、育児・介護労働への認識が深まることを支援する。 | コロンビア家族 福祉 庁 (ICBF) | |
| | 鉱山地域において多様な視点を持って人的資本の強化と生産の代替を支援する。 | 鉱山エネルギー一省 | 鉱山登録局 |
| | 鉱山エネルギーセクターの女性のためのジェンダー平等政策の強化に向けた同盟と対話の場を提供する。 | 鉱山エネルギー一省 | 環境社会問題室 |
| | 女性企業が公共調達の入札に参加するためのワークショップを開催する。 | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業局 |
| 家庭生活と労働生活の調和を高める方法を採用する。 | 「ジェンダーの多様な視点を持った労働の平等プログラム」の枠組みにおいて、家庭生活と労働生活の調和を進めるための行動を実施する | 労働省 | 労働省執務室-ジェンダーの視点と労働の平等グループ |
| | 「時間使用全国調査」の枠組みにおいて無報酬労働のサテライト・アカウントの採用。 | 国家統計局 (DANE) | 統計手法・実施局 (DIMPE) |
| 女性によるサービス、金融資源、資産の所有権へのアクセスのメカニズムを強化する。 | 「女性貯蓄コンポーネント」を通じて女性の財政的インクルージョンのための活動を実施する。 | 社会繁栄庁 (DPS) | 収入創造と企業家能力のためのグループ |
| | 「零細企業資本化コンポーネント」を通じて、生産資本へのアクセスプログラムへの女性の参加の拡大のための行動を実施する。 | 社会繁栄庁 (DPS) | 収入創造と企業家能力のためのグループ |
| | 「収入と企業家精神の方途に係るコンポーネント」を通じて、生産資本へのアクセスプログラムへの女性の参加の拡大のための行動を実施する。 | 社会繁栄庁 (DPS) | 収入創造と企業家能力のためのグループ |
| | 女性の起業家と経営者のための交渉テーブルを設ける（四半期に一度） | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業局：バイ・コロンビアン・プロジェクト |
| | 女性の起業と企業家精神をテーマとする地方会議を実施する。 | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業局-イノベーションと企業化グループ |
| | 女性関連イベントにおいて、中小零細企業のための支援制度の認知をはかる。 | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業局 |
| | 自己の発展と競争力向上を目的とする女性企業家のための情報通信技術（ICT）プログラムの開発と強化。 | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業デジタル部門 |
| | 地方レベルの女性組織間で企業化を促進し、それら組織間の地方ネットワークの強化に向けた支援のツールに着手する。 | 商業・産業・観光省 | 中小零細企業局及び生産性・競争力局 |
| | コロンビアにおける競争力強化向け教育プログラムと合致した生産プロジェクトの創出を支援し、女性の生活の質を改善する。 | SENA | 雇用労働局-収入創造グループ |

| | | | |
|---|--|----------------|---|
| | 無償住居プログラムを通じ 2 万人の女性世帯主への補助金を提供する。 | 住居・都市・国土省 | 住宅基金 |
| 農村女性のための生産要素（土地、住居、信用、技術支援と訓練）の機会へのアクセスを拡大する。 | 地方女性による国土開発の視点を持ち、持続性と収入創造及びインクルージョンを保証する統合的な地方開発生産プロジェクトに参加するための公募へのアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農村開発局 |
| | 農牧業及び水産業セクターにおける財務管理を習得するため地方女性の教育プログラムを実施する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農村開発局 |
| | 生産プロジェクトの組織化及びその実行可能性調査、小規模生産者が必要とする生産投資のための公募への女性のアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農村開発局 Dirección de Desarrollo Rural MADR |
| | 地方零細企業との生産プロジェクト実施における財務やそれへの参加のための公募に女性のアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農村開発局 |
| | 地方部の青年の高等教育へのアクセスを強化するため奨学金支援を行う。生産・企業化の実施を通じた収入創出のための公募を支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農村開発局 |
| | 地方社会利益のための住宅補助金交付を通じた住宅の改善もしくはその供給を支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 農業銀行地方住居執務室 |
| | 信用供与スキーム（特別信用ライン、地方資本化インセンティブ）や非信用供与スキーム（地方直接技術支援に対する経済的インセンティブ、土地適性化組合プロジェクト実施のためのインセンティブ、土地適性化組合プロジェクトの調査計画のためのインセンティブ）を通じた地方女性の生産資源へのアクセスを支援する。 | 農業・農村開発省(MADR) | 平等と農村開発プログラム |
| | 国内避難地域、農村保全地域、地方開発地域等、多数の女性被害者からの申請が集中している地域において、農牧業の可能性を持つ未開墾土地の正式な所有を促進する。 | INCODER | 地方国土副執務室 |
| | 可能な限りの協調融資により、地方開発プログラム実施における女性被害者への配慮を行う。多様な視点を持って、2012-2013年期間の地方開発プログラム実施において、女性被害者のためのコンポーネントの策定及び実施を行う。 | INCODER | 生産管理開発副執務室 |
| | 土地へのアクセスに関するプログラムの受益者を登録する情報システム、ウェブサービス、情報取得プロセス、データベースを改善する。 | INCODER | 計画情報副執務室 |
| | 家族レベル（女性世帯主の世帯）における生産活動の実施における技術サポート。 | INCODER | 生産管理開発副執務室 |
| | 生産機会を向上させ、経済的自足度を高め、人間開発の可能性を高め、再生可能な天然資源の利用と気候変動に対する脆弱性の減少に寄与する効率的な能力を有するようになるため、文化的適切さを合わせ持った開発の下、都市農村部の貧困女性の参加・運営・組織化の能力を向上させるプログラム。 | 環境・持続的開発省 | PNUD |
| | 給水困難な地域において改良技術と緑化を | 環境・持続的 | |

| | | | |
|--|--|-----|--|
| | 通じた水管理能力向上のために策定・開発されたジェンダーの視点を取り入れたパイロット・プロジェクトを実施する。 | 開発省 | |
|--|--|-----|--|

出典：「行動計画2013-2016」別添2参照。

労働省の取り組み：コロンビアにおける関係省庁においてジェンダー主流化への取り組みが最も早かったのが労働省である。前述の「国家ジェンダー指針」と「行動計画 2013-2016」に先立つ 2012 年初頭に労働省は同省内部に「ジェンダーの多様な視点を取り入れた労働の平等グループ（Grupo de Equidad Laboral con Enfoque Diferencial de Género）」を女性の労働権利と尊厳ある雇用のための政治的統合、男女間賃金格差の解消を目的に設立している⁹²。

現在労働省は「ジェンダーの多様な視点に基づく労働の平等にかかる国家プログラム（Programa Nacional de Equidad Laboral con Enfoque Diferencial de Género）」の実施に向けて努力をしている他、1.女性と労働市場、2.女性に関する労働規則、3.ケース・スタディ、等からなる地方自治体での労働省検査官によるトレーニングを開始している（2013 年 11 月時点ではまず 15 自治体から開始）。また、2013 年 12 月からは ACPEM や UNDP と「労働の平等の認証（Sello de Equidad Laboral）」EQUIPARES プロジェクトを開始し、公正・平等な労働環境を満たしている企業・組織への認証事業を行っている⁹³。

この労働省のジェンダー主流化への強い取り組みの背景には、コロンビアにおいて女性の教育水準が向上している一方、失業率格差、賃金格差、女性による無報酬労働の負担等、女性に対する不合理な状態がいまだ継続していることへの危機感が存在している。マチスモ的文化の変革も必要であるが、労働省としては労働環境における男女平等を達成するための制度的改善を促進していく考えであり、その中では就業時間の柔軟化、テレワーク、家政婦業のフォーマル化に向けた家事登録制度等の施策も検討しているところである⁹⁴。

商業・産業・観光省の取り組み⁹⁵：現在、中小零細企業局が主に女性支援を担っているが、そこにジェンダー担当が配置され、当該担当者は同局だけではなく組織横断的に活動を行っている。基本的に上記行動計画における活動は既に実施に入っており、女性グループや少数民族を対象とするものが多いが、中小企業支援ではその 50%以上が女性であり、彼女の高い意識と活動を感じることである。

課題としては、その活動範囲（紛争で行けない地域もあり、地域会合への参加を促すなどで行わざるを得ない。時間、距離、コストがかかる）が制約となることや企業化支援もや

⁹² 労働省ウェブサイト、<http://www.mintrabajo.gov.co/equidad/descripcion.html>（2013 年 12 月 8 日アクセス）

⁹³ 労働省ウェブサイト、<http://mintrabajo.gov.co/diciembre-2013/2677-la-equidad-laboral-un-asunto-de-todos-y-todas.html>（2013 年 12 月 8 日アクセス）

⁹⁴ 労働省聞き取り（2013 年 11 月 21 日）。

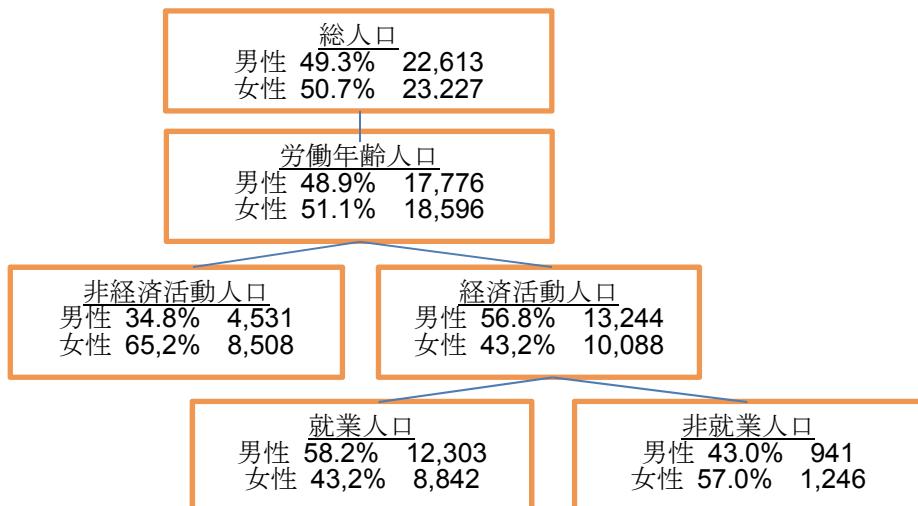
⁹⁵ 商業・産業・観光省での聞き取り（2013 年 11 月 27 日）。

はり技術の向上に結び付くまでにはまだまだ容易ではない。また特に地方レベルであるが、他の関係機関との調整が大変であり、各地域の地方開発計画との整合性や地方部でのガバナンスの課題は常に付きまとう問題である。

3.5.2 ジェンダーと雇用経済活動

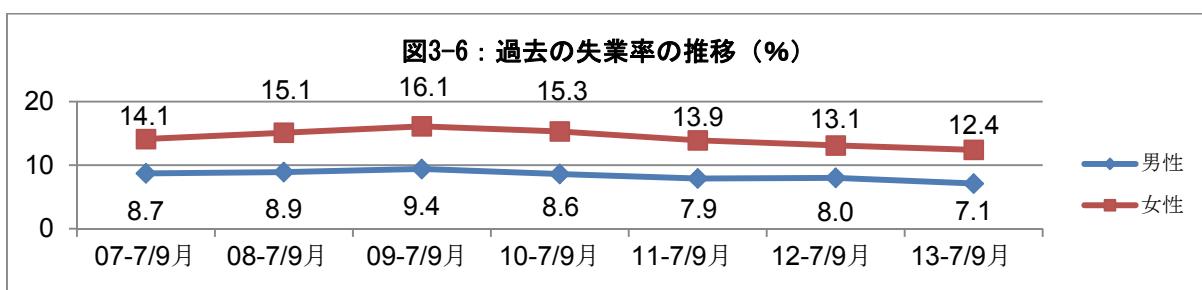
下図3-5に示すように、2013年9月時点では女性人口（Población Total）は23,227千人（全人口の50.7%）で、そのうち労働年齢人口（PET）は18,596千人（全体の51.1%）である。この労働年齢人口は経済活動人口（PEA）10,088千人（全体の43.2%）と非経済活動人口（PEI）8,508千人（全体の65.2%）に分かれている。このPEAは就業者8,842千人（全体の41.8%）と非就業者1,246千人（全体の57.0%）となっている⁹⁶。

図3-5：コロンビアにおける労働市場の人口構成（2013年9月時点、単位：千人）



出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.2

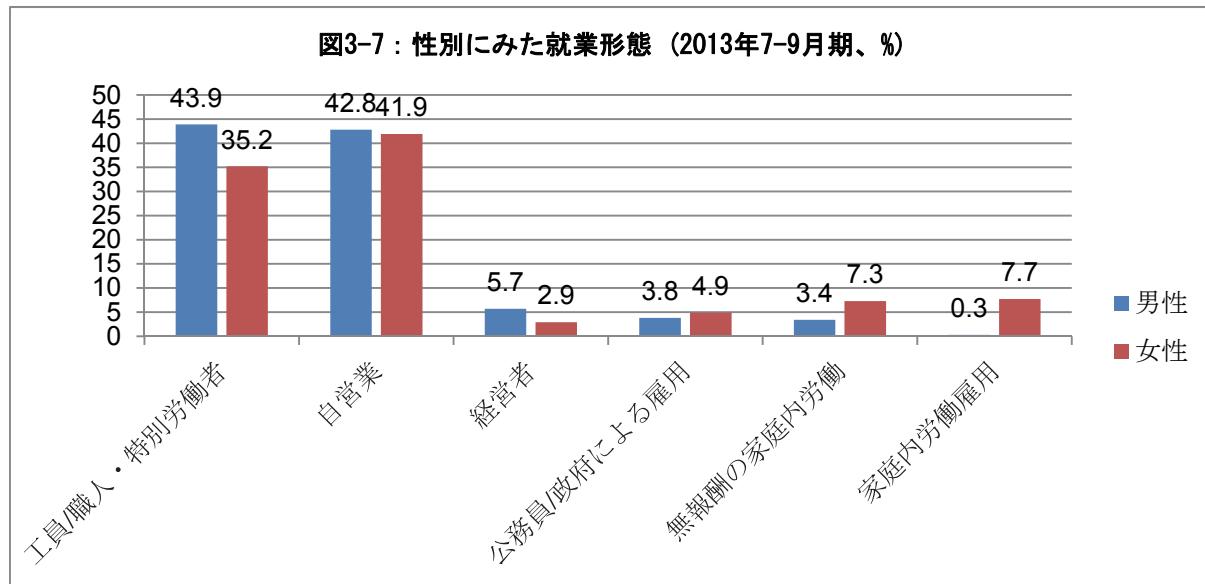
失業率：過去6年間（2007年7-9月期～2013年7-9月期）の失業率は、図3-6に示すように2009年以降漸進的に低下傾向にある。しかしながら男女別の失業率を見ると女性の方が恒常に失業率が高く、その差は常に5ポイント台でほとんど変化がない状況が続いている。



出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.3

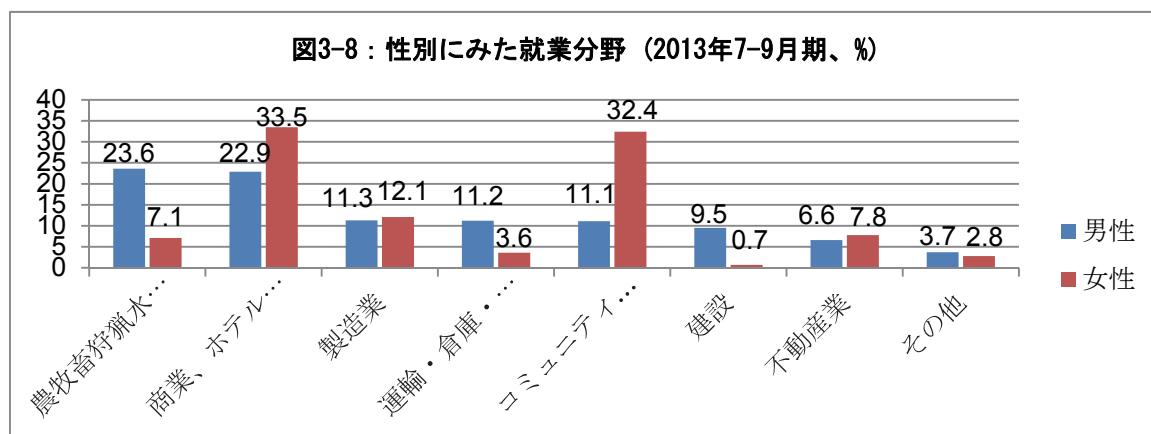
⁹⁶ DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.2.

就業形態：性別にみた就業形態では、下図 3-7 に示すように女性は「自営業」41.9%、「工具/職人・特別労働者⁹⁷」35.2%が全就業者の大部分を占める状況があり、これは男性と同じ傾向である。しかしながら組織のリーダーとしての立場である「経営者」の比率は 2.9%と男性のほぼ半分の比率に留まる一方、公務員のクオータ制の定着を反映して「公務員/政府による雇用」は 4.9%と男性の 3.8%上回っている。また依然家庭内労働を女性が担っている状況を反映して、主に主婦の仕事として理解される「無報酬の家庭内労働」が 7.3%、家政婦として理解される「家庭内労働雇用」が 7.7%との数字が示されている。



出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.4

就業分野：下図 3-8 に示すように、女性の就業分野は「商業、ホテル及び飲食店」が 33.5%、「コミュニティ/社会/個人サービス」が 32.4%と双方で全体の 3 分の 2 を占めているのが特徴である。他方「農牧畜狩猟水産業」は 7.1%、「運輸・倉庫・通信」は 3.6%と男性に比して割合が少ない。「製造業」や「不動産業」は男性とほぼ同じ割合を示している。

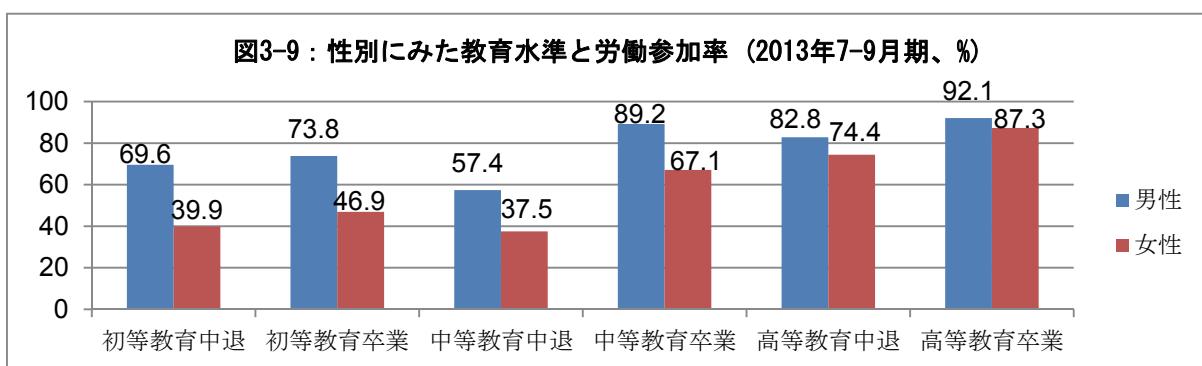


出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.5

⁹⁷ 日雇い労働者なども含む。

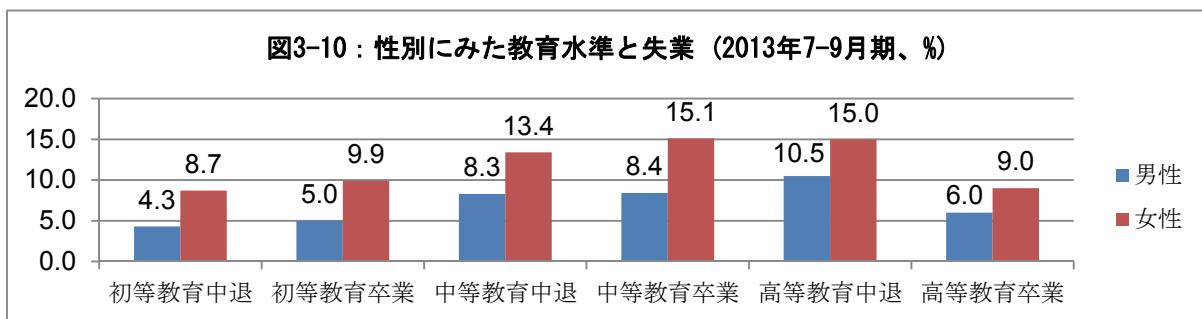
また、2013年7-9月期の非経済活動人口の内訳（全国）をみると、男性はその61.8%が学業中（女性は31.9%）との回答であるのに対し、女性は55.4%が専業主婦（男性は6.7%）と回答しており、家事が主に女性の役割とされていることがここでも裏付けられている⁹⁸。

女性の教育と労働参加/就業：下図3-9が示すように男女ともおおよそ高学歴層であるほど労働市場への参加率が高い状況が理解される。またいずれの学歴層でも男性の労働参加率は女性のそれよりも高い値を示している。他方、低学歴層と高学歴層の労働参加率の差を見ると、男性よりも女性の方がかなり大きい、つまり女性の場合学歴と労働市場参加への相関関係が男性に比して高いことが理解される。ここでは学歴の低い女性は専業主婦になり経済活動人口に算出されず、他方男性は学歴が低くても専業主夫とならず職を探す傾向にあると思われる。



出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.7

また、下図3-10に示すように学歴と失業率の関連を見ると、男女とも緩やかな山型のカーブを描いており、低学歴層と高学歴層で失業率が比較的低く、いずれの学歴層でも女性の失業率が男性のそれを上回っていることが理解される。



出典：DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.8

また男女の失業率の差は、表3-18に示すように高等教育の場合を除くとおおよそ学歴が上がるほど拡大し、その差は都市部よりも農村部において顕著となっている。特に農村部の場合は女性の失業率が全ての学歴層で男性の倍以上となっており、際立った男女格差を示

⁹⁸ DANE. Boletín de Prensa, “Comportamiento del Mercado Laboral por Sexo,” Nov. 14, 2013, p.7.

している。

表 3-18：都市部と農村部に見る学歴と失業率の関係（2011年、%）

| | | 学歴 なし | 初等 中退 | 初等 卒業 | 中等 中退 | 中等 卒業 | 高等 中退 | 高等 卒業 |
|------------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 自治体中心部（都市部） | 男性 | 7.9 | 7.2 | 7.5 | 10.2 | 11.0 | 12.4 | 7.1 |
| | 女性 | 9.0 | 10.5 | 10.9 | 15.7 | 17.9 | 16.4 | 9.0 |
| | 差 | 2.1 | 3.3 | 3.4 | 5.5 | 6.9 | 4.0 | 1.9 |
| 自治体中心部以外の地域（農村部） | 男性 | 2.5 | 2.5 | 2.8 | 6.1 | 8.9 | 12.1 | 4.6 |
| | 女性 | 6.8 | 11.2 | 11.4 | 15.8 | 24.9 | 31.0 | 11.5 |
| | 差 | 4.3 | 8.7 | 8.6 | 9.7 | 16.0 | 18.9 | 6.9 |

出典：DANE. Boletín de Prensa, “Género,” Nov. 21, 2012, pp.8-9 より作成

労働時間：2011 年の就業人口の週当たり労働時間を見ると、全国では男性 49 時間/週：女性 40 時間/週、13 大都市圏では男性 51 時間/週、女性 43 時間/週と男性の方が労働時間が長い結果となっている。しかしこれを「賃金労働時間」と「非賃金労働時間」を合算した「労働負担」でみると、男性は 57 時間/週であるのに対し、女性は 67 時間/週となり、女性の労働負担が長い結果となる⁹⁹。

賃金収入：男女別の過去の賃金水準の推移を時給換算で見てみると、常に男性が女性を上回り、その傾向は都市部にて特に強まることが理解される。表 3-19 で見ると、全国では 2011 年では 100 コロンビア・ペソ/時（約 0.05 米ドル/時、1 米ドル = 1,900 コロンビア・ペソ）の男女差であるが、自治体中心部（都市部）ではこれが 700 コロンビア・ペソ/時（同 0.37 米ドル）と大きく拡大している。

表 3-19：時給で見る男女賃金格差（2011年、1,000 コロンビア・ペソ）

| | | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|
| 全国 | 男性 | 3.8 | 3.8 | 3.9 | 4.2 | 4.4 |
| | 女性 | 3.7 | 3.8 | 3.9 | 4.0 | 4.3 |
| | 差 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.1 |
| 自治体中心部（都市部） | 男性 | 5.1 | 5.2 | 5.1 | 5.7 | 5.8 |
| | 女性 | 4.4 | 4.5 | 4.6 | 4.8 | 5.1 |
| | 差 | 1.1 | 0.7 | 0.5 | 0.9 | 0.7 |

出典：DANE. Boletín de Prensa, “Género,” Nov. 21, 2012, p.11 より作成

⁹⁹ DANE. Boletín de Prensa, “Género,” Nov. 21, 2012, p.10.

4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況及びジェンダー主流化に向けた教訓

本ジェンダー情報整備調査でコロンビアにおけるJICA事業をレビューする目的は、プロジェクトの計画段階や実施段階におけるジェンダー主流化についての教訓を引き出し、今後のJICA事業がよりジェンダーの視点に立った事業となるよう、それらの教訓を活用することである。

今回のレビューでは、対コロンビア事業展開計画の「重点分野1（中目標）：均衡のとれた経済成長」の開発課題1-1（小目標）：地域のエンパワーメントの促進のもと、ジェンダー主流化の視点が適切に組み込まれたと思料される実施終了及び実施予定の以下の表4-1に示すプログラム及びプロジェクトを対象とした¹⁰⁰。

| 表4-1：本調査における対象プロジェクト | | |
|----------------------|---------------------------------------|--|
| JICAの重点分野 | 協力プログラム | プロジェクト |
| 地域のエンパワーメント促進 | 紛争の被害者・共生和解支援プログラム（終了） ¹⁰¹ | 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーションプロジェクト（2008.8-2012.8） |
| | | 投降兵士家族及び受入コミュニティーのための起業・就業支援プロジェクト (実施：2008.2-2011.2、フォローアップ：2011.6-2012.3) |
| | 地域開発プログラム（現在実施中） | 一村一品運動：OVOP（2009.10-2012.2） 一村一品運動：OVOP コロンビア推進プロジェクト (今後4年間予定) 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト（今後5年間予定） |

4.1 協力プログラムにおける女性の現状・役割の適切な認識

「紛争の被害者・共生和解支援プログラム（2008-2013）」ではその目標として「紛争の被害者である国内避難民、地雷被災者などの経済的・社会的再統合並びに被害者と加害者、受入コミュニティーの共生・和解を支援する」と設定した。ここで重要な点は直接の支援対象者となる地雷被災者や投降兵士等だけではなく、彼らを受け入れることとなる家族及びコミュニティーを視野に入れ、プロジェクト終了後の援助効果の地域レベルでの持続性確保に意を用いて支援を計画している点である。

同プログラム下、プロジェクトの形成段階における問題分析では、各プロジェクトの直接のターゲットグループ（地雷被災者や投降兵士）としての女性の状況、それを取巻く医療行政や医療現場での支援側のジェンダー主流化の状況（女性専門家の参加度や活動状況等）を把握¹⁰²する一方で、逆に受入側となる家族及びコミュニティー側において少なからず経済的主導権を持ち、家族の主要構成員として、時には家族の代表（世帯主）としても存在

¹⁰⁰ JICA 対コロンビア共和国事業展開計画（2013年3月現在）より。

¹⁰¹ 2008-2013年には援助重点分野「平和の構築」の下に2つの開発課題①「紛争の結果生じる社会的・経済的问题への対応」と②「紛争の構造的要因の低減」を定め、前者①への協力として「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を実施した。

¹⁰² 「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーションプロジェクト」専門家聞き取り。（2013年10月17日）

する女性の役割が特に重要であることを認識した。ここでは家族・コミュニティの構成員として「男女の両方が意思決定過程（この場合は紛争被害者の社会復帰支援というプロセス）に参加できるようにする」というジェンダー主流化のコンセプトを意識している。特に「**投降兵士家族及び受入コミュニティーのための起業・就業支援プロジェクト**」においては、投降兵士を受け入れる側の家庭・コミュニティにおいて、女性の経済活動、そしてその生産能力が世帯生計向上の取り組みの中で大きな役割を担うことに焦点を当てており、これはプロジェクトを通じて女性の役割・参加に大きな重点を当てる手法に繋がった。

またこの女性の潜在能力を国内紛争の被害者支援に積極的に活用する流れは、今後実施予定のプロジェクトにも引き継がれている。「**一村一品運動：OVOP コロンビア推進プロジェクト**（以下、「OVOP コロンビア」）」では、「全 12 イニシアチブ¹⁰³の大半において女性がリーダーの中に含まれていること」、「政府・イニシアチブ・民間機関等との会合への女性の参加は一定数あり、女性からの積極的な発言もなされていること」、「イニシアチブごとの直接裨益者でみると全体の 25%から 90%が女性となっており、イニシティブによっては女性の存在が非常に大きいと認識されていること」を踏まえ、特にイニシアチブの活動が生産活動のみならず、コミュニティー全体を巻き込んだ地域活動（地域清掃や青少年団体の組織化）にまで発展する拡がりを見せているものに関しては、このようなジェンダー視点から優良な事例を深く検証し、地域開発モデルの一つの要素として“コミュニティー女性の活動支援を通じた社会包摂・地域統合の促進”的可能性について検討するとしている¹⁰⁴。

4.2 適切な案件形成に資するジェンダー統計/調査の活用

「**OVOP コロンビア**」では、更に上記のような活動を通じて、コミュニティー女性のエンパワーメントが図られることが期待されることから、プロジェクト開始段階のベースライン調査の実施にあたっては、OVOP の全 12 イニシアチブ毎のジェンダー状況についても詳細に確認した上で、これを適切に反映し女性の経済活動の潜在能力を効果的に引き出す仕組み・活動を検討するとしている。このように「ジェンダー統計/調査」のプロジェクトへの積極的な導入を通じ、ベースライン調査時点で女性の適切な状況把握と、それに基づく女性支援に必要な活動を適切かつ柔軟に組み込むことを想定し、案件実施中の指標モニタリングを通じた裨益女性へのインパクト測定などを実施することを想定している。

これはジェンダー主流化を国家政策の全てに組み込んでいるコロンビア政府が、ACPEM の OAG を通じたジェンダー統計の整備を進めていることを念頭に置き¹⁰⁵、JICA プロジェク

¹⁰³ OVOP では「地域資源を活かした付加価値活動」のことを「イニシアチブ」と称している。

JICA (2013) 「OVOP 詳細計画策定調査報告書（案）」P.1

¹⁰⁴ 同上, p.21.

¹⁰⁵ 現在実施中の技術協力プロジェクト「土地返還に関する公共政策推進のための情報通信技術支援プロジェクト（2012-15）」により支援されたシステムを活用して、「コ」国 CP 機関 URT は土地返還に係る統計整備の精度・安全性の向上を図っているが、これは土地返還へ反対・妨害する勢力から土地返還申請者の保護の意味も有している。申請者の約 4 割が女性であり、ここで蓄積された統計は 2014 年以降 OAG に提供されることとなっており（「土地返還ユニット」関係者談：2103 年 11 月 13 日）、間接的にジェンダー統計の充実と女性支援事業へ資する結果ともなっている。

トに関するジェンダー関連統計情報の共有や発信をも考慮したものである。また JICA コロンビア支所では JICA 事業を通じたジェンダー主流化の取り組みへ理解をドナーグループの各作業部会（JICA 事業に関連する「ジェンダー部会」を含む 4 作業部会）への参加を通じても発信していくことを志向している。

4.3 ジェンダー公正を意識した支援と女性の積極的参加によるインパクト・波及効果

「ジェンダー公正」は「ジェンダーに関するすべての問題に公平性または公正性を適用させること」を意味し、また「男女双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用できることが必要であり、そうなっていない場合には、女性のための特別措置がまず必要である」ことを意味する¹⁰⁶。このため「一村一品運動：OVOP」では、現 PND 2010-2014 の中に地域開発の考え方/ツールとして OVOP が導入・明記される中で、研修事業（国別・地域別）を実施し、そこではその概念・技術・ツールを学ぶ中に「女性生産者グループ活動」を取り入れた。また前述の「投降兵士家族及び受入コミュニティーのための起業・就業支援プロジェクト」では、青年協力隊派遣先である NGO (HAMECUMA) が行う女性研修等、ジェンダー公正を意識した活動を実施している。

特に後者の「投降兵士家族及び受入コミュニティーのための起業・就業支援プロジェクト」では、投降兵士家族が多く暮らすボゴタを活動実施サイトとし、男女双方の参画を意識して活動が進められたが、この「家族全体の社会復帰」を目指すアプローチが、世帯生計向上の取り組みで女性が大きな役割を担うことができるとの検証（受益者の 63% は女性、ACR¹⁰⁷聞き取り：2013 年）に繋がったことや、世帯生計の安定は投降兵士本人の武装集団への再武装防止に効果があることが明らかとなった¹⁰⁸。

結果として、起業・就労を果たした裨益者家族においては、前述の生計向上に加え、「子どもの養育環境の向上」、「貯蓄の開始」、「研修受講により就労の可能性や将来の目標が生まれたこと」、「投降兵士家族の心理的・情緒的安定を生んだこと」、「投降兵士家族と他市民が同じ研修に受講する体験を通じて、地域民の投降兵士家族に対する偏見が低減されたこと」、「地域からの孤立が緩和されたこと」、「投降兵士家族の家族構成員の絆が深まったこと」、「投降兵士家族の自律性や自尊心・自信の高まったこと」など、生活の安定と共生に繋がる変化が得られたとされている¹⁰⁹。そしてこれらは投降兵士自身だけではなく、家族・コミュニティーの構成員としての女性に対し、直接・間接的にその生活環境改善と地位の改善につながるものとなつたと判断される。

¹⁰⁶ JICA (2009) 課題別指針 「ジェンダーと開発」 公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース

¹⁰⁷ Agencia Colombiana para la Reintegración (コロンビア再統合庁)

¹⁰⁸ JICA (2013) 「コロンビア共和国：平和構築分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）」 中南米部 pp.51-52.

¹⁰⁹ 同上。

5. コロンビア国におけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

5.1 進展中のジェンダー政策への留意

現サントス政権成立（2010）後、コロンビア政府は PND 2010-2014 におけるジェンダーの公約を適切に遵守し、国民参加型の政策策定姿勢を貫き、約 2 年間の間に国内の数多くの女性組織・支援団体の意見を粘り強く調整した上で、「国家ジェンダー指針（2012 年成立）」とその「行動計画 2013-2016（2013 年成立）」を策定した。各関係省庁への聞き取りからも各省庁内のジェンダー担当部署の設置・人員配置・予算配布の進展状況が確認され、高い意識の下で公約達成に向け行動計画の実施に注力している点が理解され、その努力は特筆されるべきである。

他方、「行動計画 2013-2016」は 6 課題約 200 の項目を 50 以上の関係省庁・部局・外郭団体が参加してセクター横断的に実施するものである。その実施に際しては調整機関（Comisión Interagencial）の設置と複数年度に渡る予算計画(2013-2016)の作成を伴っているとはいえ、ナショナル・マシナリーである ACPEM も認識しているように関係機関の調整は容易ではないことが思料される。このためドナーとしてはコロンビア側の調整努力を支援する観点から、各開発課題における支援実施の際にはこうしたコロンビア政府のジェンダー主流化への仕組み・試みを理解し、JICA 事業と関連する場合にはこれに適切にアラインする必要があると思われる。これは必ずしも従来からの支援活動内容について大きな活動や投入の変更を伴うものである必要はなく、これまでジェンダーに関しプロジェクト実施段階で意識されていなかった部分/当然のように行われていた部分を「より目に見える形（計画化・文章化）でジェンダー主流化を意識的に行い」、そして「プロジェクト実施による女性へ影響について配慮し」、必要な部分で関係者間の調整を行うことを求めるものである。

5.2 女性ターゲットの適切な把握とジェンダー統計/調査の適切な活用

コロンビア政府は「ソーシャル・インクルージョン」のコンセプトの下、開発支援においては多様なニーズや視点に対応する配慮（atención diferencial）の方針を取っている。こうした政策的背景の下、同国における大きな経済格差/地方格差と多様な社会グループの存在は、開発支援に際しターゲットグループの状況の適切な把握を必要とする。このためプロジェクト実施に際しては直接・間接的に支援対象となる女性層の状況をベースライン調査にて適切に把握し、当該グループへの影響を案件の中で適切にモニタリングしていく必要があろう。

ジェンダーに関してコロンビアでは ACPEM が国内関係機関との協力の下、国家レベルでジェンダー統計の整備と情報発信に注力しており、これを活用することは女性の開発ニーズの把握や支援対象地域における女性の置かれた状況などを理解するには非常に有効である。また、プロジェクトレベルでの女性に対する案件実施のインパクト測定とその発信・

フィードバックの観点からも、情報提供などを通じ上記国家ジェンダー統計整備を側面支援することは可能であると思料される。

5.3 中央と地方のジェンダー主流化における極端なギャップの存在

コロンビアにおいては男性を上回るレベルでの女性の高学歴化・社会進出を背景に、都市部、中央官庁レベルや専門技術職層における女性の割合は非常に高く、彼女らの高い社会的地位、積極的な活動や発言は至極当然のことと受け止められる社会がある一方で、地方部特に農村部やコミュニティレベルでは依然男性優位的な風潮が強い傾向があり、またこのギャップがコロンビアでは非常に大きいことが特徴である。同国の社会開発に関する省庁の職員はこのギャップをコロンビアにおける地方開発において当然の課題として理解した上で事業の実施に心がけているが、援助関係者が首都ボゴタなど都市部の状況や関係省庁のジェンダー意識の高さを見慣れてしまうと、地方の現場でその大きなギャップ、ジェンダーに関する意識・ニーズの違い等に直面することとなる可能性が高い。コロンビア政府も地方レベルでのジェンダー意識改革は大きな課題と位置付けており、関係者への啓蒙を実施しているところであるが、地方部でのプロジェクト形成・実施に際してはジェンダー主流化を促進するための仕組みについてとりわけ留意する必要があると思われる。

5.4 「ソーシャル・インクルージョン」と「多様なニーズや視点に対応する配慮」との調和

先に述べた開発の恩恵が一部の地域・グループに偏ることなく、社会的な弱者を含めた様々な社会グループや地域住民全体が参加し恩恵を受ける「ソーシャル・インクルージョン」の思想は、コロンビア政府の開発政策の根幹であり、またそのためには「多様なニーズや視点に対応する配慮」を通じた活動を行うことは必須である。ジェンダー主流化だけに限ることではないが、ここで重要なのはこれまでの JICA コロンビアのプロジェクト経験が示すように、直接ターゲットである裨益者だけでなくより広く住民（家族・コミュニティ）の参加や社会的弱者の巻き込みに留意したプロジェクトの構築を常に意識していくことであろう。この点からすれば、たとえ女性支援が目的とした場合でも、男性の関与や参加が薄く女性だけを対象としたプロジェクトや活動はありえない。またたとえ活動がうまく行ったとしても、家庭で理解されなかつたり地域から孤立したり住民からの支持、とりわけ男性優位主義が根強い地方部では男性からの理解を失つてしまったりするようであれば、地方開発のモデルどころか女性支援の持続性も失われるであろう。

上記アプローチは、ジェンダー国家政策及び行動計画の策定という「上流」での成果達成後、その実施促進という「下流」への波及に努力しているコロンビア側に対し、大きな示唆を与えるものである。こうした参加の裾野拡大においては、特に参加者のジェンダーや先住民など少数弱者の参加や運動への理解によりきめ細かい配慮を払った上で、活動が地域住民全体に広く理解・支持され、できる限り多くの住民に直接・間接の利益をもたらすように実施される必要がある。より広い住民の支持を得るためにには、地域の自然環境や価

値観、伝統的な文化や社会への配慮も必要になる。

5.5 これまでの経験を踏まえた多様な開発ツールの組み合わせによる相乗効果

前述の「ソーシャル・インクルージョン」と「多様なニーズや視点に対応する配慮」はコロンビア政府関係者も明確に意識しているように多くの時間、調整、投入を伴うものであり、息の長い継続的な支援と柔軟な対応が求められるものである。これは単年度で終了する短期・単発プロジェクトの実施や複数プロジェクト/支援形態の実施による相乗効果を伴わないプロジェクトアプローチでは対応が困難な課題であり、ここでは JICA が 5か年計画で実施するプログラムアプローチの下、技術協力プロジェクト、協力隊派遣、本邦・第三国研修事業等多彩なツールを組み合わせて住民・地域一体となったアプローチを志向してきた JICA の優位性が示される。

また我が国日本国大使館も「草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根資金協力」）」によりコロンビアにおいて幼稚教育施設、学校、コミュニティセンターの建設など地域社会開発支援を通じた女性の生活環境改善と社会進出の側面支援をこれまで行ってきた。1992 年以降我が国公館に配置を開始しその後拡大を行ってきたジェンダー担当官の職務を、最近は「ODA ジェンダー担当官について（2013 年 8 月）」の通知¹¹⁰を契機として ODA 関係者の更なる意識の向上を進め、近年コロンビア政府がジェンダー政策に注力していることに鑑み、JICA の各国事務所・支所に配置されているジェンダー担当者との協力の下、経済協力における更なるジェンダー主流化を進めている。そこでは国内避難民支援の観点も踏まえ、コロンビアのジェンダーにおける最も重要な課題の一つとされている女性の暴力被害の予防と救済を支援するため、暴力被害を受けた被害者の支援センターの設置なども検討している。こうした草の根資金協力による支援は、経済水準向上により無償資金協力対象国を卒業したコロンビアにおいても地域のエンパワーメントにおける草の根レベルのニーズに対応できる重要なツールであり、前述の家族・コミュニティを巻き込んだ JICA の開発支援アプローチとの相乗効果が十分に期待できるものである。

¹¹⁰ 外務省国際協力局地球規模課題総括課（2013 年 8 月）「ODA ジェンダー担当官について」

6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連援助事業

| プログラム/プロジェクト | 実施機関 | ドナー機関 | 支援分野 |
|---------------------------------|-------------------------------------|----------------------|---|
| 平和構築/人権 ジェンダーの暴力に対する 16 日活動 | ACPEM | ACNUR | LGBTI の人権保護の促進。 |
| 女性に対する非暴力国際デー | El Tiempo (国内新聞社) コロンビアサッカー協会 | UN Women | 女性に対する暴力反対キャンペーン。 |
| キャンペーン「女性に対する暴力に終止符を打つために団結しよう」 | コロンビア政府 | UN Women | 女性に対する暴力反対キャンペーン。 |
| 技術支援 | 土地返還ユニット | UN Women | 土地返還プロセスにおけるジェンダーの視点の導入支援。 |
| キャンペーン「黙っている時ではない」 | 政府、地方自治体、ドナー、NGO 等 | El Tiempo (国内新聞社) | 女性に対する暴力反対キャンペーン。 |
| 暴力予防のための女性の権利強化 | 社会繁栄庁 (DPS) | GIZ | 国内紛争で国内避難を要求された女性の参加促進と女性の人権に対する暴力の予防。 |
| 被害者のための制度強化プログラム (PFIIV) | | OIM/USAID | 「被害者法」の適切かつ効果的な施行のための制度構築に向けた技術支援。 |
| 人身売買対策統合プログラム | 内務省、地方政府 | OIM/IDB 他 | 予防、被害者支援、制度強化を通じた人身売買への対策。 |
| 3か年ワークプラン 2012-2014 | 土地返還ユニット/DPS 等 | UNHCR | 暴力と収奪からの安全として性とジェンダーに基づく暴力を減少させ、その対応の質を改善することを目的の一つとしている。 |
| ジェンダー改善プロジェクト | 心のサッカー基金 | WB | スポーツ活動を通じた教育によるジェンダー啓蒙活動。 |
| 雇用及び経済活動 | | | |
| 労働の平等プログラム/労働の平等の認証 “EQUIPARES” | 労働省/ACPEM | UNDP | 男女平等の労働条件への改善を目的とした民間企業認証制度の構築。 |
| コロンビアにおける女性小規模企業家の財政インクルージョン | コロンビア政府 | IDB | 新信用供与メカニズム等を通じた女性の小規模事業家への支援による女性の生活改善。 |

7. ジェンダー関連の情報源

7.1 関連機関/組織・人材

現在コロンビアには数多くの女性支援団体が存在している。コロンビア政府の政策では、ソーシャル・インクルージョンの観点から多様な女性層の意見を彼女たちの参加を通じて幅広く取り込むことを意図している。他方、過去のコロンビア政府の行動・対応に対し心を開ざし対話や関係回復に応じていない（女性）団体・組織が存在することも事実¹¹¹であり、コロンビア政府はこうした組織に対しても継続的に対話を呼びかけている状況にある。

ACPEM ではその女性支援活動において関係を有する国内外の組織・団体をリストアップし、ウェブサイト上に **Asociaciones de Mujeres** として掲載し、これは 2013 年 11 月時点では国内約 140 団体及び国外約 10 団体（米、独、伊、スウェーデン）に達している¹¹²。また「**2.5 民間組織による活動**」にて記載したように、こうしたコロンビア国内にはこうした女性支援活動を実施する組織・団体を統括するネットワークが多数存在しており、ACPEM はこれを **Organizaciones de Mujeres** としてウェブサイト上に掲載している（2013 年 11 月時点で 12 団体）¹¹³。

7.2 主な関連資料及び文献リスト

| 書名 | 著者 | 出版社/ 情報源 | 出版年 |
|---|------------|-------------|------|
| 統計など基礎情報 | | | |
| 財政的貧困と収入の不平等：最近の結果分析 2010-2012 <i>Pobreza monetaria y desigualdad del ingreso: Análisis de los resultados recientes 2010-2012</i> | DNP | DNP | 2013 |
| コロンビアの財政的多元的貧困 2012 <i>Pobreza monetaria y Multidimensional en Colombia 2012</i> | DANE | DANE | 2013 |
| 生活の質にかかる全国統計 2012 <i>Encuesta Nacional de Calidad de Vida 2012</i> | DANE | DANE | 2013 |
| 人口動態と保健にかかる全国統計 2010 <i>Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2010</i> | Profamilia | Profamilia | 2013 |
| ジェンダー・定期報告 2011 <i>Boletín de Prensa Género 2011</i> | DANE | DANE | 2012 |
| ジェンダーの視点によるフォローアップと国民指標 <i>Seguimiento a Indicadores Poblaciones con Enfoque de Género</i> | ACPEM | ACPEM | 2011 |
| コロンビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み | | | |
| 国内紛争による女性被害者の権利にかかる危機の予防、保護及び保証のための政策指針 2013年COMPES 3784 <i>Lineamientos de Política Pública para la prevención de riesgos, la protección y garantía de los derechos de las mujeres víctimas del conflicto armado, CONPES 3784 de 2013</i> | CONPES | CONPES | 2013 |
| 女性のためのジェンダー平等：COMPES 161及び別添、ジェ | CONPES | CONPES | 2013 |

¹¹¹ URT 聞取りより。（2013 年 11 月 13 日）

¹¹² ACPEM ウェブサイト、<http://historico.equidadmujer.gov.co/Consejeria/Paginas/Asociaciones-Mujeres.aspx> (2013年12月 10 日アクセス)

¹¹³ ACPEM ウェブサイト、<http://www.equidadmujer.gov.co/Consejeria/Paginas/Organizaciones-Mujeres.aspx> (2013 年 12 月 10 日アクセス)

| | | | |
|--|------------------------|------------------------|------|
| ンダー平等の国家政策と行動計画 2013-2016 Equidad de Género para las Mujeres, Documento CONPES Social 161 y sus anexos: la Política Pública Nacional de Equidad de Género y precisa el plan de acción indicativo para el período 2013-2016 | | | |
| 女性のためのジェンダー平等国家政策に係る指針及び女性の暴力からの解放を保証するための統合的政策指針2012-2022 Lineamientos de la Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres y del Plan Integral para Garantizar Una Vida Libre de Violencias 2012-2022 | ACPEM | ACPEM | 2012 |
| 少女の妊娠予防と6から19歳の少年少女・青少年少女向け生活プロジェクトの促進のための戦略開発指針 COMPES 147 Lineamientos para el Desarrollo de Una Estrategia para la Prevención del Embarazo en la Adolescencia y la promoción de Proyectos de Vida para los Niños, Niñas, Adolescentes y Jóvenes en Edades entre 6 y 19 AÑOS, Documento CONPES Social 147 | CONPES | CONPES | 2012 |
| 国家開発計画2010-2014 : 全国民のための繁栄 Plan Nacional de Desarrollo 2010-2014: Prosperidad para todos | DNP | DNP | 2010 |
| ビジョン・コロンビア 200 (2019) Visión Colombia II Centenario:2019 | DNP | DNP | 2005 |
| 保健 | | | |
| 国家保健 10 年計画 : コロンビアにおける保健 2012-2021 Plan Decenal de Salud Pública: la salud en Colombia 2012-2021 | 保健・社会 保障省 | 保健・社会保 障省 | 2012 |
| セクター戦略計画 - 保健・社会保障セクター2012-2014 Plan Estratégico Sectorial - Sector Salud y Protección Social 2012-2014 | 保健・社会 保障省 | 保健・社会保 障省 | 2012 |
| 農業・農村復興 | | | |
| 土地返還ユニット戦略計画 2013-2014 Plan Estratégico de Unidad Administrativa Especial de Gestión de Restitución de Tierras Despojadas (URT) 2013-14 | 農業・農村 開発省 (MADR) | 農業・農村開 発省 (MADR) | 2013 |
| 労働・雇用 | | | |
| ジェンダーの多様な視点に基づく労働の平等にかかる国家プログラム Programa Nacional de Equidad Laboral con Enfoque Diferencial de Género | 労働省 | 労働省 | 2011 |

8. 用語・指標解説

| | |
|------------------------|--|
| アクセスとコントロール | アクセスは、土地、労働、資金といった経済活動を行ううえでの資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは、資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。 |
| 機能的識字 | ある集団や地域社会が効果的に機能し発展するために、そしてそこにすむ自分自身が向上するために必要とされる（読み・書き・計算などの）能力のこと。 |
| エンパワーメント | 個々人が問題を自覚し、自己決定権、経済的・社会的・法的・政治的な力をつけ（能力を發揮し）ていくこと。そのような個人の連帯が人々による社会変革を実現していくという意味を持つ。 |
| 経口補水療法使用率 | 下痢症により引き起こされる脱水に対して、口から補液を行う療法の利用率 |
| 経済活動人口 | 労働力とも表現され、労働年齢で仕事をしているもしくは探している人を意味する。 |
| 合計特殊出生率 | 15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値と考えることができる。 |
| 5歳未満児死亡率 | 出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。 |
| サテライト・アカウント | GDPなどの国民経済計算だけでは十分把握できない経済活動に関して、国民経済計算を補完する目的で、その概念に準拠して作成される諸統計（例：環境、観光、無報酬家事労働等） |
| 就業人口 | 当該期間に下記の条件に相当する人口を意味する： 1. 当該期間に少なくとも週1時間の報酬を伴う労働を実施した。2. 当該期間に労働を行わなかつたが、仕事は有していた。3. 報酬を受け取っていないが、当該期間に少なくとも週1時間は仕事を行った。 |
| ジェンダー | 生物学的な性別（sex）ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。 |
| ジェンダーエンパワーメント測定 | 市場経済と政治の領域に女性がどれほど参画できているかを測るもの。国会議席における女性占有率、管理職と専門職、技術職における女性の割合、男女の推定勤労所得の変数から算出される。 |
| ジェンダー開発指数 | 人間開発指数と同様の3つの指標（出生時平均余命、成人識字率と総就学率、一人当たり国内総生産: GDP）に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整した指標。 |
| ジェンダー公正 | ジェンダーに関するすべての問題に公平性または公正性を適用させること。数の上の絶対平等を主張することが公平であるとは限らない。男女の機会の平等を達成するには、双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用できることが必要であり、そうなっていない場合には、女性のための特別措置がまず必要である。 |
| ジェンダー主流化 | ジェンダーの視点を開発の過程に組み入れること。①ジェンダー平等の視点をすべての政策・事業に組み込んでいくこと、②すべての開発課題において、男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすることの二つの側面がある。 |
| ジェンダー不平等指数 | UNDPは、『人間開発報告書2010』において、1995年以来毎年公表してきたジェンダー開発指数及びジェンダーエンパワーメント測定を廃止し、代わって、「ジェンダー不平等指数（GII）」を発表した。GIIは、リプロダクティブ・ヘルス（妊娠婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員に占める女性の割合、中等教育以上の教育を受けた人の男女別の割合）労働市場への参加（男女別労働率）の面におけるジェンダー間の不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。値は、0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字であらわされる。 |
| ジェンダー平等 | OECD開発援助委員会（DAC）の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになるこ |

| | |
|-------------------------|--|
| | とをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といつても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考え方である。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である。」 |
| ジェンダー平等指數 | 教育分野における男子就学者に対する女子就学者の割合。数値が1の場合に、男女間の平等が達成されているとみる。 |
| ジェンダー分析 | 男女の役割やニーズの違いを明らかにすることを目的として、ある社会の男女の状況、役割分担及びその実施状況、相互関係などをあくするため行う分析。 |
| 純就学率 | 「年齢にふさわしい学年 在学している学齢人口」と「学齢全人口」の比 |
| ジニ指數 | ジニ係数をパーセント表示した数値がジニ指數。ジニ係数は、ある国や地域の所得（または消費）の平等・不平等度を示す指標。完全に平等な社会では0になり、完全に不平等な社会では1になる。ジニ指數では、完全に不平等な社会を100で表す。一般に、ジニ係数が0.4（ジニ指數が40）を越えると、厳しい格差があり、社会を不安定にする要素があると判断される。 |
| 総就学率 | 「学年にかかわらず在学している学齢人口」と「学齢全人口」の比 |
| ナショナル・マシナリー | 女性の地位向上のために総合的な施策を進めるための国内機構（本部）。 |
| 乳児死亡率 | 出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。 |
| 妊娠婦死亡率 | 年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万人に対する死亡数で表す。 |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ | 人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービス入手することが含まれる。 |
| 労働年齢人口（PET） | 都市部の12歳以上の人口と地方部10歳以上の人口の合計 |
| 労働参加率 | 経済活動人口（PEA）を労働年齢人口（PET）で割った値。働く意思や能力のない病弱者、学生、専業主婦は非労働力人口とされる。 |

【用語・指標解説の参照文献】

- DANE (2013) 「性別でみた労働市場の特徴」 2013年7-9月期
 JICA (2009) 「課題別指針 ジェンダーと開発」
 JICA (2011) 「課題別指針母子保健」
 JICA (2005) 「課題別指針 ノンフォーマル教育」
 JICA (2006) 「課題別指針 基礎教育」
 JICA, http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200803_aid02_03.pdf
 OECD (2001). “Glossary of Statistical Terms,” <http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=2385>
 UNDP (2011) 「人間開発報告書2010」
 UNESCO (2012). “World Atlas of Gender Equality in Education.”
 ILO website, http://www.ilo.org/empelm/what/WCMS_114240/lang--en/index.htm
 田中由美子、大沢真理、伊藤るり (2002) 「開発とジェンダー」、国際協力出版会
 IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語検索サイト、<http://www.joicfp.or.jp/ippf/index.php>

9. 参考文献

報告書

ACPEM (2011). “*Los derechos de las mujeres en la jurisprudencia de la Corte Constitucional colombiana 2005 – 2009, Alta Consejería Presidencial Para la Equidad de la Mujer.*”
<http://www.equidadmujer.gov.co/oag/Documents/DERECHOS-MUJERES.pdf>

ACPEM (2011). “*VII y VIII Informe Combinado de Colombia al Comité de las Naciones Unidas para la Eliminación de la Discriminación contra la Mujer, Alta Consejería Presidencial Para la Equidad de la Mujer.*”
<http://historico.derechoshumanos.gov.co/Observatorio/Publicaciones/Documents/1311-12-Informe-CEDAW-mujer.pdf>

ACPEM (2012). “*Lineamiento de Política Pública Nacional de Equidad de Género para las Mujeres y del Plan Integral para Garantizar Una Vida Libre de Violencias, Alta Consejería Presidencial Para la Equidad de la Mujer.*”
<http://www.equidadmujer.gov.co/Documents/Lineamientos-politica-publica-equidad-de-genero.pdf>

ACPEM (2013). “*Encuentro de Investigaciones en Asuntos de Mujer y Género: Memorias del Primer Encuentro Internacional y Segundo Nacional, Octubre 24 y 25, Bogotá, Colombia.*”

AECID (2008). “*Buenas Prácticas: Experiencias Locales en Políticas Públicas para las Mujeres y la Equidad de Género, programa de apoyo a la construcción de políticas públicas con equidad de género en Colombia.*”
http://www.aecid.org.co/recursos_user/otros/buenaspracticas1.pdf

AECID (2011). “*Las Mujeres, los Gobiernos Locales y la Cooperación Española en Colombia.*”
http://www.academia.edu/6681030/Las_Mujeres_los_gobiernos_locales_y_la_Cooperaci%C3%B3n_Espa%C3%91ola_en_Colombia

AECID (2011). “*Una Ciudad al Alcance de las Mujeres; Herramientas para incorporar el Género en el Ordenamiento Territorial, el Caso de Bogotá.*”
<https://undiaunaarquitecta.files.wordpress.com/2015/07/una-ciudad-al-alcance-de-las-mujeres.pdf>

Departamento Administrativo de la Función Pública (2012). “*Informe sobre la Participación Femenina en el Desempeño de Cargos Directivos de la Administración Pública Año 2012.*”
http://portal.dafp.gov.co/pls/portal/formularios.retrieve_publicaciones?no=1584

FAO (2011) 「世界食糧白書 2010-2011 年報告」 “*The State of Food and Agriculture.*”
http://www.jaicaf.or.jp/faostat/publication/shoseki_2012_1.pdf

Gobierno de Colombia (2013). “*Informe anual del Presidente de la República sobre los avances en la ejecución y cumplimiento de la ley 1448.*”

IDEA (2008). “*Del Dicho al Hecho: Manual de Buenas Prácticas para la participación de Mujeres en los partidos Políticos Latinoamericanos.*”
http://www.idea.int/publications/from_rhetoric_to_practice/upload/IDEA-Internacional-Del-dicho-al-hecho.pdf

INS/ONS (2011). “*Primer Informe ONS: Aspectos relacionados con la frecuencia de uso de los servicios de salud, mortalidad y discapacidad en Colombia 2011,*” Instituto nacional de Salud, Ministerio de Salud y Protección Social.

INS (2013). “Boletín Epidemiológico.”

<http://www.ins.gov.co/boletin-epidemiologico/Paginas/default.aspx>

Ministerio de Salud y Protección Social (2012). “Resumen de Situación de la Epidemia por VIH-SIDA en Colombia 1983 a 2011.”

https://www.minsalud.gov.co/salud/Documents/observatorio_vih/documentos/monitoreo_evaluacion/1_vigilancia_salud_publica/a_situacion_epidemiologica/RESUMEN%20EPIDEMIA%20VIIH%20FINAL%202021%20mayo_2012.pdf

JICA/Colserver Network (2005). “Final Report Colombia: Country Gender Profile.”

http://www.jica.go.jp/english/our_work/thematic_issues/gender/background/pdf/e05col.pdf

UARIV (2011). “Mujeres en la Ley de Victimas y Restitución de Tierras: Ley 1448 de 2011, Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Victimas.”

UNDP Colombia (2011). “Buenas Prácticas para la Promoción de la Transparencia a Nivel Local.”

<http://www.bivica.org/upload/transparencia-local.pdf>

UNDP (2011). “Mujeres rurales Gestoras de esperanza, Cuaderno del Informe de Desarrollo Humano.”

<http://ja.scribd.com/doc/74915545/Mujeres-rurales-Cuaderno-del-Informe-de-Desarrollo-Humano-Colombia-2011>

UNDP (2013). “Ranking de Igualdad de Mujeres y Hombres en los Partidos Políticos.”

http://iknowpolitics.org/sites/default/files/cartilla_ranking.pdf

UNGRD (2013). “GUÍA PARA FORMACIÓN COMUNITARIA en Gestión del Riesgo de Desastres.”

<http://cedir.gestiondelriesgo.gov.co/dvd/archivospdf/Guia-para-formacion-comunitaria-grd.pdf>

Ministerio de Salud (2013). “Manual de Sistema de Gestión en Igualdad de género.”

Mesa de Género de la Cooperación Internacional en Colombia (2013). “Mujeres en la política: Estrategias de trabajo conjunto.”

http://www.co.undp.org/content/colombia/es/home/library/womens_empowerment/mujeres-en-la-politica--estrategias-de-trabajo-conjunto.html

Sergio Ocampo Madrid (2011). “Manual de Reportaría Política con enfoque de género,” segunda edición, Comisión para la Inclusión y Representación Política de las Mujeres/ Mesa de Género de la Cooperación Internacional en Colombia.

WB/Maximillian Ashwill, Morten Blomqvist, Silvia Salinas and Kira Ugaz-Simonsen (2011).

“Gender Dynamics and Climate Change in Rural Bolivia.”

http://siteresources.worldbank.org/EXTSOCIALDEVELOPMENT/Resources/244362-1232059926563/5747581-1239131985528/5999762-1321989469080/Bolivia_Study_Gender_CC_English.pdf

JICA (2007) 「ジェンダーと開発に関する潮流と取り組み」企画・調整部ジェンダー平等推進チーム

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/dd6279c9d0dfc907492572ad0007e55a/\\$FILE/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%BD%AE%E6%B5%81%E3%81%A8%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/dd6279c9d0dfc907492572ad0007e55a/$FILE/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%BD%AE%E6%B5%81%E3%81%A8%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf)

JICA (2009) 課題別指針 「ジェンダーと開発」公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4ea388e4bbb5d162492579d4002b1538/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%EF%BD%A2%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%80%8D\(H21\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4ea388e4bbb5d162492579d4002b1538/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%EF%BD%A2%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%80%8D(H21).pdf)

JICA (2011) 「平成23年ジェンダー主流化推進年次報告書」企画部 経済基盤開発部
ジェンダー平等・貧困削減推進室

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48/\\$FILE/%E5%B9%B3%E6%88%9023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E5%B9%B4%E6%AC%A1%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48/$FILE/%E5%B9%B3%E6%88%9023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E5%B9%B4%E6%AC%A1%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf)

JICA (2013) 「パンフレット：JICAが取り組むジェンダー平等と女性のエンパワーメント」

http://www.jica.go.jp/english/publications/brochures/pdf/gender_EN.pdf

外務省 「草の根・人間の安全保障無償資金協力パンフレット」

農林水産省 (2011) 「海外農業情報調査分析（中南米）コロンビアの農業及び農業政策」

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h22/pdf/colombia.pdf

ウェブサイト

Alta Consejería Presidencial para la Equidad de la Mujer (ACPEM)

<https://es-la.facebook.com/Equidad.Mujer>

Agencia Nacional para la Superación de la Pobreza Extrema (ANSPE)

<http://www.anspe.gov.co/>

Agencia Presidencial de Cooperación Internacional de Colombia (APC Colombia)

<https://es-la.facebook.com/APCColombia>

Banco de la Republica/Banco Central de Colombia

<http://www.banrep.gov.co/>

Defensoría del Pueblo

<http://www.defensoria.gov.co/>

Departamento Administrativo Nacional de Estadística (DANE)

<http://www.dane.gov.co/>

Departamento Nacional de Planeación (DNP)

<https://www.dnp.gov.co/>

Departamento para la Prosperidad Social (DPS)

<http://www.dps.gov.co/portal/default.aspx>

Grupo de Cooperante en Colombia/Mesa de Genero

<http://colombia.unwomen.org/es/como-trabajamos/coordinacion-interagencial>

Instituto Colombiano de Bienestar Familiar (ICBF)
<http://www.icbf.gov.co/portal/page/portal/PortalICBF/EInstituto>

Instituto Nacional de Medicina Legal y Ciencias Forenses (INMLCF)
<http://www.medicinalegal.gov.co/>

Instituto Colombiano de Desarrollo Rural (INCODER)
<http://www.incoder.gov.co/portal/default.aspx>

Instituto Nacional de Salud
<http://www.ins.gov.co/Paginas/inicio.aspx>

Ministerio de Comercio, Industria y Turismo
<http://www.mincit.gov.co/index.php>

Ministerio de Educación Nacional
<http://www.mineducacion.gov.co/1621/w3-channel.html>

Ministerio de Salud y Protección Social
<http://www.minsalud.gov.co/Paginas/default.aspx>

Profamilia, Encuesta Nacional de Demografía y Salud
<https://es-es.facebook.com/ProfamiliaColombia1965?ref=ts>

Programa Presidencial para la Acción Integral contra Minas Antipersonal
<http://www.accioncontraminas.gov.co/Paginas/AICMA.aspx>

Red Nacional de Información
http://rni.unidadavictimas.gov.co/?page_id=1629

Servicio Nacional de Aprendizaje (SENA)
<http://www.sena.edu.co/Paginas/Inicio.aspx>

Sistema Nacional de Gestión del Riesgo de Desastres/Unidad Nacional de Gestión del Riesgo Desastres (NGRD) en Colombia
http://www.sigpad.gov.co/sigpad/noticias_detalle.aspx?idn=1369

Sistema de Identificación de Potenciales Beneficiarios de Programas Sociales (SISBEN)
<https://www.sisben.gov.co/default.aspx>

Sistema Nacional de Vigilancia en Salud Pública (SIVIGILA)
<http://www.ins.gov.co/lineas-de-accion/Subdireccion-Vigilancia/sivigila/Paginas/sivigila.aspx>

Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas
<http://www.unidadavictimas.gov.co/index.php>

Unidad Administrativa Especial de Gestión de Restitución de Tierras Despojadas/Ministerio de Agricultura y Desarrollo Rural
<https://www.minagricultura.gov.co/atencion-ciudadano/preguntas-frecuentes/Paginas/Restitucion-de-Tierras.aspx>

ジェンダー関連の主要援助機関

AECID Colombia
<http://www.aecid.org.co/?idcategoria=640>

Mesa de Género de la Cooperación Internacional en Colombia
<https://www.facebook.com/mesadegenerocolombiaMGC1>

SIDA Colombia

<http://www.sida.se/English/where-we-work/Latin-America/Colombia/Our-work-in-Colombia/>

UN Colombia

<http://nacionesunidas.org.co/>

UNDP Colombia

<http://www.undp.org/content/colombia/es/home.html>

UNHCR Colombia

<http://www.unhcr.org/pages/49e492ad6.html>

USAID Colombia

<http://www.usaid.gov/es/where-we-work/latin-american-and-caribbean/colombia>

コロンビア国内女性支援組織/ネットワーク

Asociación Nacional de Mujeres Campesinas, Negras e Indígenas de Colombia (ANMUCIC)
<http://www.gloobal.net/iepala/gloobal/fichas/ficha.php?id=9979&entidad=Agentes&html=1>

Casa de la Mujer

<https://es-es.facebook.com/CasaMujerColombia>

Conferencia Nacional de Organizaciones Afrocolombianas (CNOA)

<https://www.facebook.com/convergenciacnoa>

Iniciativa de Mujeres Colombianas por la Paz (IMP)

<http://www.gloobal.net/iepala/gloobal/fichas/ficha.php?id=9980&entidad=Agentes&html=1>

Mesa de Apoyo

Movimiento Cimarrón

<https://www.facebook.com/AfrosCimarron>

Organización Nacional de Indígena de Colombia

<https://www.facebook.com/Organización-Nacional-Indígena-de-Colombia-194516893995802/timeline/>

Red nacional de Mujeres

<https://ja-jp.facebook.com/RedNacionaldeMujeresColombia>

Ruta Pacífica de las Mujeres

<https://www.facebook.com/Ruta-Pacificade-las-Mujeres-Valle-del-Cauca-175638131749/timeline/>

